



(号外)  
発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

法規的告示

本号で公布された

- 平成二十七年総務省告示第三百十四号（個人番号カード等に関する技術的基準）の一部を改正する件  
（デジタル庁・総務一二）

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（国土交通三八六）

(法律第三五号) (内閣府本府)  
昨年一二月に閣議決定した対応方針に基づき、地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付けの緩和等を行うこととした。  
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第一九二号）（内閣府本府）

1 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二七号）の施行に伴い、独立公文書管理監の職務に重要経済安保情報の指定等の適正を確保するための措置に係る総合調整に関する事務を追加することとした。（本則関係）

2 この政令は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行の日（令和七年五月一六日）から施行することとした。（本則関係）

○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件

（農林水産七三〇）

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（国土交通三八七）

特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容の決定の期限を令和八年三月三一日から令和三年三月三一日まで延長することとした。(附則第二条の二二閏係)

第三回  
第二条の二〇関係

公告

（改正）地方自治法施行規則及び町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務五〇）

規則

## ○警察における重要経済安保情報に係る業務の適正の確保に関する規則

- 国家公安委員会における重要経済安全保障情報の保護に関する規則（同八）
- 国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則（同九）

二九	三〇	三一	三二
会社決算公告	裁判所	公示送達關係	官府
会社その他	特殊法人等	破産、免責、再生關係	
教育職員免許状取上げ処分、行旅死 亡人關係	地方公團體	地方公務員共済組合連合会關係	

○警察における重要経済安保情報に係る業務の適正の確保に関する規則

裁判所公示送達關係

六  
いて、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特定投資業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案）、我が

(国家公安委六)  
（）國家公安委員会における特定秘密の  
保護に関する規則の一部を改正する  
規則（同七）  
（）國家公安委員会における重要経済情報に係  
る業務の適正の確保に関する規則

裁判所	公示送達關係
破產、免責、再生關係	特殊法人等
地方政府員共濟組合連合会關係	地方公務員
教育職員免許狀取上手邊付、行旅花	地方公共團體

六一  
歯  
いて、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特定投資業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他、資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方

○国家公安委員会における重要経済情報の保護に関する規則（同八）  
○國家公安委員会行政文書管理規則の一部を改定する規則（同九）

教育職員免許法  
亡人関係  
会社その他  
会社法事公言  
元三

吉  
について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。(改正法附則第二項関係)

法

律

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

令和七年五月十六日

內閣總理大臣  
石破茂

法律第三十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための開創法律の整備に關する法律

二十二年法律第六十七号の一部を次のように改正する。  
中「(総務省令で定める署名に代わる措置を含む。)」を加える。  
昭和二十五年法律第二百九号による家畜工授精師の免許に関する事務である主務省令で定めるもの  
の届出の下に「同法第七十三条の二第一項から第三項までの届出」を加え  
る。このように加える。  
改正)  
昭和四十二年法律第八十一号の一部を次のように改正する。  
中「(届出)を「第十六条第一項若しくは第三項若しくは第十七条第一項から第三項までの届出」を加え  
る。このように加える。  
恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)による恩赦に関する事務  
であつて総務省令で定めるもの  
更生保護法(平成十九年法律第八十八号)による同法第二十五条  
第四十項若しくは第三十六条第八十八号)による同法第三十九条第五項、  
第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。  
の調査、同法第三十八条第一項の申出、同法第三章の保護観察  
の実施、同法第八十二条第一項の生活環境の調整の実施  
同法第八十二条第一項の生活環境の調整の実施



別表第二の九の一の項の次に次のように加える。



別表第五第二十七号の二の次に次の十号を加える。  
二十七の三 土地区画整理法による土地区画整理委

### 第三章 厚生労働省関係 (生活保護法の一部改正)

二十七の四 めるもの  
首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事

**第六条** 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

二十七の五 新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七の六 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七の七 流通業務市街地の整備に関する法律による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七の八 都市再開発法による市街地再開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七の九 新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業の施行に関する事務であつて、総務省令で定めるもの

係る事由のうち第五項において準用する第五十条の二の規定による届出をすべき事由に相当するものに基づく届出があつたものとみなす。

区整備事業の施行に関する事務であつて、総務省令で定めるもの  
二十七の十一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業  
の施行に関する事務であつて、総務省令で定めるもの

同法第七十七条第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定期の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

二十七の十二 河川法による同法第七十五条第一項の命令又は同法第七十七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの

同法第七十七条第一項又は第六項の規定による同一法第四百一十五条の三十五第六項の全部又は一部の効力の停止があつたとき。指

三十一号の次に次の二号を加える。  
三十一の二 土壤汚染対策法による同法第三条第三項の通知、同法第四条第三項若しくは第五条第一項の命令又は同法第七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの

同法第七十七条第一項又は第一百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指

別表第六の一の項の次に次のように加える。

同法第七十七条第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の規定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

の二 監査委員

**第四条** 地方独立行政法人法（平成1  
（地方独立行政法人法の一部改正）

二十二条第二号を次のように改める。  
大学又は大学及び高等専門学校（以下この号において「大学等」という。）の設置並行うこと並びに次に掲げる出資又は援助を行うこと。  
イ 当該大学等を設置する地方独立行政法人から委託を受けて、当該地方独立行政法人による教育研究に係る施設、設備又は知的基盤（科学技術・イノベーション創出の促進する法律（平成二十年法律第六十三号）第二十四条の四に規定する知的基盤をいわゆる施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進事業を実施する者に対して行う出資  
ロ 当該大学等における研究の成果を活用する事業（当該大学等における技術に関する

八 成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を除く)であつて政令で定めるものを実施する者に對して行う出資当該大学等における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定める

二 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の規定による出資並びに人の及び技術的援助

方公共団体情報システム機構法の一部改正  
地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正  
則第九条の二第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

別表第二由

七

に改める



内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年五月十六日

## 政令

内閣総理大臣 石破 茂

### 政令第二百九十二号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令  
内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一号を次のように改める。

一 内閣総理大臣を長とし、内閣府設置法第四条第一項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要な政策について、当該重要な政策に関する閣議において決定された基本的な方針に基づいて行う行政各部の施策の統一を図るために必要となる総合調整に関する事務のうち、次に掲げる措置に係るものに関すること。

イ 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第二百八号）附則第九条に規定する独立した公正な立場において行う、行政機関の長（同法第三条第一項本文に規定するものをいう。）による同項の規定による指定及び同法第四条第七項の規定による解除並びに当該指定を受けた情報を記録する行政文書（公文書等の管理に関する法律第二条第四項に規定するものをいう。口において同じ。）の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置

ロ 行政機関の長（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第二条第二項に規定するもの）による同項の規定による指定及び同法第四条第七項の規定による解除並びに当該指定を受けた情報を記録する行政文書の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置

#### 附 則

この政令は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）の施行の日（令和七年五月十六日）から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

## 省令

### ○総務省令第五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条第四項（市町村の合併の特例に関する法律（成十六年法律第五十九号）第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
**第一条** 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条第四項の総務省令で定める措置は、総務省技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号イに規定する電子署名とする。

（地方自治法施行規則の一部改正）  
**第一条** 地方自治法施行規則（昭和二十二年内閣府令第二十九号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようく改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
〔新設〕		

#### 第一条の二 〔略〕

#### 第三条 地方自治法第八十五条第一項、第二百六十二条第一項及び第二百九十五条の六第七項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第二百八号）第五十条第四項及び第五項並びに地方自治法施行令第二百六条、第二百十四条、第二百十七条、第二百八十四条、第二百九十三条の五第一項、第二百二十四条の四及び第二百五十五条の四において準用する公職選挙法施行令第二百六条、第二百九十三条の五第一項、第二百二十四条の四及び第二百五十五条の四において準用する公職選挙法による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第八条の規定による様式に準じて調製しなければならない。

#### 第一条 〔同上〕

〔第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十五条第一項、第二百六十二条第一項及び第二百九十五条の六第七項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第二百八号）第五十条第四項及び第五項並びに地方自治法施行令第二百六条、第二百九十三条の五第一項、第二百二十四条の四及び第二百五十五条の四において準用する公職選挙法による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第八条の規定による様式に準じて調製しなければならない。〕

#### 第一条 〔同上〕

〔第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十五条第一項、第二百六十二条第一項及び第二百九十五条の六第七項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第二百八号）第五十条第四項及び第五項並びに地方自治法施行令第二百六条、第二百九十三条の五第一項、第二百二十四条の四及び第二百五十五条の四において準用する公職選挙法による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第八条の規定による様式に準じて調製しなければならない。〕

#### 第十二条の二の二 地方自治法第二百二十三条规定の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号イに規定する電子署名とする。

#### 第十二条の二の二 地方自治法第二百二十三条规定の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

#### 別記

##### 投票用紙様式の一（第一条の二関係）

〔様式略〕

##### 投票用紙様式の二（第一条の二関係）

〔様式略〕

#### 別記

##### 投票用紙様式の一（第一条関係）

〔同上〕

##### 投票用紙様式の二（第一条関係）

〔同上〕

(市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正)

**第二条** 市町村の合併の特例に関する法律施行規則(平成十七年総務省令第四十三号)の一部を次の

ようにより改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ  
る規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定  
(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(合併特例区規則の公布に係る署名に代わ る措置)	
<b>第十三条の二 地方自治法施行規則(昭和二 十二年内務省令第二十九号)第一条の規定</b>	
は、法第三十五条第二項において準用する 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)	
<b>第十六条第四項の総務省令で定める措置に ついて準用する。</b>	
(合併特例区に係る決算の調製等の様式)	
<b>第十四条 令第四十三条第三項に規定する決 算の調製の様式及び同条第二項の規定によ る書類の様式は、地方自治法施行規則第十 六条の規定による決算の調製の様式並びに 同規則第十六条の二の規定による歳入歳出 決算事項別明細書、実質収支に関する調書 及び財産に関する調書の様式に準じるもの でなければならない。</b>	
(合併特例区に係る指定納付受託者に対す る納付の委託の要件)	
<b>第十四条の二 地方自治法施行規則第十二条 の二の十一第一項の規定は、法第四十七条 において準用する地方自治法第二百三十一 条の二の二第一号に規定する総務省令で定 めるものについて準用する。</b>	
2 略	
2 「同上」	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を除く全体に付した傍 線は注記である。	

**附  
則**

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関  
する法律(令和七年法律第三十五号)の公布の日から施行する。

**規  
則**

○國家公安委員会規則第六号

警察法施行令(昭和二十九年政令第百五十一号)第十三条第一項の規定に基づき、警察における重  
要経済安保情報に係る業務の適正の確保に関する規則を次のように定める。

令和七年五月十六日 國家公安委員会委員長 坂井 学

警察における重要経済安保情報に係る業務の適正の確保に関する規則

**(目的)**

**第一条** この規則は、警察における重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和六年法律第  
二十七号。以下「法」という。)の適正な運用を確保するため、警察庁長官(以下「長官」という。)  
による重要経済安保情報(法第三条第一項の重要な経済安保情報をいう。以下同じ。)の指定及び解除  
の状況の報告その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(指定及び解除の状況の報告)

**第二条** 長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、警察庁における重要経済安保情報  
の指定及び解除の状況を報告するものとする。

(保護措置の実施の状況の報告)

**第三条** 長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、警察庁及び都道府県警察(次条第  
一項及び第五条第一項において「警察本部長」という。)における重要経済安保情報の保護措置の実施  
の状況を報告するものとする。

2 警視総監及び道府県警察本部長(次条及び第五条において「警察本部長」という。)は、それぞれ、  
都道府県公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、当該都道府県警察における重要経済安保情報  
の保護措置の実施の状況を報告するものとする。

(その他の措置の実施の状況の報告)

**第四条** 第二条及び前条第一項に定めるもののほか、長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なく  
とも一回、警察庁等における適性評価(法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。次項及び次  
条において同じ。)その他法及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令(令和七年政  
令第二十六号)(次項及び次条において「法令」という。)の規定により長官及び警察本部長が講ずる  
こととされる措置の実施の状況を報告するものとする。

(臨時の報告)

2 前条第二項に定めるもののほか、警察本部長は、それぞれ、都道府県公安委員会に対し、毎年度  
少なくとも一回、当該都道府県警察における適性評価その他法令の規定により警察本部長が講ずる  
こととされる措置の実施の状況を報告するものとする。

**第五条** 第二条、第三条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、長官は、国家公安委員会から、  
警察庁における重要経済安保情報の指定及び解除の状況、警察庁等における重要経済安保情報の保  
護措置の実施の状況又は警察庁等における適性評価その他法令の規定により長官及び警察本部長が  
講ずることとされる措置の実施の状況について報告を求められたときは、速やかに、当該状況を報  
告するものとする。

2 第三条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、警察本部長は、それぞれ、都道府県公安委員  
会から、当該都道府県警察における重要経済安保情報の保護措置の実施の状況又は適性評価その他  
法令の規定により警察本部長が講ずることとされる措置の実施の状況について報告を求められたと  
きは、速やかに、当該状況を報告するものとする。

この規則は、法の施行の日(令和七年五月十六日)から施行する。







(職員の範囲の制限)

**第四条** 法第十一條第一項又は第二項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから的重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員（国家公安委員会の委員長及び委員並びに会務官及び会務官に置かれる職員をいう。第二十九條第一項を除き、以下同じ。）の範囲の決定（法第六條第一項の規定により提供を受ける重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定を含む。）は、係単位又は官職単位で行う方法その他の取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲は当該重要経済安保情報を知得させる必要性を考慮して必要最小限にとどめるものとする。

2 重要経済安保情報管理者は、前項の重要な経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の記録方式によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）を含む。第九條第二項、第十條第二項、第十二條第二項及び第三項後段、第十六條第四項及び第五項後段、第十七條第三項及び第四項後段並びに第四十八條を除き、以下同じ。）に記載しておくものとする。

## (保全教育)

**第五条** 重要な経済安保情報管理者は、職員に対し、重要な経済安保情報を適切に保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図るために教育を実施するものとする。

2 前項の教育は、重要な経済安保情報の取扱いの業務を行う職員（国家公安委員会の委員長及び委員を除く。）が少なくとも年一回受講することができるよう実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。

3 重要な経済安保情報管理者は、新たに重要な経済安保情報の取扱いの業務を行うこととされる職員に対して、その取扱いの業務を行う前に、第一項の教育を実施するよう努めるものとする。

## (第二章 重要な経済安保情報の指定等)

## (重要な経済安保情報の指定)

**第六条** 法第三条第一項の規定による重要な経済安保情報の指定（以下単に「指定」という。）は、別記

様式第一号の書面により行うものとする。

2 職員は、その職務において、指定をすべき情報があると認めた場合は、直ちに重要な経済安保情報管理者に通報することとされる職員に（指定管理簿の様式等）

## (重要な経済安保情報の指定)

**第七条** 令第三条に規定する指定管理簿（以下この条において「指定管理簿」という。）は、重要な経済

安保情報管理者が管理するものとする。

2 指定管理簿の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

3 重要な経済安保情報管理者は、指定管理簿に指定及び解除に係る事項その他の必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

4 重要な経済安保情報管理者は、前項の規定により記載又は記録をしたときは、内閣府独立公文書管理監に対し、必要に応じ、指定管理簿の写しを提出するものとする。

(重要な経済安保情報の表示の方法)

**第八条** 重要な経済安保情報表示（令第四条に規定する重要な経済安保情報表示をいい、令第十四条第一号に規定する法第三条第二項第一号に掲げる措置を含む。以下同じ。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる重要な経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

1 重要な経済安保情報である情報を記録する文書又は図画その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要な経済安保情報」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、赤色以外の色。以下同じ。）で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。

二 重要な経済安保情報である情報を記録する電磁的記録、当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要な経済安保情報」の文字及び枠を赤色と共に認識することができるようになること。

三 重要な経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「重要な経済安保情報」の文字及び枠を赤色で付すこと。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

2 重要な経済安保情報表示を重要な経済安保情報を記録する文書又は図画に付する場合において、当該文書又は図画が冊子の一部であるときは、当該冊子の表紙に「重要な経済安保情報文書」の文字を赤色で記載するものとする。ただし、当該表紙に重要な経済安保情報表示がある場合は、この限りでない。

3 重要な経済安保情報文書等を重要な経済安保情報表示を含めて複製することにより作成したときは、重要な経済安保情報表示をすることを要しない。前項の規定による記載を含めて複製することにより作成した場合も、同様とする。

4 第一項の場合において、重要な経済安保情報文書等に記録されている重要な経済安保情報が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（以下単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報であるときは、重要な経済安保情報表示に加え、同項各号に定める方法と同様の方法で当該外国の政府等を示す表示をするものとする。ただし、重要な経済安保情報である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

5 前項本文の規定にかかわらず、当該重要な経済安保情報文書等に外国の政府等を示す表示が既にされているときは、同項本文の規定による表示をすることを要しない。

6 第一項第一号又は第三号に定めるところにより行う重要な経済安保情報表示の寸法は、縦十二ミリメートル、横四十二ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合においては、この限りでない。

## (通知の方法)

**第九条** 法第三条第二項第二号の規定による通知（令第十四条第一号に規定する法第三条第二項第二号に掲げる措置を含む。）は、国家公安委員会が、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る重要な経済安保情報の概要を記載した別記様式第四号の書面により、

当該指定に係る重要な経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（前項第一項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。

2 前項の周知を書面により行う場合には、当該周知は、当該指定に係る重要な経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員に当該書面を供覧させることにより行うものとし、作成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。

## (周知の方法)

**第十条** 指定がされたときは、重要な経済安保情報管理者は、当該指定がされた旨、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る重要な経済安保情報の概要を記載した別記様式第四号の書面により、当該指定に係る重要な経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（前項第一項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。

2 前項の周知を書面により行う場合には、当該周知は、当該指定に係る重要な経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員に当該書面を供覧させることにより行うものとし、作成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。

(指定の有効期間の延長)

**第十一條** 法第四条第二項の規定による指定の有効期間の延長は、別記様式第五号の書面により行うものとする。

2 職員は、指定の有効期間が満了する時において、当該指定がされた情報が法第三条第一項に規定する要件を満たしていると認めたときは、重要経済安保情報管理者に直ちに通報することその他の重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

(指定の有効期間の延長に伴う通知等)

**第十二条** 令第八条第一号の規定による通知(令第十四条第三号の通知を含む)は、国家公安委員会が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した別記様式第六号の書面により行うものとする。

2 第九条第二項の規定は、前項の通知を書面により行う場合について準用する。

第九条第二項中「当該重要経済安保情報である情報を取り扱う者」とあるのは、「令第七条第一項第二号イ及びロに掲げる者」と読み替えるものとする。

2 法第四条第二項の規定により指定の有効期間が延長されたときは、重要経済安保情報管理者は、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を別記様式第七号の書面により、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員(第一項の通知を受けた者を除く。)に周知するものとする。この場合において、第十条第二項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

(指定の理由の点検)

**第十三条** 重要経済安保情報管理者は、指定の理由の点検を年一回以上行うものとする。

2 前項の規定により指定の理由の点検を行ったときは、別記様式第八号の指定理由点検記録簿に記載し、又は記録しておくものとする。

(指定の解除)

**第十四条** 法第四条第七項の規定による指定の解除は、別記様式第九号の書面により行うものとする。

2 職員は、指定がされた情報が法第三条第一項に規定する要件を満たしていないと認めたときは、重要経済安保情報管理者に直ちに報告することその他の適切な措置を講ずるものとする。

(重要経済安保情報表示の抹消)

**第十五条** 令第七条第一項第一号及び第十条第一項第一号の規定による重要経済安保情報表示の抹消(令第十四条第二号イ及び第四号イに規定する重要経済安保情報表示の抹消を含む。)は、保全責任者が、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

一 重要経済安保情報であつた情報を記録する文書又は図画 重要経済安保情報表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法

二 重要経済安保情報であつた情報を記録する電磁的記録のうち当該情報を記録しているときは、当該電磁的記録の映像面上において視覚により認識する状態にしたときに、重要経済安保情報表示の「重要経済安保情報」の文字及び枠を認識することができないようにする方法

三 重要経済安保情報であつた情報を記録し、又は化体する物件 刻印によつて重要経済安保情報表示を示しているときは、当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによつて重要経済安保情報表示を示しているときは、当該表示に赤色の二重線を付することその他これらに準ずる確実な方法

2 前項に規定する重要経済安保情報表示の抹消を行う場合において、同項第一号に掲げる文書又は図画が第八条第二項の規定による記載をしたものであり、引き続き当該記載をすることを要しなくなつたときは、同号の規定の例により、当該記載を抹消するものとする。

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

**第十六条** 令第七条第二項に規定する指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧重要経済安保情報文書等(同条第一項第一号に規定する旧重要経済安保情報文書等をいう。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

一 重要経済安保情報であつた情報を記録する文書又は図画 抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すること。

2 重要経済安保情報であつた情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるよう

すること。

3 重要経済安保情報であつた情報を記録し、又は化体する物件 抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所(見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部)に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すること。

2 前項第一号又は第三号に定めるところにより行う場合について準用する。

メートル、横四十二ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合においては、この限りでない。

3 令第七条第一項第二号の規定による通知(令第十四条第二号ロの通知を含む。)は、国家公安委員会が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した別記様式第十号の書面により行うものとする。

4 第九条第二項の規定は、前項の通知を書面により行う場合について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該重要経済安保情報である情報を取り扱う者」とあるのは、「令第七条第一項第二号イ及びロに掲げる者」と読み替えるものとする。

5 指定の有効期間が満了したときは、重要経済安保情報管理者は、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した別記様式第十一号の書面により、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員(第三項の通知を受けた者を除く。)に周知するものとする。この場合において、第十条第二項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

(指定の解除に伴う措置)

**第十七条** 前条第一項及び第二項の規定は、令第十条第二項に規定する指定解除表示について準用する。この場合において、前条第一項中「重要経済安保情報指定有効期間満了」とあるのは、「重要経済安保情報指定解除」と読み替えるものとする。

2 令第十条第一項第二号の規定による通知(令第十四条第四号ロの通知を含む。)は、国家公安委員会が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した別記様式第十二号の書面により行うものとする。

3 第九条第二項の規定は、前項の通知を書面により行う場合について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該重要経済安保情報である情報を取り扱う者」とあるのは、「令第七条第一項第二号イ及びロに掲げる者」と読み替えるものとする。

4 法第四条第七項の規定により指定を解除したときは、重要経済安保情報管理者が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した別記様式第十三号の書面により、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員(第二項の通知を受けた者を除く。)に周知するものとする。

この場合において、第十条第二項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

### 第三章 重要経済安保情報の取扱いの業務

#### 第一節 重要経済安保情報の保護のための環境整備

##### (重要経済安保情報へのアクセス管理)

**第十八条** 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報を取り扱う執務室等について、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の者が重要経済安保情報にアクセスすることがないようするため、当該執務室等の状況等に応じ、適切な物理的措置を講ずるものとする。(立入制限)

**第十九条** 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報が取り扱われる場所について、重要経済安保情報を適切に保護するために必要があると認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、重要経済安保情報管理者の許可を受けた者は、この限りでない。

- 2 前項の規定により立入りを禁止した場合には、重要経済安保情報管理者は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるものとする。(機器持込制限)

**第二十条** 重要経済安保情報管理者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器(携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、録音機、ビデオカメラその他)の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。次項において同じ。の持込み(以下この条において「機器持込み」という。)を禁止するものとする。

- 1 前条第一項の規定により立入りが禁止された場所
- 2 日常的に重要経済安保情報を取り扱う執務室(障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ重要経済安保情報を取り扱う場合には当該区画に限る。)
- 3 重要経済安保情報を取り扱う会議を開催する会議室(当該会議の開催中に限る。)

**第二十一条** 重要経済安保情報を取り扱う会議を開催する会議室(当該会議の開催中に限る。)の持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐために必要な措置を講ずる

- 1 職員は、前項の規定による禁止がされた場所に機器持込みをしてはならない。ただし、保全責任者の許可を受けた者が保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合は、この限りでない。
- 2 第一項の規定により機器持込みを禁止した場合には、重要経済安保情報管理者は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐために必要な措置を講ずる

(重要経済安保情報文書等の保管容器等)

**第二十二条** 重要経済安保情報管理者は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能な十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

**第二十三条** 重要経済安保情報文書等(文書又は図画に限る。)が他の行政文書(公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理法」という。)第二条第四項に規定する行政文書(文書又は図画に限り、特定秘密文書等(特定秘密の保護に関する法律施行令(平成二十六年政令三百三十六号)第四条に規定する特定秘密文書等をいう。)を除く。)を除く。)をいう。以下この項において同じ。)と同一の行政文書ファイル(公文書管理法第五条第二項に規定する行政文書ファイルをいう。)にまとめられている場合には、当該重要経済安保情報文書等を他の行政文書とは別のファイル用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

**第二十四条** 重要経済安保情報文書等(電磁的記録を除く。)は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能な十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

**第二十五条** 重要経済安保情報文書等(電算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器(電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器(第二十四条第一項において「記憶媒体」という。)のうち、可搬型のものをいう。第二十三条第二項及び第四項において同じ。)には、その盗難、紛失等を防止するため、電子計算機の端末をワイヤで固定することその他の必要な物理的措置を講ずるものとする。

**第二十六条** 重要経済安保情報文書等の保管

#### (重要経済安保情報の保護のための施設設備)

**第二十七条** 重要経済安保情報管理者は、前条に定めるもののほか、重要経済安保情報文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

**第二十八条** 重要経済安保情報の取扱いの業務を行つた場合に、当該電算機の使用の制限等(重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

**第二十九条** 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続している電子計算機であつて、かつ、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることを防止するためには、必要な措置が講じられたものとして重要経済安保情報管理者が認めたときは、この限りでない。

**第三十条** 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報文書等を記録する電磁的記録を前項の電子計算機により取り扱う場合において、当該電子計算機の記録を記録したとき又は印刷したときは、可搬記憶媒体に記録したこと又は印刷したことの記録を保存するものとする。

**第三十一条** 前二項に規定するもののほか、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、最新の情報の機密性、完全性及び可用性の確保に関する基準であつて重要経済安保情報管理者が定めるものを厳格に適用するとともに、最新の政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に定める情報の取扱いに関する遵守事項に即した適切な対応をとるものとする。

**第三十二条** 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員は、重要経済安保情報文書等を記録する電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。

#### (重要経済安保情報文書等管理簿)

**第三十三条** 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報文書等の作成(翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。第四項、第三十五条第二項及び第三十八条第四項を除き、以下同じ。)、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊(以下「重要経済安保情報文書等管理簿」という。)を備えるものとする。

**第三十四条** 保全責任者は、重要経済安保情報文書等について、指定の整理番号、重要経済安保情報文書等の件名、登録番号(重要経済安保情報文書等ごとに付する一連番号をいう。以下同じ。)、作成又は受領の年月日及び交付先その他の事項を重要経済安保情報文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

**第三十五条** 重要経済安保情報文書等管理簿の様式は、別記様式第十四号を標準とする。

**第三十六条** 情報の保護上、特段の必要がある重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報文書等管理簿は、他の重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報文書等管理簿と分けて作成することができる。

#### (第二節 重要経済安保情報文書等の作成)

**第三十七条** 重要経済安保情報文書等を作成するときは、作成する重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該重要経済安保情報文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

**第三十八条** 重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画(重要経済安保情報表示(第八条第二項の規定による記載をしている場合は当該記載)の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること)。

**第三十九条** 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録(当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、重要経済安保情報表示と共に赤色で認識することができるよう)に付する。

**第三節 重要経済安保情報文書等の交付、伝達、運搬等**

(交付及び伝達の承認等)

**第二十七条** 重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達するときは、重要経済安保情報管理者の承認を得るものとする。

**第二十八条** 重要経済安保情報文書等（電磁的記録を除く。）の運搬は、当該重要経済安保情報文書等に記録し、又は化体された重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員の中から保全責任者が指名する職員が携行することにより行うものとする。

**2** 前項の規定によることができないときは又は不適当であるときの運搬は、重要経済安保情報管理者の定めるところにより行うものとする。

(交付の方法)

**第二十九条** 重要経済安保情報文書等を交付するときは、受領書又は重要経済安保情報文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員（法第十一条第一項又は第二項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととされる者に限る。）から記名を得たなど交付の記録を残すものとする。

**3** 受領書の様式は、別記様式第十五号を標準とする。

**3** 重要経済安保情報文書等の交付は、郵送により行つてはならない。

(文書及び図画の封かん等)

**第三十条** 重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画を運搬し、又は交付するときは、当該文書又は図画を外部から見ることができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、重要経済安保情報の取扱いの業務を行なう職員が携行する場合で重要経済安保情報管理者が重要経済安保情報の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

**第三十一条** 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盜見その他の危険を防止するため、当該物件を運搬容器に収納し、かつ、当該運搬容器に施錠することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(電気通信による送信)

**第三十二条** 重要経済安保情報を電気通信により送信するときは、暗号化その他の重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

**2** 重要経済安保情報の電気通信による送信は、電子メールその他のインターネットを通じた方法により行つてはならない。ただし、海外と我が国との間において情報を伝達するため特に緊急の必要がある場合であつて、他に適當な手段がないと重要経済安保情報管理者が認めたときは、この限りでない。

**第三十三条** 封かんされている重要経済安保情報文書等は、名宛人又はその指名した職員（法第十一条第一項又は第二項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第三十七条及び第三十九条第三項において同じ。）でなければ開封してはならない。

(伝達の方法)

**第三十四条** 重要経済安保情報を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該重要経済安保情報の内容を筆記することを差し控えるよう求めることその他の重要経済安保情報の保護について注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。

**2** 重要経済安保情報を電話により伝達するときは、暗号化して伝達するものとする。ただし、真にやむを得ない場合で、重要経済安保情報管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

**3** 前項ただし書の場合においては、略号を用いることその他の重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

**4** 重要経済安保情報を伝達する場合には、盜聴及び盗見の防止に努めるものとする。

#### 第三十五条 重要経済安保情報文書等の保管

**2** 保全責任者は、重要経済安保情報文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、重要経済安保情報文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する。

**3** 重要経済安保情報文書等保管管理簿を作成するものとする。

**4** 重要経済安保情報文書等取扱簿の様式は、別記様式第十六号を標準とする。

#### 第三十六条 重要経済安保情報文書等の取扱いの記録

**2** 保全責任者は、重要経済安保情報文書等の取扱いの経過を明確にするため、重要経済安保情報文書等を取り扱った職員の氏名、年月日その他必要な事項を重要経済安保情報文書等取扱簿に記載し、又は記録することにより保存するものとする。

**3** 重要経済安保情報文書等保管管理簿の様式は、別記様式第十七号を標準とする。

#### 第三十七条 重要経済安保情報文書等の廃棄

**2** 前項に規定する重要経済安保情報文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ国家公安委員会の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合は、この限りでない。

**3** 前項ただし書の場合においては、重要経済安保情報文書等の廃棄後、速やかにその旨を国家公安委員会に報告するものとする。

#### 第三十八条 重要経済安保情報文書等の奪取その他の重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適當な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による当該重要経済安保情報文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

**2** 前項に規定する重要経済安保情報文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ国家公安委員会の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合は、この限りでない。

**3** 前項ただし書の場合においては、重要経済安保情報文書等の廃棄後、速やかにその旨を国家公安委員会に報告するものとする。

**4** 第一項に規定する廃棄をした場合には、重要経済安保情報管理者は、廃棄した重要経済安保情報文書等の概要、重要経済安保情報の漏えいを防止するため他に適當な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、国家公安委員会に報告するものとする。

**5** 前項の報告を受けた国家公安委員会は、同項に規定する事項を重要経済安保情報保護活用委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

#### 第五節 検査

**第三十九条** 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護の状況について、検査を毎年度二回以上定期的に実施するものとする。

**2** 重要経済安保情報管理者は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、重要経済安保情報の保護の状況を臨時に検査するものとする。

- 4 3 重要経済安保情報管理者は、前二項の検査をその指名する職員に行わせることができる。
- 第一項及び第二項の検査においては、重要経済安保情報文書等管理簿及び重要経済安保情報文書等保管管理簿の記載又は記録と重要経済安保情報文書等の保管の状況の照合のほか、この規則に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。
- 第六節 紛失時等の措置**
- 第四十条 職員は、重要経済安保情報文書等の紛失、重要経済安保情報の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。
- 1 重要経済安保情報の取扱いの業務を行った職員（次号に定める報告を受けた職員を含む） 当該事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を重要経済安保情報管理者に報告すること。
  - 2 重要経済安保情報の取扱いの業務を行った職員以外の職員 当該事故の内容を当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行った職員に報告すること。
- 第四章 指定等が法等に従つていないと認めたときの措置
- 第四十一条 職員は、指定若しくはその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等（行政文書ファイル管理簿（公文書管理法第七条第一項に規定する行政文書ファイル等をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第五条第五項に規定する行政文書ファイル等をいう。）のうち重要経済安保情報を記録するものをいう。以下この条及び第四十六条において同じ。）の管轄が法、令又は運用基準（以下この条及び第四十六条において「法等」という。）に従つて行われておらず、又はそのおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに当該各号に定める措置を講ずるものとする。
- 1 重要経済安保情報の取扱いの業務を行った職員（次号に定める報告を受けた職員を含む。） 適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を重要経済安保情報管理者に報告すること。
  - 2 重要経済安保情報の取扱いの業務を行った職員以外の職員 指定若しくはその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従つて行われておらず、又はそのおそれがある旨を当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行った職員に報告すること。
- 2 前項の報告を受けた重要経済安保情報管理者は、指定若しくはその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従つて行われていたか否かに関する調査を行うとともに、次の各員会に報告すること。
- 2 重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従つて行われていないと認めた場合 適切な措置を講じ、速やかに、その結果を国家公安委員会に報告すること。
  - 3 国家公安委員会は、前項第一号の報告を受けた場合には、その内容に応じ適切な措置を講ずるものとする。
- 4 国家公安委員会は、第二項各号の報告に係る指定若しくはその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従つて行われていないと認めた場合には、速やかに、その旨を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。
- 第五章 他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供**
- （他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供）
- 第四十二条 法第六条第一項の規定による他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供は、第三章第三節の規定に従い、重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達することにより行つものとする。
- （他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に伴う協議）
- 第四十三条 法第六条第二項の協議は、別記様式第十八号又は第十九号の書面により行うことと標準とする。
- 第六章 通報窓口**
- （他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め）
- 第四十四条 重要経済安保情報管理者は、法第六条第二項の規定により行われた協議の結果に従い、必要に応じ、提供先において重要経済安保情報の取扱いの業務を管理する者と令第十四条各号に掲げる事項の詳細について取り決めるものとする。
- （公益上の必要による重要経済安保情報の提供の手続）
- 第四十五条 法第九条第一項の規定により重要経済安保情報を提供する場合における重要経済安保情報文書等の交付についての第二十九条第一項の規定の適用については、同項中「職員（法第十一条第一項又は第二項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。）」とあるのは、「者」とする。
- 第七章 雑則**
- （指定前の取扱い）
- 第四十七条 指定が予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録若しくは物件について、法、令、運用基準及びこの規則に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。（国際約束に基づき提供された情報の目的外利用の承認）
- 第四十八条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る重要経済安保情報を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、当該情報を提供した外国の政府等の書面による承認を事前に得るものとする。
- （国際約束に基づき提供された情報である重要経済安保情報の取扱い）
- 第四十九条 前条までに定めるもののほか、情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報である重要経済安保情報については、当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。（補則）
- 第五十条 この規則の実施に関し必要な事項の細目は、重要経済安保情報管理者が定める。
- 附 則**
- （施行期日）
- 第一条 この規則は、法の施行の日（令和七年五月十六日）から施行する。
- （経過措置）
- 第二条 法附則第二条の政令で定める日の前日までの間（次項において「経過期間」という。）においては、第三条第四項第二十九条第一項、第三十三条及び第四十五条の規定の適用については、これらの規定中「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項又は法附則第二条」とする。
- 2 経過期間においては、法附則第二条の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行なうことができる者（うちから的重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の指名について、第四条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「範囲の決定」とあるのは「指名」とは、係単位又は官職単位で行う方法その他）とあるのは「は」と読み替えるものとする。

令和 年 月 日  
国家公安委員会

指定の理由

重要経済安保情報指定書

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3  
条第1項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報を指定する。

記

1 対象情報

2 指定の整理番号

3 運用基準第2章第1節1(2)の事項の細目のいづれに關するものであるかの別

4 指定の理由  
別紙のとおり

5 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲

6 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいづれの措置であるかの別

7 指定の有効期間等  
(1) 指定の有効期間

(2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第2号(第7条関係)

## 重要経済安保情報指定管理簿

別記様式第3号（第9条関係）

(宛先)

令和年月日

## 重要経済安保情報の指定について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報を指定したので、通知する。

1 指定の整理番号

2 指定をした年月日

3 指定に係る重要経済安保情報の概要

4 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲

## 5 指定の有効期間等

(2) 当該有効期間が満了する年月日

(宛先)

令和年月日  
番号  
国家公安委員会会務官

重要経済安保情報の指定について  
標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報が指定されたので、周知する。

## 記

## 1 指定の整理番号

- 2 指定がされた年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 5 指定の有効期間等
- (1) 指定の有効期間
- (2) 当該有効期間が満了する年月日

令和年月日  
番号  
国家公安委員会

重要経済安保情報指定延長書  
重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第2項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間を延長する。

## 記

## 1 対象情報

- 2 指定の整理番号
- 3 運用基準第2章第1節1(2)の事項の細目のいずれに關するものであるかの別
- 4 指定の有効期間延長の理由
- 5 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 6 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 7 延長後の指定の有効期間等
- (1) 延長後の指定の有効期間
- (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第6号（第12条関係）

（宛

先）

発  
令和 年 月 日  
番  
国家公安委員会

（宛

先）

発  
令和 年 月 日  
番  
国家公安委員会会務官

## 重要経済安保情報の指定の有効期間延長について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第2項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間を延長したので、通知する。

記  
重要経済安保情報の指定の有効期間延長について  
標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第2項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が延長されたので、周知する。

## 1 指定の整理番号

## 2 指定の有効期間を延長した年月日

## 3 指定に係る重要経済安保情報の概要

## 4 延長後の指定の有効期間等

## (1) 延長後の指定の有効期間

## (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第7号（第12条関係）

（宛

先）

発  
令和 年 月 日  
番  
国家公安委員会

（宛

先）

発  
令和 年 月 日  
番  
国家公安委員会会務官

別記様式第8号(第13条関係)

## 指定理由点検記録簿

別記様式第9号(第14条関係)

令和年月日  
国家公安委員会

**重要経済安保情報指定解除書**  
重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第7項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報の指定を解除する。

四

1

2 指定の整理番号

3 指定の解除の理由

(注) 重要経済安保情報に指定した情報の一部を解除(以下「一部解除」という。)する場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「1 対象情報」を「1 一部解除する情報」とし、「3 指定の解除の理由」の次に「4 一部解除後の指定に係る情報」を記載。

別記様式第10号（第16条関係）

発 番  
令和 年 月 日  
(宛 先)  
国家公安委員会

重要経済安保情報の指定の有効期間満了について  
標記について、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が満了  
したので、通知する。

記  
1 指定の整理番号

2 指定の有効期間の満了年月日

3 指定に係る重要経済安保情報の概要

別記様式第11号（第16条関係）

発 番  
令和 年 月 日  
国家公安委員会会務官

重要経済安保情報の指定の有効期間満了について  
標記について、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が満了  
したので、周知する。

記  
1 指定の整理番号

2 指定の有効期間の満了年月日

3 指定に係る重要経済安保情報の概要

発  
番  
令和 年 月 日

(宛  
先)

国家公安委員会

重要経済安保情報の指定の解除について  
標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年  
法律第27号）第4条第7項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報  
の指定を解除したので、通知する。

記

1 指定の整理番号

- 2 指定を解除した年月日

3 指定に係る重要経済安保情報の概要

(注) 一部解除した場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「3  
指定に係る重要経済安保情報の概要」を「3 一部解除した情報」と  
し、必要に応じ、「3 一部解除した情報」の次に「4 一部解除後の  
指定に係る重要経済安保情報の概要」を記載。

発  
番  
令和 年 月 日

(宛  
先)

国家公安委員会会務官

重要経済安保情報の指定の解除について  
標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年  
法律第27号）第4条第7項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報  
の指定が解除されたので、周知する。

記

1 指定の整理番号

- 2 指定が解除された年月日

3 指定に係る重要経済安保情報の概要

(注) 一部解除された場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「3  
指定に係る重要経済安保情報の概要」を「3 一部解除された情報」と  
し、必要に応じ、「3 一部解除された情報」の次に「4 一部解除後の  
指定に係る重要経済安保情報の概要」を記載。

別記様式第14号（第24条関係）

## 重要經濟安保情報文書等管理簿

別記様式第15号（第29条関係）

重要經濟安保情報文書等受領書

登録番号
件名
交付機関名
交付者

上記の□文書□物件を受領しました（該当する□に印を付ける。）。

別記様式第16号（第35条関係）

重要經濟安保情報文書等保管管理簿

別記様式第17号（第36条関係）

## 重要經濟安保情報文書等取扱簿

別記様式第18号（第43条関係）

発 番  
令和 年 月 日  
(提供先行政機関の長) 殿  
国家公安委員会

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第6条に基づく重要経済  
安保情報の提供について（協議）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下  
「法」という。）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり重要経済安保情  
報の保護に關し必要な措置を実施されたく協議する。

なお、重要経済安保情報の内容等により特段の措置が必要である場合には別  
途協議する。

## 記

別記様式第19号（第43条関係）

発 番  
令和 年 月 日  
(提供先行政機関の長) 殿  
国家公安委員会

重要経済安保情報の提供について（回答）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第6条に基づく重要経済安保  
情報の提供について（協議）（令和 年 月 日 号）に記されたと  
おり、重要経済安保情報の保護に關し必要な措置を講ずることとしたので、通  
知する。

国家公安委員会が法第6条第1項の規定により（提供先行政機関）に提供す  
る重要経済安保情報については、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法  
律施行令（令和7年政令第26号）第11条第1項の規定に基づき（提供先行政機  
関の長）が定める規程に従い、同項各号及び第14条各号に掲げる措置を確実に  
講ずること。

○國家公安委員會規則第九號  
警察法施行令（昭和二十九年  
行政文書管理規則の一部を改正  
合四七三五二一六一

国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則  
国家公安委員会行政文書管理規則（平成二十三年国家公安委  
員会令第3号）

改正する  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p><b>第二条</b> 「1～4 略」</p> <p>（定義） 改 正 後</p> <p>5 この規則において「秘密文書」とは、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）及び重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報又は重要経済安保情報である情報を記録する行政文書を除く。）をいう。</p> <p>（特定秘密である情報又は重要絏済安保情報である情報を記録する行政文書の管理） 改 正 前</p> <p>（特定秘密である情報を記録する行政文書についての管理）</p> <p>第三十二条 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この規則で定めるもののか、特定秘密の保護に関する法律、</p>	<p><b>第二条</b> 「1～4 同上」</p> <p>（定義） 改 正 前</p> <p>5 この規則において「秘密文書」とは、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。）をいう。</p> <p>（特定秘密である情報を記録する行政文書についての管理）</p> <p>第三十二条 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この規則で定めるもののか、特定秘密の保護に関する法律、</p>
--	---

特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成二十六年十月十四日閣議決定）及び特定秘密の保護に関する法律施行令第十一項の規定に基づき定められた国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第十一号）に基づき管理するものとする。

重要経済安保情報である情報を記録する

特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施に関する統一的な運用を図るための基準（平成二十六年十月十四日閣議決定）及び特定秘密の保護に関する法律施行令第十一条第一項の規定に基づき定められた国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第十一号）に基づき管理するものとする。

法規的告示

○デジタル庁告示第十一号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の規定に基づき、個人番号カード等に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百四十四号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十六日

内閣總理大臣 石破茂  
総務大臣 村上誠一郎

特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する統一的な運用を図るための基準（平成二十六年十月十四日閣議決定）及び特定秘密の保護に関する法律施行令第十一項第一項の規定に基づき定められた国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第十一号）に基づき管理するものとする。	2 重要経済安保情報である情報を記録する行政文書については、この規則で定めるもののか、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律、重要絏済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和七年政令第二十六号）、重要絏済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関する統一的な運用を図るために基準（令和七年一月三十一日閣議決定）及び重要絏済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令第十一項の規定に基づき定められた国家公安委員会における重要絏済安保情報の保護に関する規則（令和七年国家公安委員会規則第八号）に基づき管理するものとする。
備考 表中の「」の記載は注記である。	〔項を加える。〕

次の表に示し、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をいれに変更する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のものとし改め、改正後欄に掲げるその標記部分に1重傍線を付した規定（以下「対象規定」）は、いれを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第3 個人番号カードのセキュリティ対策等</p> <p>[1 略]</p> <p>2 個人番号カードのセキュリティ対策</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) アクセス権限の制御</p> <p>個人番号カードに記録された情報を保護するために、アクセス権限（個人番号カードに記録された各情報ごとに、認証、暗証番号照合等が正しく行われたことにより当該情報へのアクセスを可能とするようにあらかじめ設定した権限をいう。<u>第11の2の(8)及び第12の3の(1)のイを除き、以下同じ。の</u>制御を行うこと。</p> <p>[(5)～(7) 略]</p> <p>[3 略]</p> <p><u>第11 カード代替電磁的記録等の基準</u></p> <p>1 カード代替記録事項及びカード代替記録乱数符号の変換の基準</p> <p>個人番号カード等省令第39条第1号に定めるカード代替記録事項及びカード代替記録乱数符号の変換は、SHA-256（オブジェクト識別子 2 16 840 1 101 3 4 2 1）を用いて行うこと。</p> <p>2 カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号及びカード代替電磁的記録利用者検証符号を作成し、及び記録する電磁的記録媒体の基準</p> <p>個人番号カード等省令第39条の3の主務大臣が定める技術的基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 内部の情報を読み取られることを防止するために必要な機能を有すること。</p> <p>(2) カード代替電磁的記録利用者符号及びカード代替電磁的記録利用者検証符号の作成に当たり、楕円曲線上の離散対数の計算その他の措置が適切に行われるものであること。</p> <p>(3) 半導体集積回路に物理的又は電気的な攻撃を加えて、電磁的記録媒体（法第18条の2第1項に規定する電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）に記録された情報を取得しようとする行為に対し、情報の読み取り又は解析を防止する仕組みを保持すること。</p> <p>(4) 電磁的記録媒体に係る安全性の確認を行う者として内閣総理大臣が適当と認めるものによる評価を受けたものであること。</p> <p>(5) 半導体集積回路上にカード代替電磁的記録用アプリケーション（カード代替電磁的記録について、その発行、利用等を行うためのアプリケーションをいう。（6）において同じ。）のための専用の領域を有すること。</p> <p>(6) 個人番号カード等省令第39条の6の規定により生体認証符号等又は暗証番号を設定した後、カード代替電磁的記録用アプリケーションが利用可能な状態になること。</p> <p>(7) (5)の領域にカード代替電磁的記録利用者符号及びカード代替電磁的記録利用者検証符号並びにカード代替電磁的記録を記録することが可能であること。</p>	<p>第3 個人番号カードのセキュリティ対策等</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 個人番号カードのセキュリティ対策</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) アクセス権限の制御</p> <p>個人番号カードに記録された情報を保護するために、アクセス権限（個人番号カードに記録された各情報ごとに、認証、暗証番号照合等が正しく行われたことにより当該情報へのアクセスを可能とするようにあらかじめ設定した権限をいう。<u>以下同じ。の</u>制御を行うこと。</p> <p>[(5)～(7) 同左]</p> <p>[3 同左]</p> <p>[新設]</p>

- (8) (5)の領域に記録された情報を保護するために、アクセス権限 ((5)の領域に記録された各情報ごとに、認証、暗証番号（個人番号カード等省令第39条の6の規定により設定された暗証番号をいう。）の照合等が正しく行われたことにより当該情報へのアクセスを可能とするようにあらかじめ設定した権限をいう。第12の3の(1)のイにおいて同じ。)の制御を行うこと。
- (9) (5)の領域とそれ以外の領域は、電磁的記録媒体の内部でそれぞれ独立し、(5)の領域以外の領域に搭載されているアプリケーションに係るシステムが、(5)の領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない仕組みを保持すること。

### 3 カード代替電磁的記録の様式

カード代替電磁的記録の様式は、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第18013—5に準拠すること。

### 第12 カード代替電磁的記録の発行等

#### 1 申請者と機関との間の情報の送受信

個人番号カード等省令第39条の4及び第39条の5第7項の主務大臣が定める技術的基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第18条の2第2項の規定によるカード代替記録事項に係る電磁的記録の送信及び同条第3項の規定によるカード代替電磁的記録の送信は、安全な通信プロトコルの採用その他の主務大臣が適当と認める措置を講じている電気通信回線を用いて行うこと。
- (2) 法第18条の2第2項の規定によるカード代替記録事項に係る電磁的記録の送信又は同条第3項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を行うときは、申請者又は機関は、当該カード代替記録事項に係る電磁的記録又は当該カード代替電磁的記録を暗号化すること。

#### 2 カード代替電磁的記録利用者符号を用いて行う電子署名の方式等

##### (1) カード代替電磁的記録利用者符号を用いて行う電子署名の方式

カード代替電磁的記録利用者符号を用いて行う電子署名の方式は、E C D S A 256方式（オブジェクト識別子 1 2 840 10045 4 3 2）であること。

##### (2) カード代替電磁的記録利用者符号の使用期間

カード代替電磁的記録利用者符号の使用期間は、カード代替電磁的記録利用者符号に係るカード代替電磁的記録の有効期間が満了する日までとすること。

#### 3 カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を作成する電子計算機等の基準

##### (1) カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を作成するための機関の使用に係る電子計算機の基準

カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の作成において機関が使用する電子計算機は、次に掲げる要件を満たすものとすること。

ア 外部から内部の情報を読み取されることを防止するための必要な機能を有すること。

イ 取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを確認するために必要な機能を有していること。

ウ カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の入力及び出力に当たって、適切な保護措置が講じられるものであること。

[新設]

- エ バックアップ用のカード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の複製を行うことが可能であるとともに、複製されたバックアップ用のカード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を安全に保存することができるものであること。
- オ カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の作成に当たり、<sup>だ</sup>楕円曲線上の離散対数の計算その他の措置が適切に行われるものであること。
- (2) カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式  
カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式は、E C D S A 256 方式（オブジェクト識別子 1 2 840 10045 4 3 2）であること。
- (3) 特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式  
特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式は、E C D S A 384方式（オブジェクト識別子 1 2 840 10045 4 3 3）であること。
- (4) カード代替電磁的記録発行者署名符号の使用期間  
カード代替電磁的記録発行者署名符号の使用期間は、3月とすること。
- (5) 特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の使用期間  
特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の使用期間は、5年とすること。
- 4 カード代替電磁的記録の記録に係る申請者への提示  
個人番号カード等省令第39条の7第1号の規定により機構が申請者に提示を行う事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) カード代替電磁的記録の発行を受けたカード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号の適切な管理を行わなければならないこと。
- (2) カード代替電磁的記録の発行を受けたカード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに法第18条の2第8項の届出をしなければならないこと。
- (3) カード代替電磁的記録の発行を受けたカード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該カード代替電磁的記録利用者符号を記録した電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、速やかに機構にその旨を届け出なければならないこと。
- (4) 偽りその他不正の手段によりカード代替電磁的記録の発行を受けたときは、法第55条の規定により罰せられること。

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

#### ○ 國土交通省告示標川印ハ十六号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成11年国土交通省告示第五百五号）の1部を次のとおり改正する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣 中野 洋昌

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

その他告示

この告示は、公布の日から施行し、令和七年度以降の補助金等に係る財産から適用する。  
令和六年度以前の補助金等で令和七年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百三十号  
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。  
令和七年五月十六日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一　くろまぐろ（小型魚）	第一　くろまぐろ（小型魚）
一　漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）	一　漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

## 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	142.0
青森県	340.5
岩手県	90.5
宮城県	68.2
秋田県	40.2
山形県	28.3
福島県	22.9
茨城県	33.5
千葉県	81.5
東京都	25.0
神奈川県	47.7
新潟県	104.3
富山県	110.8
石川県	101.7
福井県	46.5
静岡県	41.7
愛知県	1.0
三重県	47.4
京都府	48.8
大阪府	1.0
兵庫県	22.5
和歌山県	42.5
鳥取県	19.0
島根県	107.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	103.2

## 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	142.0
青森県	340.5
岩手県	90.5
宮城県	68.2
秋田県	40.2
山形県	28.3
福島県	22.9
茨城県	33.5
千葉県	81.5
東京都	25.0
神奈川県	47.7
新潟県	104.3
富山県	110.8
石川県	101.7
福井県	46.5
静岡県	41.7
愛知県	1.0
三重県	47.4
京都府	48.8
大阪府	1.0
兵庫県	22.5
和歌山県	42.5
鳥取県	19.0
島根県	107.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	103.2

徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2
高知県	82.8
福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	879.9
熊本県	25.2
大分県	14.1
宮崎県	16.1
鹿児島県	41.3
沖縄県	0.1

## 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	935.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

## 第二 くろまぐろ（大型魚）

## 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

9,329.6トン

## 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	446.5
青森県	685.8
岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3

徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2
高知県	82.8
福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	879.9
熊本県	25.2
大分県	14.1
宮崎県	16.1
鹿児島県	41.3
沖縄県	0.1

## 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	1,200.0
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	44.7

## 第二 くろまぐろ（大型魚）

## 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

8,527.2トン

## 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	446.5
青森県	685.8
岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3

山形県	27.8
福島県	2.0
茨城県	18.3
千葉県	78.6
東京都	61.2
神奈川県	28.6
新潟県	131.6
富山県	30.5
石川県	60.5
福井県	32.9
静岡県	48.1
愛知県	2.0
三重県	45.8
京都府	46.3
大阪府	2.0
兵庫県	22.5
和歌山県	54.3
鳥取県	18.2
島根県	41.5
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	108.3
徳島県	21.6
香川県	2.0
愛媛県	18.1
高知県	37.0
福岡県	20.6
佐賀県	20.7
長崎県	234.7
熊本県	18.3
大分県	18.6
宮崎県	54.5
鹿児島県	30.8
沖縄県	237.8

山形県	27.8
福島県	2.0
茨城県	18.3
千葉県	78.6
東京都	61.2
神奈川県	28.6
新潟県	131.6
富山県	30.5
石川県	60.5
福井県	32.9
静岡県	48.1
愛知県	2.0
三重県	45.8
京都府	46.3
大阪府	2.0
兵庫県	22.5
和歌山県	54.3
鳥取県	18.2
島根県	41.5
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	108.3
徳島県	21.6
香川県	2.0
愛媛県	18.1
高知県	37.0
福岡県	20.6
佐賀県	20.7
長崎県	234.7
熊本県	18.3
大分県	18.6
宮崎県	53.1
鹿児島県	30.8
沖縄県	237.8

○国土交通省告示第三百八十七号  
国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣 中野 洋昌

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に一重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後				改 正 前			
別表	会 計	項	目	別表	会 計	項	目
一般会計		(略)		一般会計		(略)	
	国際観光旅客税財源	觀光振興事業費補助金	免税店支援事業、宿泊施設インバウンド対応支援事業、都市、道路、住宅、港湾及び航空に関する事業に係るもの	国際観光旅客税財源	觀光振興事業費補助金	宿泊施設インバウンド対応支援事業、都市、道路、住宅、港湾及び航空に関する事業に係るもの	を除く。
一〇六 (略)				一〇六 (略)			

### 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。  
令和6年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

### 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	2,818.9
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,088.9
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,141.1

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	2,081.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,035.0
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	67.2
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	15.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,141.1

(単位：トン)

## 総 報 告



## 公示送達

特許法第191条第1項(実用新案法第55条第2項、意匠法第68条第5項及び商標法第77条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり公示する。

## 送達を受けるべき者

## 送達する書類

住所(居所)	氏名(名称)	事件の表示	書類名
静岡県伊東市宇佐美958-3 ステージ宇佐美101号室	サン 沼田 徳穂	商願2024-009516 商願2024-009517	出願却下の処分の 書類 出願却下の処分の 書類
愛知県豊川市御油町東山239番地	森 博	特願2024-014485 特願2023-212532 特願2023-212532 特願2023-212532	手続補正指令書 手続却下の処分の 書類1 手続却下の処分の 書類2 拒絶査定の書類
東京都中央区銀座1-12-4 N&E BLD.	原 駿也	商願2024-076318	拒絶理由通知書
東京都青梅市千ヶ瀬町2丁目216 Myキャッスル303	石田 康弘	商願2023-133676	拒絶査定の書類
大阪府大阪市西区新町1-12-10 プレミアム新町ビル901	中川 祐介	商願2024-030425	拒絶理由通知書
大阪府大阪市住吉区我孫子2丁目7 番4号サザンコート1 102号	ユ ピョンウ	商願2023-079622	登録査定の書類
ul. Shukshina 1A, s.RU-658391 Shipunovo,Altajskij kraj(RU)	Obshhestvo s ogranichennoj otvetstvennost'yu Altajskaya skazka	意願2023-502125	拒絶査定の書類
Mashinostroitel'naya ul. d. 91, etazh 9, pomeshch. 13,423827 Na- berezhnye Chelny(RU)	Aktsionernoe obshchestvo KAMA	意願2022-503934	拒絶査定の書類
Mashinostroitel'naya ul. d. 91, etazh 9 pomeshch. 13,423827 Na- berezhnye Chelny(RU)	Aktsionernoe obshchestvo KAMA	意願2022-503936	拒絶査定の書類
15 Hamelacha St., PO Box 11665 4809136 Rosh Haayin(IL)	Electrical Grid Monitoring Ltd.	国際登録番号 1716421	拒絶査定の書類
15 Hamelacha St., PO Box 11665 4809136 Rosh Haayin(IL)	Electrical Grid Monitoring Ltd.	国際登録番号 1716488	拒絶査定の書類
g. Zelenograd, korp. 1559, kv. 31 RU-124683 Moscow(RU)	Bogdanovich Nikolay Grigor'yevich	国際登録番号 1556315	拒絶査定の書類
ul. Streletskaya, d. 26A, RU-600021 g. Vladimir(RU)	BELYAKOV Anton Vladimirovich	国際登録番号 1726274	拒絶査定の書類
Sosnovaya Str., 22, Zhelyabino village, g/o Krasnogorsk, Krasnogorsk district RU-143340 Moscow region(RU)	SILKIN PETR IGO-REVICH	国際登録番号 1727482	拒絶査定の書類

バルバドス国 クライスト チャーチ, ウェルチズ	ヴァレアント インターナショナル(バルバドス)エスアールエル	取消2022-300280 審決の賛本
イギリス領バージン諸島 トートラ, ロードタウン, ピー, オー, ボックス 3136	トップ フォーム(ピー. ブイ. アイ) リミテッド	取消2022-300578 審決の賛本
イギリス領ヴァージン諸島 トルトラ島 ロードタウン ウィックムズケイ1デ カストロストリート 24 アカラビルディング	ヴィンシー テクノロジー リミテッド	取消2023-300595 審決の賛本
中国福建省廈門市思明区高雄路69号	鍾 程程	取消2023-300806 審決の賛本
Corso Guglielmo Marconi, 10, TORINO(Italy)	VENTANA GROUP S.r.l.	取消2023-670063 審決の賛本
中華人民共和国山東省臨沂市河東区湯頭街道觀泉府小区6号楼302室	朱孟欽	無効2023-890084 請求書副本の送達通知
大韓民国 ソウル, チョンノグ、セムナンロ58番	株式會社エルジ生活健 康	審判の費用額の決定の賛本
7 rue Jean Giraudoux,F-92330 Sceaux(France)	CAT EUROPE	取消2024-670065 請求書副本の送達通知
上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。		
令和7年5月16日		
破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間		特許庁長官
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。		4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午後2時10分
令和7年(フ)第437号		5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
仙台市青葉区台原7丁目3番30号 債務者 渋谷 直樹		
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時		令和7年(フ)第437号
2 主文 債務者について破産手続を開始する。		仙台市青葉区台原7丁目3番30号 債務者 渋谷 直樹
3 破産管財人 弁護士 有村 章宏		1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日前11時5分		2 主文 債務者について破産手続を開始する。
5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係		3 破産管財人 弁護士 相崎 豪
令和7年(フ)第449号		4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日前11時30分
仙台市青葉区通町2丁目14番12-603号、従前の住所仙台市泉区泉中央2丁目25番地の5 DKレジデンス泉中央208 債務者 幸田佳志美		5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時		令和7年(フ)第449号
2 主文 債務者について破産手続を開始する。		仙台市青葉区通町2丁目14番12-603号、従前の住所仙台市泉区泉中央2丁目25番地の5 DKレジデンス泉中央208 債務者 幸田佳志美
3 破産管財人 弁護士 桑原 和也		1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後1時50分		2 主文 債務者について破産手続を開始する。
5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係		3 破産管財人 弁護士 伊藤 颮馬

令和7年(フ)第26号 茨城県潮来市宮前1丁目19番地5 債務者 諸星 公次 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷本 雅晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後2時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 水戸地方裁判所麻生支部	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 有紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第20号 大分県佐伯市米水津大字宮野浦357番地 債務者 小松 敬長 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 祐治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 大分地方裁判所佐伯支部破産係
令和7年(フ)第517号 さいたま市中央区本町東7丁目16番8号 カーサ・ゆみ102号室 債務者 若狭 エミ 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 権田健一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 行友 道彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 正之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第305号 広島市安佐北区口田南6丁目8番18-3号 債務者 未信 祐樹 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 行友 道彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第67号 大津市雄琴6丁目22番10号 債務者 森本 友子(旧姓西田) 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 智之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾馬佳奈恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丹生谷定利 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月18日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第8号 愛媛県松山市小栗2丁目1番7号 プレジデント矢野102号 債務者 渡部 亜衣 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾馬佳奈恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月18日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第169号 岡山県瀬戸内市邑久町虫明3077番地1 債務者 島本 俊哉 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 一馬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 八束 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 射場 和子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午後2時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第110号 広島市中区舟入本町9番20-304号、申立時の住民票上の住所広島市中区加古町8番7-302号 債務者 Gouty Paoこと瀬川 成之 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾馬佳奈恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第16号 高知市神田16番地22 藤岡アパート2階西、 旧住所高知市神田333番地13 債務者 坂本 忠聰 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津田 久敬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 高知地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 八束 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾馬佳奈恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午後2時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第16号 鹿児島県南九州市知覧町4630番地16(県営ウッドタウン6号) 債務者 福留 広之 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本多 弘毅 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係
令和7年(フ)第87号 高知市神田16番地22 藤岡アパート2階西、 旧住所高知市神田333番地13 債務者 坂本 忠聰 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津田 久敬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 高知地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 八束 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾馬佳奈恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午後2時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第8号 愛媛県伊予市上吾川甲765番地3 債務者 篠崎 孝 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾馬佳奈恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午後2時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第261号 広島市安佐北区可部東2丁目16番21-106号 債務者 向井 丈子 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾馬佳奈恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾馬佳奈恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾馬佳奈恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午後2時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第122号 愛媛県伊予市上吾川甲765番地3 債務者 篠崎 孝 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾馬佳奈恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午後2時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第266号 岡山県瀬戸内市邑久町虫明3077番地1 債務者 島本 俊哉 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 一馬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 八束 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾馬佳奈恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午後2時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第87号 大分市松が丘2丁目11番16号 債務者 田崎 正昭 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 烏越 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第852号 広島県山県郡北広島町南方5340番地 債務者 出口 辰司	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤浩太郎		令和7年(フ)第95号 鹿児島県いちき串木野市照島2677番地1 債務者 白石 光信 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 昌宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第96号

鹿児島県いちき串木野市照島2677番地1

債務者 白石 聰子

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前田 昌宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係  
令和7年(フ)第155号

埼玉県ふじみ野市市沢2丁目4番7号 グリーンハーモニーUSA A棟101

債務者 宮部 紀子

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 刚毅
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで

さいたま地方裁判所川越支部  
令和7年(フ)第8号

静岡県賀茂郡南伊豆町青市1157番地、前住所  
静岡県賀茂郡南伊豆町岩殿128番地の1

債務者 西田 富光

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 篠崎 元貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで

静岡地方裁判所下田支部  
令和7年(フ)第132号

兵庫県三田市あかしあ台3丁目28番地 3棟  
201号、従前の住所兵庫県三田市すずかけ台  
4丁目4番地1 3棟301号

債務者 松本 匡史

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 翔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで

神戸地方裁判所第3民事部  
令和7年(フ)第96号

## 令和7年(フ)第252号

神戸市北区花山東町2番10-101号、従前の  
住所兵庫県西宮市青木町5番30号 弥生ハイ  
ツ101号

債務者 由良 佳宏

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 判治 裕介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで

神戸地方裁判所第3民事部  
令和7年(フ)第287号

神戸市垂水区舞子台2丁目9番30-120号、  
従前の住所神戸市垂水区舞子台7丁目2番  
18-209号

債務者 板倉 龍馬

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱本 由
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで

神戸地方裁判所第3民事部  
令和7年(フ)第142号

鹿児島市田上2丁目34番5号 LUTAN  
PAL T田上天神201号

債務者 熊迫 佑樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川畑 貴胤
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係  
令和7年(フ)第484号

大阪府東大阪市横小路町5丁目9番48号 グ  
ランドールY 607

債務者 林 よし子

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河端 直

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時30分

5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
大阪地方裁判所第6民事部  
令和7年(フ)第16号

徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字天川40番地

フローラルスクエア天川G棟

債務者 澤野 祐貴

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柴谷 亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで

徳島地方裁判所民事部  
令和7年(フ)第542号

神奈川県茅ヶ崎市香川5丁目9番29号

債務者 上田 健太

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大河内万紀子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで

横浜地方裁判所第3民事部  
令和7年(フ)第543号

神奈川県茅ヶ崎市香川5丁目9番29号

債務者 上田 晶香(旧姓立野)

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大河内万紀子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで

横浜地方裁判所第3民事部  
令和7年(フ)第89号

三重県いなべ市藤原町坂本1030番地1

債務者 児玉 恭子

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金 良寛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで

津地方裁判所四日市支部破産係  
令和7年(フ)第342号

## 令和7年(フ)第342号

京都市伏見区竹田中殿町80番地1 レオパ  
レス田中殿 206号室

債務者 中川 将暉

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市田 直志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係  
令和7年(フ)第43号

長崎県佐世保市桜木町669番地 桜木住宅1  
番館606

債務者 牛島 知幸

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで

長崎地方裁判所佐世保支部破産係  
令和7年(フ)第44号

長崎県西海市西海町丹納郷2698番地1

債務者 中富 翼

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今井 寧子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで

長崎地方裁判所佐世保支部破産係  
令和7年(フ)第83号

群馬県前橋市六供町3丁目56番地32

債務者 西村 啓

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 館山 史明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで

前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(フ)第704号 兵庫県西宮市甲子園春風町4番21号プラン ミュゼ甲子園206号 債務者 中村 肇 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡部 将吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和6年(フ)第4570号 大阪府東大阪市長田西3丁目1番31-801号 債務者 富森 純弘 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永井 章紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福岡 孝往 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午後2時35分 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第765号 名古屋市中村区鳥森町7丁目206番地の11 ココマンション201号、従前の住所愛知県あま市坂牧西之宮11番地3 債務者 加藤美也子 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮澤宏太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1159号 大阪府箕面市粟生間谷西7丁目4番13号(101号) 債務者 大野 雅司 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石坂 省悟 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古山 弘子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年(フ)第405号 京都市中京区堺町通二条下る杉屋町631番地 クレヴィア京都御所南 401 債務者 南山 章栄 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 拾井 美香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第88号 群馬県吾妻郡草津町大字草津464番地366、前住所茨城県水戸市鯉淵町7783番地の6 債務者 深谷 恵三 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 茂手木克好 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 水戸地方裁判所	令和7年(フ)第1637号 堺市堺区田出井町2番43-1405号 債務者 岩藤 貴則 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 道雄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 和哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時15分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 熊本地方裁判所玉名支部	令和7年(フ)第236号 栃木県宇都宮市下荒針町3343番地10 百音八イツ102 債務者 鴨志田勇太 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第218号 栃木県下都賀郡野木町大字丸林404番地25 債務者 東日本経営研究所こと 紀藤 星司 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 最首 克也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年(フ)第1642号 大阪府門真市三ツ島2丁目1番7号 債務者 藤原 彩加 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新田 祐里 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大杉 浩二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第411号 広島県呉市苗代町21番地の2 債務者 佐々木摩幸 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平岡 達也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 広島地方裁判所呉支部
令和7年(フ)第185号 愛知県西尾市吉良町吉田東中浜51番地137 債務者 菅原 太郎 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中根 雄志	令和7年(フ)第55号 愛知県蒲郡市宮成町6番39号 債務者 大野 充 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中根 雄志		

<b>令和7年(フ)第32号</b>	佐賀県唐津市双水2690番地95、住民票上の住所佐賀県唐津市北波多田中1605番地34 債務者 塚本 満
1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 染谷 悅之	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで	佐賀地方裁判所唐津支部
<b>令和7年(フ)第94号</b>	福井市勝見3丁目11番27号 ソレイユ・ルバーン101 債務者 池野 英昭
1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 村上 昌寛	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10時45分
5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで	福井地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第95号</b>	福井市勝見3丁目22番4号 サンホーム一乗306、旧住所京都市西京区樋原佃1番地3 ジャデーン桂1 206号室 債務者 白崎 益次
1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 峯金 克弥	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10時50分
5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで	福井地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第191号</b>	愛知県岡崎市城南町3丁目8番地6 石川ハイツ 401、前住所愛知県岡崎市六名新町4番地2 キングスコート六名公園 401 債務者 林 宏昭
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 蜂須賀邦夫	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後2時5分
5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで	名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

<b>令和7年(フ)第203号</b>	埼玉県狭山市大字東三ツ木175番地の12 b' C A S A 新狭山 r e - b o r n 105 債務者 松谷 広志
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 河内 裕介	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後1時50分
5 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで	さいたま地方裁判所川越支部
<b>令和7年(フ)第263号</b>	埼玉県所沢市大字久米1317番地の21 アタラクシア・トシC 債務者 大川 孝一
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 恒子	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで	さいたま地方裁判所川越支部
<b>令和7年(フ)第264号</b>	埼玉県所沢市大字久米1317番地の21 アタラクシア・トシC 債務者 大川 真
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 恒子	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで	さいたま地方裁判所川越支部
<b>令和7年(フ)第87号</b>	鹿児島市宇宙5丁目12番34号 サンスマイル1号館105号、前住所鹿児島市和田3丁目63番3号 パーレイⅢ 205号 債務者 山下 桃佳
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 堂免 修	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで	鹿児島地方裁判所岡崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第127号</b>	埼玉県所沢市金山町10番7号 メゾンウルフル101 債務者 坂上 晋一
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐々木 修	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午後1時20分
5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで	さいたま地方裁判所川越支部
<b>令和7年(フ)第189号</b>	愛知県一宮市あづら1丁目6番4号 サニーメゾン202号、従前の住所愛知県春日井市岩野町2丁目2番地8 債務者 稲葉 陽輔
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 堤 真吾	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前10時20分
5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで	名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第310号</b>	大阪府松原市一津屋5丁目27番6号 債務者 幸真防水工業こと 小西 彰
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後2時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 太田 慎也	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで	大阪地方裁判所堺支部破産係
<b>令和7年(フ)第311号</b>	大阪府松原市一津屋5丁目27番6号 債務者 小西 仁美
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後2時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 太田 慎也	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで	大阪地方裁判所堺支部破産係
<b>令和7年(フ)第6162号</b>	大阪府吹田市江坂町3丁目35番21-403号 債務者 金子 早苗
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 福本 隆史	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時50分
5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第1062号</b>	大阪府大東市住道2丁目6番1402号 コスモ住道駅前 債務者 宮定 雄大
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田尾 賢太	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時50分
5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで	大阪地方裁判所第6民事部

<p><b>令和7年(フ)第1063号</b> 大阪府大東市住道2丁目6番1402号 コスモ 住道駅前 債務者 宮定さゆり 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田尾 賢太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月1日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第428号</b> 横浜市保土ヶ谷区天王町2丁目42番地2 天 王町団地2棟702号 債務者 大竹 博紀 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 英男 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月1日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 　　横浜地方裁判所第3民事部 <b>破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間</b></p>	<p><b>令和6年(フ)第2460号</b> 札幌市北区太平4条3丁目4番31号 債務者 腰丸 秀博 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 　　札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p><b>令和7年(フ)第713号</b> 北海道石狩市花川北3条4丁目61番地 債務者 三浦 美樹 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 　　札幌地方裁判所民事第4部</p>
<p><b>令和7年(フ)第1360号</b> 大阪府東大阪市若江本町1丁目2番49号 債務者 ヒーリングサロンアイリスこと 千崎 恵美 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒木 永子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月4日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第11号</b> 山口県長門市東深川153番地 債務者 綿野 翔太 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 　　山口地方裁判所萩支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第462号</b> 札幌市西区山の手3条1丁目1番5—103号 債務者 佐藤 玲央 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 　　札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p><b>令和7年(フ)第725号</b> 札幌市東区東苗穂14条2丁目20番15号 債務者 山下 知朗 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 　　札幌地方裁判所民事第4部</p>
<p><b>令和7年(フ)第105号</b> 盛岡市東安庭3丁目15番29号 オンディース A101号 債務者 岩本 伸 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊池 尚 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月2日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 　　盛岡地方裁判所第2民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第47号</b> 鹿児島県姶良市平松6252番地 市営豊野団地 6号 債務者 森山 浩 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 　　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第506号</b> 札幌市手稻区前田9条14丁目2番20号 H.O Tハウス207号 債務者 福原 勝也 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 　　札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p><b>令和7年(フ)第77号</b> 北海道旭川市東旭川町下兵村252番地 医療 法人社団 旭川圭泉会病院、住民票上の住所 北海道旭川市9条通9丁目2489番地 ベット 共生障がい者グループホーム わおんコメッ ト9—9 債務者 安川 雅美(旧姓太田) 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 　　札幌地方裁判所民事第4部</p>
<p><b>令和7年(フ)第701号</b> 大阪府八尾市志紀町西2丁目1番地 府営住 宅17—313号 債務者 KIM KYUNG SUK 金 慶 錫 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川 昂 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月11日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第48号</b> 鹿児島県姶良市宮島町31番地13 姶良ビル3 階 債務者 石田由香理(旧姓森山) 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 　　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第692号</b> 札幌市白石区東札幌5条6丁目1番17—220 号 債務者 飯塚まゆみ 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 　　札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p><b>令和7年(フ)第54号</b> 釧路市貝塚4丁目1番12号 債務者 水島 祥子 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 　　釧路地方裁判所民事部</p>

<b>令和7年(フ)第45号</b>	千葉県山武郡九十九里町不動堂195番地1 債務者 高岩 泰代 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
<b>令和7年(フ)第119号</b>	静岡県伊豆の国市三福1110番地の1 大島アパート 2号 債務者 土屋 弘美 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
<b>令和7年(フ)第85号</b>	愛知県一宮市木曽川町里小牧字砂ノ口97番地 1 メゾン砂ノ口103号 債務者 大崎 智央 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 名古屋地方裁判所一宮支部
<b>令和7年(フ)第186号</b>	愛知県岡崎市上地3丁目8番地4、前住所愛知県岡崎市上地3丁目41番地29 債務者 坂本麻璃亞 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

<b>令和7年(フ)第18号</b>	京都府福知山市字中ノ59番地 債務者 辻村 勝 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 京都地方裁判所福知山支部破産係
<b>令和7年(フ)第33号</b>	兵庫県加西市北条町北条272番地の1 寺山住宅3-16 債務者 佐藤加代子 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 神戸地方裁判所社支部
<b>令和7年(フ)第627号</b>	東京都国立市中1丁目6番地の1福井コーポラス国立301 債務者 大高 弥生 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第15号</b>	岡山県津市山郷保284番地5 債務者 村戸 龍也 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 岡山地方裁判所津山支部
<b>令和7年(フ)第124号</b>	香川県東かがわ市小海979番地1 債務者 常 弘美
<b>1 決定年月日時 令和7年5月1日午前9時30分</b>	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第35号</b>	北海道苦小牧市美原町3丁目15番9号 ふらっと美原 債務者 河原 和男 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 札幌地方裁判所苦小牧支部
<b>令和7年(フ)第47号</b>	北海道苦小牧市字植苗51番地の156東胆振ケアセンター、前住所北海道勇払郡安平町追分花園4丁目30番地12 エレガントハイツ11201号室 債務者 倉田 幸司 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 札幌地方裁判所苦小牧支部
<b>令和7年(フ)第6号</b>	長野県小諸市丙835番地1 富士見平団地921号 債務者 土屋美智子(旧姓小山) 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 長野地方裁判所佐久支部
<b>令和7年(フ)第479号</b>	愛知県豊明市新田町前原1番地 ナビライフ豊明マンションII番館212号、従前の住所愛知県豊田市広川町8丁目182番地 グリンデル入沢102号 債務者 深沢 大 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

<p><b>令和7年(フ)第536号</b> 愛知県愛西市勝幡町塩畠2559番地1 債務者 竹田志津香 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p><b>令和7年(フ)第623号</b> 名古屋市港区野跡5丁目2番1-905号 シティファミリー稲永 債務者 杉浦ひとみ 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p><b>令和7年(フ)第704号</b> 愛知県愛西市大野町茶木113番地2 クシナダハイツ2B号 債務者 川村 嵩人 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p><b>令和7年(フ)第1512号</b> 大阪市城東区成育2丁目11番25号 フォートイン99 502 債務者 角野 優 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p><b>令和7年(フ)第565号</b> 愛知県知多市清水が丘1丁目902番地 ハビテーション山本101 債務者 宮下 隼多 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p><b>令和7年(フ)第643号</b> 愛知県尾張旭市井田町2丁目200番地 工コーハイツ藤栄102号 債務者 安徳 鉄也 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p><b>令和7年(フ)第1181号</b> 大阪府枚方市宇山東町7番7号 債務者 沖本 浩秀 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p><b>令和7年(フ)第1516号</b> 大阪市鶴見区今津中3丁目8番2-601号 債務者 bon retourこと 大源真由美 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p><b>令和7年(フ)第567号</b> 名古屋市西区花の木1丁目16番15号 ディアレイシヤス浅間町Ⅲ 202号 債務者 門口ゆかり 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p><b>令和7年(フ)第647号</b> 名古屋市中村区太閤4丁目1-14 第3松竹梅ホテル205号室、住民票上の住所静岡市葵区大岩4丁目6番20-413号 債務者 大須賀 剛 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p><b>令和7年(フ)第1412号</b> 大阪市淀川区新高5丁目9番15-205号、前住所大阪市西淀川区姫島4丁目8番27号 M O V E 姫島 301号室 債務者 原口 桃子 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第1575号</b> 大阪市住吉区長居2丁目3番11号 エクセル長居 206号 債務者 川口 真仁 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p><b>令和7年(フ)第604号</b> 名古屋市中区栄1丁目16番16号 チサンマンション栄616号 債務者 矢下 広典 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p><b>令和7年(フ)第672号</b> 名古屋市緑区桃山3丁目1302番地 県営緑黒石住宅6棟201号 債務者 今井 秋夫 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p><b>令和7年(フ)第1472号</b> 大阪市西淀川区御幣島3丁目10番2-404号 債務者 勝部 綾子 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第1627号</b> 大阪市東成区東今里2丁目16番7号 サカエマンション 401号 債務者 枠田 昌也 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p><b>令和7年(フ)第604号</b> 名古屋市中区栄1丁目16番16号 チサンマンション栄616号 債務者 矢下 広典 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p><b>令和7年(フ)第672号</b> 名古屋市緑区桃山3丁目1302番地 県営緑黒石住宅6棟201号 債務者 今井 秋夫 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p><b>令和7年(フ)第1472号</b> 大阪市西淀川区御幣島3丁目10番2-404号 債務者 勝部 綾子 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第1627号</b> 大阪市東成区東今里2丁目16番7号 サカエマンション 401号 債務者 枠田 昌也 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>

**令和7年(フ)第1694号**  
 大阪府寝屋川市池田2丁目1番58号  
 債務者 城戸 恵奈  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
     大阪地方裁判所第6民事部  
**令和7年(フ)第1727号**  
 大阪市平野区長吉長原東3丁目3番38-1003号  
 債務者 森川 晴美  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
     大阪地方裁判所第6民事部  
**令和7年(フ)第1762号**  
 大阪市西成区玉出中1丁目6番24号  
 債務者 井上 定泰  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
     大阪地方裁判所第6民事部  
**令和7年(フ)第1785号**  
 大阪府寝屋川市仁和寺本町6丁目4番9-104号  
 傾債務者 伊福屋繁幸  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
     大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1865号**  
 大阪府高槻市千代田町4番1号 YD千代田203号  
 傾債務者 小和田 靖  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
     大阪地方裁判所第6民事部  
**令和6年(フ)第665号**  
 兵庫県尼崎市富松町2丁目23番12号ライオネス富松202  
 傾債務者 西岡 萌歌  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
     神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係  
**令和6年(フ)第492号**  
 鹿児島市喜入町596番地8  
 傾債務者 今野 泰男  
 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
     鹿児島地方裁判所民事第3部破産係  
**令和7年(フ)第291号**  
 宮城県多賀城市城南1丁目15番8号 ウエストバル城南A102、従前の住所宮城県多賀城市桜木3丁目10番1-507号  
 傾債務者 大湯 理香  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
     仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第484号**  
 仙台市青葉区柏木1丁目6番27号 M Y コーポ307  
 傾債務者 伯田 陽子  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
     水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係  
**令和7年(フ)第54号**  
 茨城県守谷市美園3丁目14番地1 ガーデントップヒルズB1-204  
 傾債務者 小松 治雄  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
     仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和7年(フ)第56号**  
 秋田市土崎港北3丁目2番29号  
 傾債務者 大渕 宗幸  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
     秋田地方裁判所民事第2部  
**令和7年(フ)第59号**  
 福島県伊達市保原町字西町83番地7  
 傾債務者 佐久間駿矢  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
     福島地方裁判所  
**令和7年(フ)第95号**  
 茨城県つくばみらい市狸穴1063番地78 ル・シアンつくばみらい狸穴  
 傾債務者 小野沢修二  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
     水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係  
**令和7年(フ)第13号**  
 茨城県鹿嶋市大字宮中2023番地11 橋本住宅B、住民票上の住所茨城県鹿嶋市宮中3丁目8番10号  
 傾債務者 村田 正壽  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
     水戸地方裁判所土浦支部破産再生係  
**令和7年(フ)第44号**  
 茨城県牛久市南6丁目13番地3  
 傾債務者 千谷 順也

1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
     水戸地方裁判所龍ヶ崎支部  
**令和7年(フ)第57号**  
 茨城県牛久市女文化町253番地2 (特別養護老人ホーム博慈園)、前住所茨城県牛久市猪子町995番地189 (サントピアTハウスB101号室)  
 傾債務者 小島 正  
 法定代理人成年後見人 野村 和芳  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
     水戸地方裁判所龍ヶ崎支部  
**令和7年(フ)第13号**  
 茨城県鹿嶋市大字宮中2023番地11 橋本住宅B、住民票上の住所茨城県鹿嶋市宮中3丁目8番10号  
 傾債務者 村田 正壽  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
     水戸地方裁判所麻生支部

<p><b>令和7年(フ)第235号</b>          埼玉県所沢市美原町1丁目2919番地の5 プラウド美原町103          債務者 加藤 大輝          1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時          2 主文 債務者について破産手続を開始する。              本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで              さいたま地方裁判所川越支部</p> <p><b>令和7年(フ)第252号</b>          埼玉県入間市扇町屋1丁目6番5号 ハンリーラ入間106          債務者 関口 高子(旧姓木村)          1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時          2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。              本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで              さいたま地方裁判所川越支部</p> <p><b>令和7年(フ)第292号</b>          埼玉県川越市喜多町10番地2 (アピアスパル101号室)          傾債務者 勝田 紀恵          1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時          2 傾債務者について破産手続を開始する。              本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで              さいたま地方裁判所川越支部</p> <p><b>令和7年(フ)第97号</b>          岐阜市下川手180番地1 (興第3ビル 401号室)          傾債務者 牛丸 美香          1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時          2 傾債務者について破産手続を開始する。              本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで              岐阜地方裁判所</p> <p><b>令和7年(フ)第51号</b>          静岡県富士市広見東本町32番1号 県営住宅6-304号          傾債務者 松下 紘里</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時          2 傾債務者について破産手続を開始する。              本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで              静岡地方裁判所富士支部</p> <p><b>令和7年(フ)第52号</b>          静岡県富士市広見東本町32番1号 県営住宅6-304号          傾債務者 松下 隼          1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時          2 傾債務者について破産手続を開始する。              本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで              静岡地方裁判所富士支部</p> <p><b>令和7年(フ)第53号</b>          静岡県富士宮市内房3091番地の3          傾債務者 中原 文美          1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時          2 傾債務者について破産手続を開始する。              本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで              静岡地方裁判所富士支部</p> <p><b>令和7年(フ)第63号</b>          静岡県富士市石坂606番地の14 コーポ広見203号          傾債務者 滝田 三郎          1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時          2 傾債務者について破産手続を開始する。              本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで              静岡地方裁判所富士支部</p> <p><b>令和7年(フ)第18号</b>          三重県鈴鹿市稻生2丁目17番18号 シンフォニーコー203号          傾債務者 佐々木神志          1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時          2 傾債務者について破産手続を開始する。              本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで              津地方裁判所破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第54号</b>          三重県津市垂水2656番地2 ビューテラス202、前住所三重県津市高茶屋小森町2781番地コンフォールカルチエ202          傾債務者 岡元 清一          1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時          2 傾債務者について破産手続を開始する。              本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで              津地方裁判所破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第55号</b>          三重県津市垂水2656番地2 ビューテラス202、前住所三重県津市高茶屋小森町2781番地コンフォールカルチエ202          傾債務者 岡元 隆          1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時          2 傾債務者について破産手続を開始する。              本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで              津地方裁判所破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第21号</b>          三重県名張市つじが丘南4番町90番地          傾債務者 赤井建設こと 南 考洋          1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時          2 傾債務者について破産手続を開始する。              本件破産手続を廃止する。          3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。          4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで              津地方裁判所</p> <p><b>令和7年(フ)第18号</b>          京都市伏見区淀木津町295番地 R E C R E淀木津101          傾債務者 廣瀬 直人          1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時          2 傾債務者について破産手続を開始する。              本件破産手続を廃止する。</p>
--	--	--

<b>令和7年(フ)第385号</b>	京都市北区紫野郷ノ上町2番地5 サン・アヴェニュー紫野201 債務者 藤原 奈巳 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
<b>令和7年(フ)第414号</b>	京都市伏見区桃山町日向1番地の1 債務者 植田 勇基 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
<b>令和6年(フ)第784号</b>	兵庫県西宮市高須町1丁目1番6-720号、 前住所兵庫県加古川市別府町新野辺524番地 の2(サンバティック204号) 債務者 中村 弥生 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第136号</b>	兵庫県尼崎市大庄北3丁目31番5号 債務者 東郷 咲之 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

<b>令和7年(フ)第139号</b>	兵庫県西宮市大社町1番15号 債務者 末廣 将成 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第166号</b>	岡山県倉敷市児島田の口7丁目3番47号 ゼフィールA105 債務者 山下 幸雄 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 岡山地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第167号</b>	岡山県倉敷市児島田の口7丁目3番47号 ゼフィールA105 債務者 山下 智美 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 岡山地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第168号</b>	岡山市南区福吉町19番29号 202号、旧住所 岡山市北区津高1533番地33 債務者 日高 純子 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 岡山地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第169号</b>	高知県安芸市川北甲3731番地 清香園、旧住所 高知県安芸市伊尾木603番地21 債務者 川上 訓子 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 岡山地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第5号</b>	長崎県壱岐市郷ノ浦町坪触1594番地2 債務者 増田 好子 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 長崎地方裁判所壱岐支部
<b>令和7年(フ)第104号</b>	大分市ふじが丘北1丁目8番12-104号 スカイコートふじが丘 債務者 手嶋 実 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
<b>令和7年(フ)第119号</b>	大分県別府市石垣東6丁目2番22-301号 瑞豊ビル 債務者 川原田 茗(旧姓大場) 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
<b>令和7年(フ)第123号</b>	大分市大字野津原2897番地 債務者 安部 智美 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第148号**  
大分市西浜3番12号第3池辺ビル401  
債務者 奈須 圭司

1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
    大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第149号**  
大分市西浜3番12号第3池辺ビル401  
債務者 奈須 光司

1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
    大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第152号**  
大分市田中町2丁目14番36-1301号グリーン  
ヒル南大分ファミリエ  
債務者 前野 保子

1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
    大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第158号**  
大分市大手町1丁目1番23号アーバンブレー  
ム大手町905  
債務者 木村真理子

1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
    大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第164号**  
大分市東春日町7番8号 ラトゥール東春日  
605  
債務者 村上 洋子  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係  
**令和7年(フ)第170号**  
大分県別府市大字北石垣825番地の6 ラッ  
キーハウス102号  
債務者 甲斐 伸生  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係  
**令和7年(フ)第149号**  
宮崎市大橋1丁目113番地 サンライズフェ  
ニックス203号  
債務者 川野 幸一  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時30  
分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
宮崎地方裁判所破産係  
**令和7年(フ)第157号**  
宮崎市東宮2丁目135番地  
債務者 田島 愛梨  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時30  
分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
宮崎地方裁判所破産係

**令和7年（フ）第15号**  
宮崎市一の宮町76番地2 横山マンション  
101号  
債務者 入田 之生  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
宮崎地方裁判所破産係

**令和7年（フ）第16号**  
宮崎県東諸県郡綾町大字入野1201番地 東中坪町営住宅1-205  
債務者 鮫島 和子  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
宮崎地方裁判所破産係

**令和7年（フ）第16号**  
宮崎市神宮東2丁目8番30号 ノッティングヒルズ201号、前住所宮崎市丸山1丁目162番地1 プチメゾン丸山206号  
債務者 吉田 敏幸（旧姓佐藤）  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
宮崎地方裁判所破産係

**令和7年（フ）第33号**  
宮崎県都城市菖蒲原町17街区15号  
債務者 蒲生 幸男  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
宮崎地方裁判所都城支部

**令和7年(フ)第131号**

鹿児島市荒田1丁目33番11号 ユンゲスあらた104号、前住所鹿児島県阿久根市大川2513番地1

債務者 寺地 福茂

1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和7年(フ)第46号**

鹿児島県霧島市国分新町1269番地19

債務者 有村 愛里

1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**令和7年(フ)第11号**

鹿児島県南九州市知覧町東別府14583番地1

債務者 和志武千草

1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

**令和7年(フ)第14号**

鹿児島県南さつま市加世田武田414番地

債務者 中村佐希子

1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで  
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

<b>令和7年(フ)第18号</b>	鹿児島県南さつま市金峰町新山864番地 債務者 上橋 彦一 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係
<b>令和6年(フ)第457号</b>	沖縄県豊見城市字高安908番地1 債務者 平田 勝己 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 那霸地方裁判所民事第3部
<b>令和7年(フ)第35号</b>	北海道小樽市桜5丁目1番43号 債務者 野島 あや 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 札幌地方裁判所小樽支部
<b>令和7年(フ)第11号</b>	岩手県一関市萩生字袋田9番地 クラレスC 201、前住所岩手県一関市三関字日照12番地 3 債務者 三上 結華 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 盛岡地方裁判所一関支部
<b>令和7年(フ)第19号</b>	岩手県一関市山目字泥田170番地 サニーレジデンスVI101 債務者 品川 真穂(旧姓山崎)

1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 横浜地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第717号</b>	横浜市鶴見区潮田町4丁目153番地12 インブルーム202 債務者 中村 百代 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 横岡地方裁判所一関支部
<b>令和7年(フ)第20号</b>	岩手県一関市大東町大原字稗ノ沢22番地1 プライムステージF101 債務者 辻 めぐみ 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 横岡地方裁判所一関支部
<b>令和7年(フ)第547号</b>	東京都八王子市南大沢2丁目17番地7プレン・ソレイユ南大沢106号 債務者 早田 拓眞 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第366号</b>	横浜市旭区沢町704番地 グリーンヒル市沢5棟302号 債務者 藤井 良子 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第521号</b>	横浜市旭区白根6丁目6番12号 債務者 清野 律子 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
<b>令和7年(フ)第931号</b>	神奈川県高座郡寒川町一之宮9丁目15番3号 広田荘202号 債務者 浅見 哲平 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
<b>令和7年(フ)第949号</b>	横浜市港北区樽町2丁目7番48-402号 債務者 岡本 良子(旧姓清谷) 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第22号</b>	広島県呉市広本町3丁目14番37-603号 債務者 高取 修 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 広島地方裁判所呉支部
<b>令和7年(フ)第25号</b>	熊本県玉名市岱明町扇崎1062番地 明神尾団地8棟0802号、住民票上の住所熊本県玉名市六田29番地6 ボンエルフ玉名B棟101号 債務者 倉田 隆司 1 決定年月日時 令和7年5月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 熊本地方裁判所玉名支部
<b>令和7年(フ)第85号</b>	沖縄県沖縄市字松本887番地1 シティハイツ美原104号 債務者 神保 笑奈 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 那霸地方裁判所沖縄支部破産係

**令和7年(フ)第636号**  
 埼玉県川口市芝下2丁目28番18号 第五藤栄ビル101号  
 債務者 工藤 大宗  
 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで  
 　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
**令和7年(フ)第228号**  
 埼玉県富士見市東みずほ台1丁目9番地10 M Tビル303、前住所埼玉県富士見市針ヶ谷1丁目2番地14 パークサイド101  
 債務者 大室あかり  
 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで  
 　　さいたま地方裁判所川越支部  
**令和7年(フ)第234号**  
 埼玉県飯能市大字原市場364番地2  
 債務者 足田 温代  
 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで  
 　　さいたま地方裁判所川越支部  
**令和7年(フ)第241号**  
 埼玉県富士見市大字東大久保1573番地10  
 債務者 平野 麻美  
 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで  
 　　さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第306号**  
 埼玉県川越市大字笠幡4004番地2 (笠幡グリーンパーク4号棟106号室)  
 債務者 川崎 晋  
 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで  
 　　さいたま地方裁判所川越支部  
**令和7年(フ)第6号**  
 兵庫県尼崎市南武庫之荘3丁目29番24号レオパレス武庫之荘108号  
 債務者 山本 直幸  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで  
 　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係  
**令和7年(フ)第148号**  
 兵庫県尼崎市武庫元町2丁目10番2号クローカスハイツ103  
 債務者 平 陽香  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで  
 　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係  
**令和7年(フ)第53号**  
 兵庫県明石市大久保町江井島336番地 江井島ハイツ102号  
 債務者 繁田 千秋  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで  
 　　神戸地方裁判所明石支部破産係  
**令和7年(フ)第826号**  
 徳島県徳島市津田町四丁目3番31号、旧住所徳島県徳島市津田本町4丁目2-8ベルシャトウ白堀407  
 債務者 山田 雄作

**令和7年(フ)第302号**  
 広島市安芸区中野東6丁目23番57号  
 傾債務者 東田映弥瑞  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで  
 　　広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第323号**  
 広島市中区十日市町1丁目4番19-302号  
 傾債務者 坂井 麻悠  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで  
 　　広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第328号**  
 広島県廿日市市大野887番地19(2-205)  
 傾債務者 松田 妙子  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで  
 　　広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第339号**  
 広島市安芸区中野3丁目46番12-103号  
 傾債務者 曽我 三希  
 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで  
 　　広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第61号**  
 徳島県徳島市津田町四丁目3番31号、旧住所徳島県徳島市津田本町4丁目2-8ベルシャトウ白堀407  
 傾債務者 山田 雄作

1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで  
 　　徳島地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第63号**  
 山形県山形市南館5丁目4番11号  
 傾債務者 岩瀬 薫  
 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後2時  
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  
 　　本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
 　　山形地方裁判所民事部  
**破産手続廃止**  
**令和5年(フ)第6115号**  
 東京都葛飾区亀有4-4-16 日神パレステージ亀有1階、商業登記簿上の本店所在地  
 東京都墨田区墨田3丁目2番4号  
 破産者 有限会社ワイ・ディー・シー  
 1 決定年月日 令和7年4月24日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 　　東京地方裁判所民事第20部  
**令和5年(フ)第6116号**  
 東京都足立区中川1丁目10-2-1111  
 破産者 亡吉田壽夫相続財産  
 1 決定年月日 令和7年4月24日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 　　東京地方裁判所民事第20部  
**令和6年(フ)第826号**  
 東京都墨田区東墨田2丁目27-8-209  
 破産者 遠山 克巳  
 1 決定年月日 令和7年4月24日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 　　東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第2080号 石川県金沢市大野町4丁目力18-1-201、 開始決定時の住所東京都世田谷区玉川台2丁 目38-15 グランドール用賀A210 破産者 山下真奈美 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7174号 千葉県船橋市藤原1丁目26-9-202 破産者 小出 正人 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7679号 埼玉県草加市谷塚上町194-7 破産者 稲葉 知宏 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第2278号 東京都板橋区西台2丁目39番4-301号 破産者 有限会社飯島組 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7341号 東京都世田谷区深沢2丁目19-22-102 破産者 森 史恵 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7724号 東京都世田谷区奥沢5丁目17-7-106 破産者 鶴巻 智昭 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第2884号 千葉県成田市美郷台2丁目26-1-102 破産者 宮田 俊介 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6733号 東京都中野区中野5丁目32番4号 破産者 株式会社T's 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7815号 東京都杉並区南荻窪4丁目41-14-403 破産者 小野 温子 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第3431号 東京都世田谷区船橋7丁目8-2-123 破産者 下坂 明博 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6801号 東京都練馬区貫井1丁目47-10-101 破産者 園田 実 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7375号 東京都足立区西保木間3丁目23番14号 破産者 合同会社一言之信 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5663号 東京都豊島区東池袋3丁目22番12号 破産者 株式会社A c s e e z 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6852号 東京都足立区保木間4丁目32-4 キャピタル竹ノ塚B202 破産者 宮島 翔太 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7431号 東京都三鷹市深大寺1-4-22 井上マンション東棟201、住民票上の住所埼玉県新座市石神3丁目19-5 武藏野サンハイツひばりヶ丘パート8-307 破産者 田村 元 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5664号 東京都新宿区西新宿1丁目26番2号 新宿野村ビル32階 破産者 Emperor株式会社	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6942号 東京都目黒区下目黒6丁目18-27-701 破産者 石塚 秀彦 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7523号 東京都大田区大森西5丁目26-6-102 破産者 濱田 直人 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
		令和6年(フ)第7915号 東京都府中市宮町2-18-1-401、住民票上の住所兵庫県神戸市中央区加納町2丁目13-10-106 破産者 賀村 正理 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	

令和6年(フ)第8077号  
東京都府中市新町1丁目3-30 ニューエクセルA102  
破産者 渡部 宏宣(旧姓皆川)  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8249号  
東京都練馬区豊玉南3丁目27-29-102  
破産者 山田 愛子  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8409号  
東京都文京区本郷2丁目40番13号  
破産者 東洋出版印刷株式会社  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8410号  
埼玉県所沢市中新井5丁目27-14  
破産者 石井 忠弘  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8542号  
東京都練馬区豊玉南3丁目27番18-1107号  
破産者 株式会社アヴァンティ  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8543号  
東京都目黒区八雲5丁目6-19-106  
破産者 嶋田 藍(旧姓坂本)

1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第167号**

東京都府中市紅葉丘1丁目36番地の34  
破産者 有限会社森工業

1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第168号**

東京都府中市紅葉丘1丁目36-34  
破産者 森 利弘

1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第169号**

東京都府中市紅葉丘1丁目36-34  
破産者 森 法子

1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第205号**

東京都港区海岸1-2-1 スカイグランデ  
汐留2103  
破産者 株式会社桃実商店

1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第237号**

東京都足立区鹿浜3丁目30番1号  
破産者 T.S・LINE株式会社

1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ) 第238号**

東京都足立区鹿浜5丁目30-1-302  
破産者 高瀬 啓次

1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ) 第241号**

東京都杉並区阿佐谷北3丁目41番5号  
破産者 えびす株式会社

1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ) 第242号**

東京都杉並区阿佐谷北3丁目41番5号  
破産者 オールマイティ株式会社

1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ) 第243号**

東京都杉並区阿佐谷北3丁目41番5号  
破産者 株式会社S S c r e a t e

1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ) 第244号**

東京都杉並区阿佐谷北3丁目41-5-301  
破産者 八橋 進

1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第247号  
東京都杉並区阿佐谷北3-41-5-302、住民票上の住所東京都杉並区阿佐谷北3丁目41-5-301  
破産者 桶野 哲哉  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第351号  
東京都港区南青山2丁目2番15号 ウィン青山1214号  
破産者 有限会社アントレンヌ  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第352号  
東京都足立区足立1丁目19-5-708  
破産者 高田 明美  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第373号  
東京都世田谷区北沢2丁目27-9  
破産者 インフィルデザイン株式会社  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第374号  
東京都狛江市岩戸北1丁目18-11-102  
破産者 安崎 彩  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第431号 東京都豊島区高田2丁目2番地13(S—RE SIDENCE雑司が谷705号室) 破産者 株式会社S o c i a l A x i s 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第523号 東京都練馬区関町北1丁目25-17-102 破産者 油科 宏孝 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第706号 東京都江戸川区平井3丁目16-2 第8岡山 荘202 破産者 石田 二郎 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第432号 東京都豊島区高田2丁目2-13-705 破産者 八木橋 悠 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第525号 東京都中野区白鷺3丁目26-8-103 破産者 麻見 逸人 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第597号 東京都足立区綾瀬3丁目18-2-104 破産者 古谷 貴文 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第456号 東京都練馬区豊玉南2丁目9-10-208 破産者 松嶋 佑太 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第530号 東京都葛飾区奥戸1丁目12-1-202 破産者 杉本 光夫 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第598号 東京都足立区綾瀬3丁目18-2-104 破産者 古谷 久子 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第458号 東京都世田谷区駒沢5丁目15-6-505 破産者 望月 崇充 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第550号 埼玉県蕨市南町2丁目15-6 エトワールK 207 破産者 北詰 拓也 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第616号 東京都練馬区下石神井6丁目6-9-102 破産者 本田 怜央 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第494号 埼玉県深谷市小前田1344-1 ケアホーム花 笑咲、開始決定時の住所東京都江戸川区西瑞 江3丁目19番地 アブトスガログ4 101 破産者 佐竹 明夫 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第583号 東京都江東区潮見1丁目29-15-714 破産者 大友 亮二 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第618号 神奈川県川崎市宮前区水沢2丁目8-66 破産者 遠藤 大 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第592号 東京都台東区下谷2丁目6-14-602 破産者 白井佑太朗	令和7年(フ)第592号 東京都台東区下谷2丁目6-14-602 破産者 白井佑太朗	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第652号 東京都墨田区碑文谷4丁目22-9-801 破産者 的場 幸則 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
			令和7年(フ)第717号 東京都江東区亀戸9丁目33-27-205 破産者 綿貫 亮一 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
			令和7年(フ)第748号 東京都練馬区石神井町2丁目15-12-107 破産者 安田 聖一 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
			令和7年(フ)第758号 東京都杉並区下井草1丁目7-15 下井草荘 破産者 筒井 康治 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
			令和7年(フ)第762号 東京都葛飾区堀切5丁目10-4-402 破産者 目黒 智晴 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

<b>令和7年(フ)第763号</b>	東京都中野区中央1丁目23-34-202 破産者 宮口 美夏 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第791号</b>	東京都葛飾区小菅3丁目4-10 破産者 大場 仁 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第792号</b>	東京都葛飾区小菅3丁目4-10 破産者 大場ひとみ 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第806号</b>	東京都板橋区大谷口2丁目61-6、住民票上の住所兵庫県神戸市北区八多町中922リバーサイドスクエア5番館101 破産者 多宮 隆生 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第886号</b>	東京都板橋区大山東町32-16-1306 破産者 丸上 直基 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第19号</b>	埼玉県春日部市西金野井515番地2 破産者 株式会社インプロア

<b>令和6年(フ)第22号</b>	千葉県南房総市和田町仁我浦157番地の1 破産者 佐久間企画株式会社 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
<b>令和6年(フ)第8302号</b>	千葉地方裁判所館山支部破産係 東京都港区赤坂3丁目1番16号 破産者 株式会社ボディリシャス 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
<b>令和6年(フ)第1799号</b>	東京地方裁判所民事第20部 東京都江東区南砂2丁目34-4-205、開始決定時の住所東京都新宿区市谷柳町24-3-401 破産者 金谷 直樹 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
<b>令和6年(フ)第4060号</b>	東京地方裁判所民事第20部 東京都江東区亀戸2丁目38-7 破産者 大場龍太郎 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
<b>令和6年(フ)第4883号</b>	東京地方裁判所民事第20部 東京都新宿区新宿5丁目1-19-1002 破産者 大沢 明夫
<b>令和6年(フ)第5151号</b>	東京都品川区中延5丁目4番11号 破産者 三洋精密工業株式会社 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ)第5152号</b>	東京地方裁判所民事第20部 東京都世田谷区砧8丁目31番8号 破産者 田村 和彦 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
<b>令和6年(フ)第5425号</b>	東京地方裁判所民事第20部 東京都墨田区業平4丁目8番2号 三浦ビル102号 破産者 有限会社こりこり 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
<b>令和6年(フ)第5426号</b>	東京地方裁判所民事第20部 東京都墨田区太平3丁目9-4-801 破産者 佐藤 誠 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
<b>令和6年(フ)第5705号</b>	東京地方裁判所民事第20部 東京都目黒区青葉台3丁目18番10号 第一目黒橋ビルカーサ青葉台406号 破産者 道蓮國際交易合同会社 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
<b>令和6年(フ)第6094号</b>	東京地方裁判所民事第20部 東京都葛飾区金町2-1-22、住民票上の住所東京都江戸川区江戸川3丁目39-66 破産者 塩川いづ美 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
<b>令和6年(フ)第6447号</b>	東京地方裁判所民事第20部 東京都豊島区南長崎1丁目9番14号 破産者 株式会社日本セーフティー&ガイド 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
<b>令和6年(フ)第6505号</b>	東京地方裁判所民事第20部 東京都千代田区内神田2丁目6番6号 破産者 株式会社サクセス・ワールド 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
<b>令和6年(フ)第6965号</b>	東京地方裁判所民事第20部 東京都練馬区石神井町4丁目12-34-202(開始決定時の住所) 東京都世田谷区給田1丁目8-18-201 破産者 田中 千博 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

<b>令和6年(フ)第7022号</b>	東京都練馬区貫井3丁目33番18号 破産者 有限会社大原紙工 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ)第7023号</b>	東京都練馬区中村北4丁目4-2-310、開始決定時の住所東京都練馬区貫井3丁目33-18 破産者 大原 修平 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ)第7920号</b>	東京都江東区枝川3丁目3-8-202 破産者 安部 優 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ)第7931号</b>	東京都練馬区南田中5丁目25-19-206 破産者 岡田ハツ子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ)第7949号</b>	東京都練馬区南大泉4丁目43-17-206 破産者 川上 稔介 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ)第8045号</b>	東京都新宿区西新宿5丁目10番3号 エボック 2-C 破産者 岡田 賢二

<b>令和6年(フ)第8277号</b>	東京都品川区東五反田5丁目22番37号 オフィスサークルN五反田2F 破産者 株式会社HUSTLE PRESS 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和6年(フ)第8511号</b>	東京都足立区西新井本町4丁目16-B 8-104 破産者 吉田 嘉明 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第79号</b>	東京都渋谷区幡ヶ谷1丁目33番1号 シティーフラワー幡ヶ谷501号 破産者 株式会社ネクスト 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第80号</b>	東京都渋谷区恵比寿3丁目1番1号 破産者 株式会社エブルガードパートナーズ 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第81号</b>	東京都世田谷区深沢4丁目7-25-104 破産者 水谷 亮介 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第82号</b>	東京都世田谷区上野毛2丁目5番21号 ルビナス上野毛106 破産者 株式会社One Two 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第83号</b>	東京都世田谷区船橋7丁目8-2-835 破産者 丸山 輝芳
<b>令和7年(フ)第235号</b>	東京都板橋区大谷口1丁目29-1-203 破産者 濵谷 和佳 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第236号</b>	東京都品川区東品川4丁目12-9-2701 破産者 井上 朝夫 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第270号</b>	東京都渋谷区恵比寿3丁目1番1号 破産者 株式会社エブルガードパートナーズ 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第271号</b>	東京都世田谷区深沢4丁目7-25-104 破産者 水谷 亮介 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第272号</b>	東京都世田谷区上野毛2丁目5番21号 ルビナス上野毛106 破産者 株式会社One Two 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第305号</b>	東京都西多摩郡日の出町大字平井3392番地 破産者 秋川石材株式会社 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第306号 東京都中野区南台2丁目9-1-306 破産者 清水 彰治 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第528号 東京都八王子市石川町1999-1-104 破産者 高橋 成志 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第687号 東京都三鷹市上連雀6丁目23-23-501 破産者 竹田 喜一 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第425号 東京都世田谷区上馬2丁目22-2-213 破産者 宮崎 誠也 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第532号 東京都練馬区南大泉3丁目5-22 破産者 篠 宏和 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第708号 東京都中央区日本橋富沢町12-11-502 破産者 星野 巍起 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第441号 東京都新宿区北新宿4丁目32-7-103 破産者 高尾絵理香 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第545号 東京都足立区竹の塚1丁目14-1-201 破産者 相馬 優 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第712号 東京都渋谷区代々木4丁目11-16 宇津木方102 破産者 久保 誠 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第493号 東京都新宿区荒木町23-111 破産者 佐藤 壮透 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第634号 東京都足立区千住東2丁目21-1-506 破産者 三浦 一味 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第715号 東京都杉並区成田東1丁目5-11 須和寿コーポ2-001 破産者 鈴木 隆史 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第520号 東京都世田谷区給田4-4-15 プリンセス山喜B棟105、住民票上の住所千葉県松戸市千駄堀1771-3-202 破産者 逸見 静羅 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第638号 東京都港区六本木3丁目16-23-401 破産者 鳥越 純一 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第720号 東京都板橋区赤塚新町3丁目8-29-103 破産者 吉田 一信 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第640号 東京都足立区堀之内1丁目3-20-503 破産者 尾形 洋行	令和7年(フ)第642号 東京都足立区堀之内1丁目3-20-503 破産者 尾形 洋行	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第649号 東京都足立区大谷田5丁目3-11-104 破産者 川崎 妙子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第756号 東京都杉並区久我山3丁目25-12-205 破産者 上野 国宏 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第890号 東京都立川市上砂町5丁目60-1-426 破産者 川崎 博子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所登米支部
令和7年(フ)第757号 東京都文京区音羽2丁目11-12-305 破産者 仲田晋之助 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第926号 東京都中央区築地4丁目12-2-803 破産者 鶴田 明子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第785号 東京都豊島区南長崎6丁目11-2-301 破産者 豊島 徹也 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第824号 東京都板橋区坂下1丁目18-7-303 破産者 鈴木 具子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第788号 東京都渋谷区本町6丁目29-10-202 破産者 今倉 健之 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1016号 東京都北区赤羽台4丁目10-8 破産者 小池 直樹 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第810号 東京都目黒区鷹番2丁目11-12-106 破産者 田中 了子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和5年(フ)第53号 静岡県掛川市八坂34番地の1 破産者 株式会社岩瀬コンクリート 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第810号 東京都目黒区鷹番2丁目11-12-106 破産者 田中 了子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第871号 東京都江戸川区東葛西4丁目40-10-104 破産者 相澤 芸 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所掛川支部破産係
令和7年(フ)第888号 東京都東大和市清原2丁目1-5-502 破産者 安齋由美子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和6年(フ)第1047号 仙台市宮城野区原町5丁目5番35号 破産者 株式会社NO I M E D I A 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第820号 東京都板橋区小豆沢1-23-11 ライブラリ志村坂上、住民票上の住所東京都足立区入谷9丁目14-14-312 破産者 石橋 友子	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6号 宮城県登米市米山町西野字古館廻56番地1 破産者 悠々ホーム株式会社	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年(フ)第56号 奈良県大和高田市北本町12番15号 破産者 株式会社A n 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年(フ)第10号 東京都小平市大沼町4丁目50番18号 破産者 當間 和彦 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	令和5年(フ)第54号 静岡県掛川市八坂35番地の1 破産者 岩瀬 健二 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所掛川支部破産係
令和6年(フ)第57号 奈良県大和高田市北本町12番15号 破産者 株式会社R h 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和6年(フ)第1426号 京都市上京区甲斐守町97西陣産業創造会館2階 破産者 株式会社B u g M o 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	令和6年(フ)第64号 静岡県菊川市加茂3463番地の1 (長池団地C棟301号) 破産者 高橋 祐正 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所掛川支部破産係
令和6年(フ)第143号 青森市奥野2丁目16-9、旧本店青森市桂木2丁目2-8 破産者 合同会社d a s h i - f a c t o r y 雅 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 青森地方裁判所民事部破産係	京都地方裁判所第5民事部破産係 <b>破産手続廃止及び免責許可決定</b>	令和6年(フ)第97号 鹿児島県志布志市志布志町安楽2024番地1 破産者 栗原 彩 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	令和6年(フ)第134号 鹿児島県垂水市柊原1205番地4 破産者 柳田 遙 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和6年(フ)第1544号 東京都稻城市平尾3丁目1番地の1平尾住宅19棟202号 破産者 加藤 昭孝 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第107号 鹿児島県鹿児島市西千石町10-16レオパレス千石と多宮306号室、開始決定時の住所鹿児島県志布志市志布志町田之浦1967番地3 破産者 牧迫 佑紀 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	令和6年(フ)第598号 埼玉県草加市新栄1丁目13番地4 プレジデント新栄II番館H号 破産者 濱崎 圭 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和6年(フ)第98号 山口県長門市三隅下2715番地1 破産者 廣中 知子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所萩支部
令和7年(フ)第9号 東京都小平市大沼町4丁目50番15号 破産者 株式会社弥左衛門 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第78号 鹿児島県鹿屋市寿4丁目6番16-2号 サンハイツ寿IV103号、開始決定時の住所鹿児島県鹿屋市南町3966番地1 破産者 西牟田益文	令和7年(フ)第20号 埼玉県春日部市西金野井504番地 H a p p y h o u s e 202、開始決定時の住所埼玉県春日部市西金野井515番地2 破産者 中元 徹 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	令和6年(フ)第134号 青森県三戸郡三戸町大字川守田字元木平29番地7 破産者 工藤 智徳 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所八戸支部破産係

**令和6年(フ)第144号**  
 住居所不定、住民票上の住所青森県八戸市小中野8丁目16番19号 長谷川アパート2号  
 破産者 福井 範仁  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 青森地方裁判所八戸支部破産係

**令和6年(フ)第460号**  
 宮城県宮城郡利府町菅谷字東浦32番地1 A 1 f 1 a t 利府町菅谷103  
 破産者 藤戸 正樹  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和6年(フ)第1183号**  
 代替住所A(旧住所 宮城県刈田郡蔵王町宮字西裏63番地)  
 破産者 串田慎太郎  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第34号**  
 仙台市太白区砂押町7番14号 グリーンハイツ砂押205  
 破産者 竹田 成隆  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第52号**  
 仙台市泉区南光台1丁目35番3号 グレートハウス南光台203  
 破産者 大橋 辰彦

1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第69号**  
 仙台市泉区旭丘堤2丁目21番1号 リーベンス黒松105  
 破産者 鈴木 忍  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第81号**  
 仙台市青葉区水の森3丁目1番39号 K' クレスト水の森公園205、従前の住所仙台市若林区大和町1丁目17番10-302号  
 破産者 堀川 英敏  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第83号**  
 宮城県塩竈市宮町4番12号  
 破産者 開米 涼子(旧姓菅原)  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和6年(フ)第81号**  
 茨城県立市助川町1丁目14番14号  
 破産者 皆川 浩志  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和6年(フ)第42号**  
 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲449番地12 工ヴァーグリーンII102  
 破産者 小田 貴則  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 水戸地方裁判所日立支部

**令和6年(フ)第1611号**  
 埼玉県戸田市氷川町1丁目10番1-403号  
 破産者 石井 裕一  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年(フ)第2059号**  
 東京都板橋区前野町1丁目25番6号、開始決定時の住所埼玉県新座市栄三丁目6番37号 A & Tガーデンハウス404号室  
 破産者 森山 洋平  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年(フ)第2136号**  
 さいたま市見沼区春野1丁目4番1-1101号  
 破産者 星 ゆかり  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年(フ)第42号**  
 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲449番地12 工ヴァーグリーンII102  
 破産者 小田 貴則  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年(フ)第2331号**  
 横浜市南区弘明寺町字北ノ前51番地2  
 破産者 森本 勉  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第65号**  
 さいたま市見沼区大字東宮下277番地35  
 破産者 大和田利彦  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年(フ)第2129号**  
 横浜市磯子区岡村3丁目6番5号 ハイム高橋B-202号  
 破産者 島津 雅巳  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第2213号**  
 横浜市金沢区柴町56番地 S H I B A N O. 6 202  
 破産者 浜谷 廉多  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第2330号**  
 横浜市南区弘明寺町字北ノ前51番地2  
 破産者 森本 勉  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第2331号**  
 横浜市南区弘明寺町字北ノ前51番地2  
 破産者 森本 福子  
 1 決定年月日 令和7年4月28日  
 2 主文 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
 横浜地方裁判所第3民事部

<b>令和6年(フ)第445号</b> 岐阜市五坪2丁目1番5-58号 (ファミ ユ田神 F-5号棟) 破産者 梶本 恵美 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所	<b>令和6年(フ)第312号</b> 大阪府泉大津市なぎさ町3番1-1101号 破産者 早部 一臣 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	<b>令和6年(フ)第2775号</b> 神奈川県茅ヶ崎市松林3丁目7番28号 ア ムール武番館101 破産者 志水ようこ 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和6年(フ)第759号</b> 静岡市清水区下野町6番12号 タカヨシⅡ 102 破産者 堀内 重光 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部	<b>令和6年(フ)第508号</b> 大阪府岸和田市磯上町5丁目7番3号 破産者 山口 和佳 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係	<b>令和6年(フ)第605号</b> 神奈川県平塚市四之宮1丁目6番36号 コー ボ小林201 破産者 藤田 季子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和6年(フ)第5351号</b> 大阪市旭区高殿6丁目25番9-1305号 破産者 池内明日香(旧姓木村) 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和6年(フ)第515号</b> 大阪府泉北郡忠岡町高月南3丁目17番20号 朋起物流株式会社、前住所和歌山市西庄1056 番地300 破産者 山本 敏生 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係	<b>令和7年(フ)第1号</b> 神奈川県平塚市見附町27番17-602号 破産者 村越 恒輔(旧姓原野) 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
<b>令和6年(フ)第5788号</b> 大阪府吹田市江坂町2丁目14番10号 (101) 破産者 井上 光輝 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和6年(フ)第648号</b> 大阪府泉佐野市松原3丁目3番2-303号、 事業所所在地大阪府泉南市北野1-7-16 植野ビル2F (事業所所在地) 和歌山県岩 出市今中118-1 破産者 C L U B A L I C E ことスイーツ専 門店 Campanula こと 楠本 涼太 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年(フ)第4号</b> 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸道31番地 3 破産者 小沢 将和 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係
<b>令和6年(フ)第183号</b> 大阪府貝塚市東山6丁目4番47号 破産者 吉原 盛人 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和6年(フ)第10号</b> 大阪府泉大津市なぎさ町3番1-1101号、住 民票上の住所大阪府阪南市尾崎町7丁目1番 8-501号 破産者 早部菜津美	1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	<b>令和7年(フ)第84号</b> 静岡県藤枝市高洲58番地の50 パインテラス D-101号、旧住所静岡県伊豆の国市原木164 番地 破産者 田代 雄大 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部

<b>令和6年(フ)第1226号</b>	京都市山科区四ノ宮泓39番地4、前住所大津市本堅田三丁目2番33号 破産者 今川 周訓 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
<b>令和6年(フ)第377号</b>	奈良市桂木町10番406号 破産者 大前 好三 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
<b>令和6年(フ)第432号</b>	奈良県生駒市高山町4799番地 破産者 中谷 千幸 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
<b>令和6年(フ)第43号</b>	熊本県人吉市中神町字段260番地1 中原団地8-2 破産者 山岸 節子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所人吉支部
<b>破産手続終結</b>	
<b>令和5年(フ)第6874号</b>	東京都港区三田4丁目1番27号 破産者 N S E N S E 株式会社

<b>1 決定年月日 令和7年4月24日</b>	<b>1 決定年月日 令和7年4月24日</b>	<b>令和6年(フ)第8237号</b>
2 主文 本件破産手続を終結する。	2 主文 本件破産手続を終結する。	東京都大田区大森南1丁目22番7号 破産者 昌栄電機株式会社
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部
東京地方裁判所民事第20部		
<b>令和5年(フ)第7346号</b>	<b>東京都江戸川区小松川1丁目5-10-3306</b>	<b>令和6年(フ)第6170号</b>
破産者 梁川豪のこと 梁 承豪		東京都江東区森下4丁目8-1-101 破産者 栗原 直輝
1 決定年月日 令和7年4月24日	1 決定年月日 令和7年4月24日	1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。	2 主文 本件破産手続を終結する。	2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部		
<b>令和6年(フ)第877号</b>	<b>東京都世田谷区上北沢4丁目33番1号4F</b>	<b>令和6年(フ)第6811号</b>
破産者 太陽興業株式会社		東京都杉並区高円寺南4丁目7-1-405 破産者 櫻田千津子
1 決定年月日 令和7年4月24日	1 決定年月日 令和7年4月24日	1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。	2 主文 本件破産手続を終結する。	2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部		
<b>令和6年(フ)第3230号</b>	<b>東京都大田区鶴の木2丁目25番4号</b>	<b>令和6年(フ)第8103号</b>
破産者 有限会社ステラ・ミュージック		東京都世田谷区池尻1丁目11番6号 パークサイドマンション池尻101 破産者 株式会社S t a r s o n E a r t h
1 決定年月日 令和7年4月24日	1 決定年月日 令和7年4月24日	1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。	2 主文 本件破産手続を終結する。	2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部		
<b>令和6年(フ)第5672号</b>	<b>東京都渋谷区本町3-10-9-601</b>	<b>令和6年(フ)第8104号</b>
破産者 株式会社G I F M A G A Z I N E		東京都目黒区下目黒4丁目6-5 破産者 春山 友里
1 決定年月日 令和7年4月24日	1 決定年月日 令和7年4月24日	1 決定年月日 令和7年4月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。	2 主文 本件破産手続を終結する。	2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部		
<b>令和6年(フ)第5761号</b>	<b>東京都杉並区本天沼3丁目21番11号</b>	<b>令和6年(フ)第2141号</b>
破産者 有限会社エラン		東京都武蔵野市境1丁目22番9号 破産者 株式会社サン・タナカ
1 決定年月日 令和7年4月24日	1 決定年月日 令和7年4月24日	1 決定年月日 令和7年4月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。	2 主文 本件破産手続を終結する。	2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部		

令和6年(フ)第2250号 東京都千代田区神田駿河台2丁目4番地 破産者 株式会社ミコ 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第5777号 埼玉県八潮市八潮3丁目28-4 破産者 杉山 一代(旧姓勝間田) 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和6年(フ)第1942号 東京都町田市森野4丁目18番25号 破産者 株式会社マユミ 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第3969号 東京都台東区池之端2丁目3-21-102 破産者 城下 二世 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6185号 神奈川県相模原市中央区千代田2丁目10-14-303 破産者 野見山健一 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第214号 神奈川県厚木市妻田東1丁目17番40号 破産者 石村商事株式会社 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第4677号 東京都足立区西新井1丁目33-2-602 破産者 上原 翔太 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8012号 東京都八王子市北野町554-19-201 破産者 椎野 修平 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第14号 鹿児島県鹿屋市王子町3922番地4 北号棟 破産者 山下 翔 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和6年(フ)第4707号 神奈川県川崎市高津区久地2丁目2-44 破産者 金沢 哲史 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8596号 東京都東大和市湖畔3丁目998-34-101 破産者 西川 洋一 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第21号 千葉県館山市上真倉1744番地の6 破産者 佐久間道行 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所館山支部破産係
令和6年(フ)第4785号 東京都目黒区碑文谷4丁目10-12-202 破産者 大前 晋将 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第1193号 宮城県名取市増田字北谷11番地 破産者 株式会社東北マグネットインスティ テュート	1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第13号 鹿児島県鹿屋市笠之原町3575番地4 エルミ タージュ・トミ104号 破産者 星簇 恵子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和6年(フ)第1870号 東京都昭島市宮沢町494-11-1113号 破産者 株式会社リベア再生サービス 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第19号 北海道宗谷郡猿払村浅茅野台地342番地236 破産者 朝日 教徳 1 決定年月日 令和7年4月28日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所稚内支部		

**令和7年(フ)第15号**  
群馬県高崎市下小鳥町89番地15 アサンテA  
101号  
破産者 高柳 仁美  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和7年(フ)第31号**  
群馬県富岡市妙義町下高田1868番地 妙義  
れんげの里  
破産者 坂本 清隆  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和7年(フ)第34号**  
群馬県富岡市妙義町大牛523番地5 妙義白  
雲寮、前住所群馬県富岡市一ノ宮1219番地9  
破産者 山田 裕子  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和7年(フ)第38号**  
群馬県安中市板鼻299番地  
破産者 高田 明  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和6年(フ)第1487号**  
東京都杉並区成田東3丁目6-1  
破産者 永塚 利哉  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(フ)第4323号**  
東京都台東区浅草5丁目51-10-506、開始  
決定時の住所東京都台東区松が谷1丁目8-  
10-602  
破産者 松本 雅子  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第246号**  
東京都江戸川区春江町4-8-6 スガパレ  
スII904  
破産者 篠原 義重

1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第66号**  
相模原市南区大野台5丁目8番23号 国木ハ  
イツ216  
破産者 門松 則男  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所相模原支部

**令和6年(フ)第130号**  
岐阜県大垣市大井1丁目53番地1、前住所岐  
阜県大垣市安井町2丁目23番地1  
破産者 坂本 真理  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**令和7年(フ)第3号**  
岐阜県大垣市開発町1-13-128 和合団地  
J棟202、住民票上の住所愛知県一宮市伝法  
寺2丁目8番地11 バークサイド ヴィレッ  
ジ102号  
破産者 日野 類  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**令和7年(フ)第47号**  
静岡県藤枝市志太2丁目21番12号 メゾンセ  
ントポーリアB101号、旧住所静岡県焼津市  
下小田1番地の1 エンブルネクスト焼津  
602号  
破産者 杉本 茂美  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第64号**  
静岡県焼津市浜当目1丁目10番10号 レオパ  
レス秀峰 105号室  
破産者 鈴木 幾也  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所民事第2部

**令和6年(フ)第284号**  
奈良県桜井市大字西之宮5番地 205号室  
破産者 更谷 晃  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
奈良地方裁判所破産係

**令和6年(フ)第411号**  
奈良市中登美ヶ丘1丁目4162番地の1 中登  
美団地D6-302号  
破産者 清水 正昭  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
奈良地方裁判所破産係

**令和6年(フ)第412号**  
奈良市佐保台西町72番地 メイプルスクエア  
平城山205号  
破産者 中村 純也  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
奈良地方裁判所破産係

**令和6年(フ)第421号**  
奈良県生駒郡三郷町立野南2丁目7番6-  
102号  
破産者 西川麻弥香  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
奈良地方裁判所破産係

**令和6年(フ)第427号**  
奈良県生駒市南田原町804番地2  
破産者 ビューティーサロンオクダこと 出合  
裕子  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
奈良地方裁判所破産係

**令和6年(フ)第428号**  
奈良市鶴舞東町1番16-302号  
破産者 保川 直樹  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
奈良地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第50号**  
福岡県久留米市合川町151番地3  
破産者 平田 治菜  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第10号**  
福岡県みやま市高田町竹飯1614番地  
破産者 今村憲一郎  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所大牟田支部

**令和6年(フ)第152号**  
長崎県諫早市高来町溝口210番地1 アンア  
ザレアⅡ201号  
破産者 大戸沙弥可(旧姓里山)  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所大村支部破産係

**令和6年(フ)第154号**  
長崎県諫早市久山町2244番地3 ベイサイド  
久山102号  
破産者 浦田ゆかり  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所大村支部破産係

**令和7年(フ)第4号**  
長崎県諫早市高来町小船津53番地、前住所長  
崎県長崎市江の浦町18番1号  
破産者 小林 愛梨  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所大村支部破産係

**令和7年(フ)第11号**  
長崎県大村市松原本町23番地1  
破産者 塚本 壽美  
1 決定年月日 令和7年4月28日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所大村支部破産係

**令和7年(フ)第53号**  
函館市深堀町13番21号 ハイツK2 1F左  
破産者 竹内 真弓  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
函館地方裁判所

**令和7年(フ)第64号**  
北海道北斗市富川2丁目4番37号  
破産者 泉 武志  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
函館地方裁判所

北海道北見市美山町南5丁目129番地10 美山第2団地6-35  
破産者 田村 良子

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第26号  
北海道北見市幸町8丁目3番17号 ハッピーハイツ202号  
破産者 田中 万里

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第2号  
青森県むつ市大曲3丁目7番16号  
破産者 鳥山 純子

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第11号  
仙台市青葉区西勝山32番16号  
破産者 和田 潤季

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第112号  
仙台市宮城野区岩切2丁目12番3-104号、  
従前の住所仙台市宮城野区岩切字東河原222番地  
破産者 木皿 福三

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第131号  
仙台市青葉区小松島4丁目8番8-909号  
破産者 永野 裕加

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第138号  
仙台市太白区中田町字清水28番地の3  
破産者 高橋 一枝

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第12号  
秋田県大仙市協和境字野田122番地 野田市  
営住宅7号室  
破産者 吉村あや子

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所大曲支部

令和7年(フ)第19号  
茨城県古河市常盤町16番3号 コーポ山中B  
207号室  
破産者 武田 克

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第31号  
茨城県古河市三和222番地3  
破産者 鈴木 英人

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所下妻支部

令和6年(フ)第396号  
群馬県渋川市吹屋1052番地1 星野貸住宅  
5号棟、旧住所東京都練馬区田柄4丁目16番  
29号 シティハイム栄コーポB棟107  
破産者 寺内 幸江

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第41号  
群馬県前橋市山王町1丁目5番地2 マーベラス山王C 102号、旧住所群馬県前橋市山王町1丁目2番地28  
破産者 松坂 界良

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第73号  
埼玉県三郷市彦成3丁目10番20-104号  
破産者 観堂タコ子

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和5年(フ)第1475号  
東京都港区高輪1丁目27-37-1702、開始決定時の住所東京都港区赤坂5丁目2-10-2904  
破産者 白石 隆吉

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第1476号  
東京都港区高輪1丁目27-37-1702、開始決定時の住所東京都港区赤坂5丁目2-10-2904  
破産者 白石 真美

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4502号  
東京都中央区晴海3丁目13番2-1513号、開始決定時の住所東京都中央区日本橋小網町  
1-13-707  
破産者 松田 智

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1399号  
東京都青梅市新町7丁目54番地の26  
破産者 伊藤 稔

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第6号  
東京都西東京市芝久保町1丁目1番10-210号  
破産者 喜井 彰彦

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第105号  
東京都立川市西砂町4丁目2番地の17ウエストサイドII201号  
破産者 小島 三朝

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第112号  
東京都八王子市南大沢3丁目9番地2-301  
破産者 有路 瑠美

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2149号

東京都西多摩郡日の出町大字平井3030番地泉会日の出舎  
破産者 金子二三男

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2176号

東京都国分寺市西恋ヶ窪2丁目20番地17  
破産者 米倉 山輝

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2195号

東京都町田市成瀬1丁目17番地15  
破産者 芦野 倫大

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第8号

東京都日野市南平3丁目21番地の7土方ハイツ5-311  
破産者 圓谷由利子

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第6号

東京都西東京市芝久保町1丁目1番10-210号  
破産者 喜井 彰彦

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第105号

東京都立川市西砂町4丁目2番地の17ウエストサイドII201号  
破産者 小島 三朝

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第112号

東京都八王子市南大沢3丁目9番地2-301  
破産者 有路 瑠美

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第119号**  
東京都八王子市網ヶ丘2丁目44番8号レオパレスアムリタ305号  
破産者 岡田 春香  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第125号**  
東京都府中市片町1丁目6番地の2アーバイン片町101  
破産者 吉永 康一  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第129号**  
東京都町田市金森2丁目11番15号  
破産者 野嶋 浩幸  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第148号**  
東京都東大和市南街2丁目112番地の1メゾンコンサール402号  
破産者 川口 純二  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第163号**  
東京都町田市木曾東4丁目14番イ28-503号  
破産者 市川 光輝(旧姓徳政)  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第180号**  
東京都町田市忠生3丁目20番地6ファミール忠生105  
破産者 橘 和己  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第201号**  
東京都八王子市横山町20番11-706号  
破産者 高松 良介  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和6年(フ)第2807号**  
神奈川県綾瀬市大上3丁目1番43-101号、  
申立時の住所神奈川県綾瀬市深谷上6丁目32番11号 ベルソスB202  
破産者 岡 章公  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第2808号**  
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷344番地  
破産者 片山美和子  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第2903号**  
横浜市旭区東希望が丘190番地 バナハイツK205  
破産者 内田 達志  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第2997号**  
横浜市保土ケ谷区天王町2丁目42番地の2  
天王町団地2棟722号  
破産者 小林 金二  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第3016号**  
横浜市旭区さちが丘84番地2 コーポラスさちが丘105  
破産者 佐藤 昂太  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第3027号**  
横浜市港北区樽町4丁目5番17-303号  
破産者 小林慎太朗  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第3073号**  
横浜市港北区日吉本町6丁目65番2号 エクセレント日吉302  
破産者 石黒亜貴葉(旧姓堀内)  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第3088号**  
横浜市栄区野七里1丁目2番15-1522号  
破産者 武藤 幸弘  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第3089号**  
神奈川県鎌倉市玉縄3丁目1番地4 コーポールA201  
破産者 鎌田 芳紀  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第37号**  
神奈川県鎌倉市笛田4丁目1番36号 鎌倉山エレガンス笛田202  
破産者 八嶋奈穂子  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第71号**  
横浜市金沢区泥亀2丁目5番1-823号  
破産者 池田 哲  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第109号**  
横浜市青葉区すみよし台37番地8 ヒルトップ鶴志田101  
破産者 佐々木浩史  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第110号**  
横浜市青葉区すみよし台37番地8 ヒルトップ鶴志田101  
破産者 佐々木さゆり  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第113号**  
横浜市戸塚区戸塚町3387番地2 コテージ戸塚105号  
破産者 堀 洋平  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第118号**  
横浜市青葉区あかね台2丁目18番地3 パークサイドあかねA-201  
破産者 沖山 仁宏  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第148号**  
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷1164番地3 テラスサンブリッジA号室  
破産者 橋口久美子  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第154号**  
神奈川県大和市柳橋3丁目16番地 ハイム桜ヶ丘5-202 大山方  
破産者 奥村 真  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第157号**  
横浜市鶴見区下末吉4丁目14番18号 グレイス104  
破産者 小島 美穂(旧姓山下)  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第161号**  
横浜市旭区市沢町132番地 ヴェルドミールA101  
破産者 角津 優子  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第181号**  
神奈川県大和市深見台2丁目12番5号  
破産者 草柳 聖子  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第218号 横浜市港北区大豆戸町393番地25 ザ・ヴィレッジ1-B 破産者 村上 浩子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第288号 神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸16番20号 ミカハウス湘南101 破産者 佐藤 勇紀 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第23号 新潟市西区山田3395番地 グランディール・シェトワ302 破産者 貝沼 直矢 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第54号 岐阜市学園町3丁目47番地(仁科ハイツA 105号室) 破産者 梅田利恵子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第231号 横浜市南区大岡3丁目15番17号 ベルビア弘明寺2 103号室 破産者 伊丹 宏昌 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第328号 横浜市戸塚区戸塚町2075番地 コーポ金子 201号 破産者 前澤 希来 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第28号 新潟市東区山木戸3丁目6番27号 ピュア・セス202号 破産者 倉田由利子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第43号 静岡市葵区川合2丁目24番52号 エステート ピアK II 101号 破産者 久保田優己 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第234号 横浜市戸塚区柏尾町1027番地11 コーポフジ ミ1号 破産者 江里口 晶 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第511号 新潟市北区新元島町3900番地18 破産者 藤田 清一 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部	令和6年(フ)第365号 金沢市額新町2丁目78番地1 市営住宅14棟 304号、従前の住所石川県輪島市河井町7部 10番地2、静岡県島田市井口1242番地の2 破産者 丸山 好恵 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	令和7年(フ)第65号 静岡県島田市岸町456番地の2 レジデンス ペピーノ 205 破産者 大居 任 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第237号 神奈川県大和市下和田262番地 いちょう園地72-116 破産者 高橋 哲八 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第514号 新潟市東区江南1丁目1番地3 ハイライフ 江南101号 破産者 入澤 智 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部	令和6年(フ)第368号 金沢市金石西3丁目7番21号 破産者 足立 吉行(旧姓岡村) 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	令和7年(フ)第71号 静岡市駿河区手越原172番地の1 メゾン手 越原101 破産者 長谷川浩二 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第240号 横浜市瀬谷区三ツ境81番地13 三ツ境南住宅 4棟107号 破産者 渡邊ちづ子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第2号 新潟市中央区有明大橋町5番9号 貸家3 破産者 富井 温子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第9号 金沢市有松2丁目1番28号 YM-II 201 号、従前の住所金沢市野町2丁目20番15号 破産者 島本留里子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	令和7年(フ)第78号 静岡市駿河区稻川3丁目4番9号 破産者 吉岡千波留 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第261号 横浜市戸塚区前田町520番地1 ふれんでい 東戸塚寮253号 破産者 大川 隼人 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第15号 新潟県五泉市村松1252番地 アビタシオンB 号棟201号室 破産者 柳川 成朗 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第20号 金沢市東兼六町16番3号、従前の住所金沢市 額新保2丁目156番地 破産者 山崎 康志 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	令和7年(フ)第34号 静岡県伊東市八幡野1189番地の129 破産者 川辺 寿明 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第261号 横浜市戸塚区前田町520番地1 ふれんでい 東戸塚寮253号 破産者 大川 隼人 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第15号 新潟県五泉市村松1252番地 アビタシオンB 号棟201号室 破産者 柳川 成朗 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第20号 金沢市東兼六町16番3号、従前の住所金沢市 額新保2丁目156番地 破産者 山崎 康志 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	令和7年(フ)第39号 静岡県沼津市大岡800番地の5 グループ ホームひまわり、前住所静岡県沼津市大岡 800番地の8 グループホームひまわり 破産者 勝亦 浩明 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 令和7年(フ)第55号

静岡県沼津市岡一色88番地の1 藤ハイツB  
202号  
破産者 吉村 浩二

1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 令和7年(フ)第3号

京都府亀岡市宇津根町土井ノ内37番地16  
破産者 山本 松子

1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所園部支部破産係

## 令和6年(フ)第4680号

大阪市東住吉区南田辺1丁目9番7-306号  
破産者 岡田明日香

1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第5240号

大阪市浪速区桜川2丁目3番17-1003号  
破産者 濱田 愛莉(旧姓林田)

1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第5825号

大阪市東住吉区山坂4丁目1番31-510号、  
前住所大阪市浪速区日本橋東3丁目16番29-  
607号

破産者 山田 千夏  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第5898号

大阪市平野区平野西5丁目9番24-308号  
破産者 小山 徹

1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第5938号

大阪市浪速区大国2丁目5番1-302号  
破産者 村井 智哉

1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第6050号

大阪市旭区大宮4丁目20番23-303号

破産者 高橋レイナ  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第6051号

大阪府八尾市高砂町1丁目8番地 市営住宅  
33-518号

破産者 今沢 勝  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第6058号

大阪市生野区桃谷2丁目23番51号 メゾン桃  
谷 101号、前住所大阪市城東区放出西3丁  
目15番2-101号

破産者 徳永 貴央  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第6108号

大阪府門真市北菫本町19番33-202号

破産者 曽我 真大  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第6120号

大阪市中央区島之内2丁目4番16-1101号  
破産者 貝谷 英太

1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第6132号

大阪府八尾市緑ヶ丘2丁目1番地の2 府営  
住宅2-203号

破産者 山口 瑞妃  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第6235号

大阪市此花区伝法1丁目1番1-237号  
破産者 安達 正人

1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第6241号

大阪府枚方市南楠葉1丁目65番15号  
破産者 村井 良和

1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第6244号

大阪府門真市栄町5番6-705号  
破産者 矢野しのぶ

1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第6264号

大阪府門真市松葉町8番24号 A-507号  
破産者 浅原 吉行

1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第112号

大阪市生野区田島5丁目17番15号  
破産者 橋本商店こと 橋本 英治

1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第140号

大阪市東住吉区住道矢田8丁目3番17号 サ  
ンライフ藤井 101号

破産者 佐藤 和希(旧姓丸越)  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第208号

大阪府東大阪市永和2丁目7番30号 救護施  
設フローラ

破産者 田辺 耕造  
1 決定年月日 令和7年4月30日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第248号

大阪府高槻市大畑町15番1号 ピュア大畑  
1-5号、前住所大阪府高槻市栄町2丁目31  
番8号

破産者 多留 裕騎

1 決定年月日 令和7年4月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第251号

大阪府高槻市千代田町30番7号 シティハイ  
ツ久206号

破産者 藤澤 奈菜

1 決定年月日 令和7年4月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第264号

大阪府枚方市春日元町2丁目32番6号  
破産者 川瀬真結美

1 決定年月日 令和7年4月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第268号

大阪市住吉区長居2丁目12番1号 ベルレジ  
ダンス長居 503号

破産者 新谷 茜

1 決定年月日 令和7年4月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第269号

大阪府高槻市玉川2丁目12番202号

破産者 深水 健司

1 決定年月日 令和7年4月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第279号

大阪市西成区萩之茶屋2丁目6番23号 ア  
パートメントキング 305号、前住所名古屋  
市瑞穂区片坂町3丁目8番地 (シティシャ  
トレ片坂101号)

破産者 井手 孝志

1 決定年月日 令和7年4月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ)第294号</b>	大阪府東大阪市花園東町2丁目3番16号 フォーレスト1 205号 破産者 川代 勇樹 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第302号</b>	大阪府寝屋川市池田2丁目11番17号 破産者 糸原 博文 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第303号</b>	大阪市西区本田2丁目13番8号 401 破産者 中野富士夫 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第309号</b>	大阪市西淀川区野里1丁目14番6号 破産者 山城 敏則 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第312号</b>	大阪府東大阪市長堂1丁目19番14-307号 破産者 安田富吉こと 康 富吉 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第323号</b>	大阪市生野区中川東1丁目4番23号 破産者 徳山 佳代 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第329号</b>	大阪市旭区大宮4丁目22番7号 ハイツディペロップ 301号 破産者 友居 竹美 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ)第336号</b>	大阪市東淀川区瑞光1丁目9番15-305号 破産者 藤川 達也 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第338号</b>	大阪府寝屋川市池田西町2番4-503号 破産者 上原祥之介 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第351号</b>	大阪市東淀川区豊新3丁目21番10-401号 破産者 尾方 隆之(旧姓近藤) 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第384号</b>	大阪市城東区関月2丁目18番5-401号 破産者 福田 隆司 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第394号</b>	大阪府枚方市東牧野町16番44-16号 破産者 山野 恭子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第398号</b>	大阪市平野区加美北7丁目1番30号 破産者 一戸 美里 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第413号</b>	大阪府豊中市中桜塚5丁目19番4号 102号 破産者 佐伯 和代 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第429号</b>	大阪府茨木市中穂積3丁目2番36号 シャロームII 309号 破産者 東亜矢子こと 陳 亜矢子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第435号</b>	大阪府寝屋川市梅が丘1丁目2番19-503号 破産者 吉永 明美 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第443号</b>	大阪府豊中市螢池北町3丁目13番9-401号 破産者 茄子川雅博 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第450号</b>	大阪市住吉区我孫子5丁目4番33号 あびこマンション 3-C号 破産者 川津 博 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第471号</b>	大阪市鶴見区鶴見4丁目5番18号 301 破産者 野添 幸三 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第486号</b>	大阪市中央区瓦屋町3丁目4番13号 シヤト一岬203号 破産者 田尻カヨ子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第505号</b>	大阪府門真市元町8番4-201号 破産者 鈴木 孝枝 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第508号</b>	大阪市天王寺区城南寺町2番23号 養護老人ホーム豊泉家上町台天森、前住所大阪市淀川区新北野1丁目13番13-702号 破産者 林田 至弘 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第509号</b>	大阪市平野区長吉長原東2丁目5番11-1108号 破産者 德田 和美 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第532号</b>	大阪府東大阪市日下町8丁目2番13号 破産者 松田 恵子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第552号</b>	大阪府吹田市岸部中1丁目18番22-101号 破産者 岸 勇太 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第553号</b>	大阪府吹田市岸部中1丁目18番22-101号 破産者 松尾さほり 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第580号</b>	大阪府交野市星田8丁目6番7号 破産者 清水 秀夫 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第586号</b>	大阪府東大阪市森河内西2丁目14番3号 コーポ島町 103号室 破産者 山本 浩 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ)第590号</b>
大阪市東住吉区湯里2丁目20番10号 はいら いふ東住吉 破産者 村上 忠
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第619号</b>
大阪市住吉区遠里小野2丁目14番3-504号 破産者 長尾絵理子こと 金 絵理子
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第10号</b>
兵庫県姫路市大津区新町2丁目45番地 S m i 1 e 平松106号室 破産者 杉谷 友哉
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第12号</b>
兵庫県高砂市神爪5丁目18番18-103号 ヴァンヴェールB 破産者 南原 拓実
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第14号</b>
兵庫県相生市那波野2丁目11番4号 ウイン グ相生東203、従前の住所兵庫県相生市相生 5丁目10番7号 破産者 井上 幹夫
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第53号</b>
兵庫県姫路市北条252番地12 市営北条住宅 8棟857号 破産者 岩崎 美加(旧姓鈴木)
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第72号</b>
兵庫県姫路市保城215番地 クリアキューブ 姫路316号室 破産者 白井 雅也

1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第75号</b>
兵庫県加古川市加古川町溝之口228番地の1 モラダあさぎC号、従前の住所兵庫県たつの 市新宮町下野459番地1 破産者 すいーとばと英会話教室こと ムー ア康子(旧姓伊藤)
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(フ)第6号</b>
鳥取県境港市夕日ヶ丘1丁目182番地 破産者 西山 真
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所米子支部
<b>令和7年(フ)第8号</b>
鳥取県米子市米原8丁目12番34号 303号 破産者 富士原伸哉
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所米子支部
<b>令和7年(フ)第6号</b>
和歌山県田辺市朝日ヶ丘13番31号 コーポ三 和305、住民票上の住所和歌山県田辺市龍神 村福井1299番地の5 破産者 原 雄作
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所田辺支部
<b>令和7年(フ)第16号</b>
鳥取県鳥取市卯垣2丁目230番地 破産者 北浦 正義
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第22号</b>
鳥取県鳥取市浜坂1402番地64、旧住所鳥取県 鳥取市江津1285番地 アルページュ203号 破産者 松本 圭康
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第23号</b>
鳥取県鳥取市吉成492番地 市住A-21号 破産者 安藤多美男
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第24号</b>
鳥取県鳥取市吉成492番地 市住A-21号、 旧住所鳥取県鳥取市河原町長瀬93番地1 破産者 安藤 明子
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第40号</b>
岡山県倉敷市下津井3丁目223番地 メゾン メールB203 破産者 濱田 真宏
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第45号</b>
岡山市北区今保651番地10 ヴィライフ今保 208号、旧住所岡山市北区柳町1丁目7番9 号301号 破産者 秋山 信重
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第11号</b>
広島県呉市押込2丁目7番14号 破産者 大谷 翼
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所呉支部
<b>令和7年(フ)第5号</b>
広島県三次市粟屋町2888番地27(30号) 破産者 前角 文子
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所三次支部
<b>令和7年(フ)第7号</b>
広島県庄原市西本町3丁目10番13号、前住所 広島県広島市東区矢賀4丁目9番2号 吉川 莊101号 破産者 三信 正志
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所三次支部
<b>令和7年(フ)第17号</b>
山口県下関市上新地町5丁目7番1号 破産者 有留 昂伸
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係
<b>令和7年(フ)第18号</b>
山口県下関市稗田西町8番11号 破産者 廣野 民枝
1 決定年月日 令和7年4月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係

<b>令和6年(フ)第301号</b>	愛媛県徳島市国府町観音寺109番地の6 破産者 増田 佳代 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
<b>令和6年(フ)第405号</b>	香川県東かがわ市松原715番地1 破産者 梁木 智志 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第15号</b>	香川県高松市太田上町998番地5 オプス太田1-102 破産者 山田 鈴花 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係
<b>令和6年(フ)第146号</b>	香川県仲多度郡まんのう町炭所西2942番地2 破産者 井浦 準子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所丸亀支部
<b>令和7年(フ)第51号</b>	愛媛県松山市北土居3丁目9番30号 エクセル12-201号 破産者 大尾 和美 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第1号</b>	愛媛県新居浜市中村4丁目3番43号 破産者 重松裕美子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所西条支部
<b>令和7年(フ)第7号</b>	愛媛県新居浜市新田町1丁目6番223号 破産者 河端万里子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所西条支部

<b>令和7年(フ)第16号</b>	愛媛県新居浜市喜光地町2丁目3番16号 フォーブルこもだB101号室 破産者 高市 祥世 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所西条支部
<b>令和6年(フ)第312号</b>	高知市鴨部2丁目10番11-201号 破産者 山崎 浩司 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第3号</b>	高知県安芸市矢ノ丸2丁目9番15号 丸河電工アパート1階3号室 破産者 小原美恵子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所安芸支部破産係
<b>令和7年(フ)第35号</b>	佐賀県鳥栖市田代外町670番地4 ウインザー田代外町202、前住所佐賀県鳥栖市大正町820番地12 1T鳥栖ビル201 破産者 楠崎 有美 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第36号</b>	佐賀県鳥栖市藤木町2240番地2 ウィステリアガーデン1101 破産者 松村 耕介 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第37号</b>	佐賀市高木瀬東2丁目5番35号 エスピワール高木瀬A-101 破産者 浜田 法子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第40号</b>	佐賀県多久市東多久町大字納所3462番地 破産者 江頭 浩二
<b>1 決定年月日 令和7年4月30日</b>	2 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和7年(フ)第45号</b>	佐賀市川副町大字南里1144番地11 メゾン川副102 破産者 原 美香 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
<b>令和6年(フ)第48号</b>	熊本県球磨郡山江村大字山田乙1254番地の4、前住所熊本県玉名郡長洲町大字清源寺1735番地 日立造船清源寮B棟508号 破産者 豊原 礼慈 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所人吉支部
<b>令和7年(フ)第3号</b>	熊本県人吉市上林町1291番地26 破産者 赤池 加奈 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所人吉支部
<b>令和7年(フ)第5号</b>	熊本県人吉市下原田町字瓜生田422番地1 希望荘1 破産者 角之蘭雅子 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所人吉支部
<b>令和7年(フ)第51号</b>	宮崎市大字本郷北方3020番地 ヴィルセゾンJ5-102号 破産者 鬼束 聖浩 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第54号</b>	宮崎市大字恒久5340番地3 長友アパート5号 破産者 桜井 義巳 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
<b>令和6年(再イ)第54号</b>	大阪府和泉市伏屋町四丁目11番64号 再生債務者 生野 保 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月31までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月25日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
<b>令和6年(再イ)第113号</b>	東京都青梅市長淵1丁目933番地の9 再生債務者 野村 洋司 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月9までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月30日 <sup>東京地方裁判所立川支部民事第4部</sup>

<b>令和6年(再イ)第132号</b>	さいたま市北区宮原町3-584-3 宮原ステーションプラザ311号(住民票上の住所 浜松市中央区和合町298番地の25) 再生債務者 福智省吾 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 さいたま地方裁判所第3民事部
<b>令和6年(再イ)第134号</b>	埼玉県桶川市坂田東3丁目1番地の18 再生債務者 高橋祐太 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 さいたま地方裁判所第3民事部
<b>令和6年(再イ)第10号</b>	鹿児島県鹿屋市寿8丁目5番17号 再生債務者 小牧慎一郎 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月22日 鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係
<b>令和6年(再イ)第30号</b>	沖縄県那覇市小禄1丁目4番8号 高良マンション501 再生債務者 仲嶺真璃 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月24日 那覇地方裁判所民事部第3部

<b>令和6年(再イ)第51号</b>	川崎市麻生区下麻生1丁目6番22-307号 再生債務者 長田拓海 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>令和6年(再イ)第50号</b>	岐阜県各務原市那加琴が丘町3丁目9番地2 再生債務者 井口功三 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 岐阜地方裁判所
<b>令和6年(再イ)第84号</b>	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野844番地8 再生債務者 林田幸大 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係
<b>令和6年(再イ)第207号</b>	横浜市旭区中沢2丁目25番17号(申立時の住所) 横浜市旭区さちが丘90番地 マルガリータA 301 再生債務者 元木英幸 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月30日 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和6年(再イ)第12号</b>	現住所 岐阜県高山市石浦町8丁目13番地どうまんハウスB号室(再生手続開始時の住所) 岐阜県高山市桐生町1丁目17番地リバーフロント桜之宮402号室 再生債務者 畠中恵美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月30日 東京地方裁判所立川支部民事第4部

<b>令和6年(再イ)第357号</b>	大阪府高槻市芝生町1丁目3番9号 再生債務者 梶地佳子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和6年(再イ)第44号</b>	岡山県倉敷市玉島長尾182番地6 再生債務者 弓削晴信 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月30日 岡山地方裁判所倉敷支部
<b>令和6年(再イ)第103号</b>	仙台市青葉区上杉3丁目3番33-304号 再生債務者 佐藤大介 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 仙台地方裁判所第4民事部
<b>令和6年(再イ)第41号</b>	群馬県高崎市上里見町2504番地1 再生債務者 柴山裕幸 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 前橋地方裁判所高崎支部
<b>令和6年(再イ)第120号</b>	東京都小平市学園西町1丁目8番31-302号 再生債務者 杉本達泰 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月24日 鹿児島地方裁判所知覧支部

<b>令和6年(再イ)第32号</b> 北海道旭川市東1条3丁目2番3号 再生債務者 魚住 拓也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月23日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 旭川地方裁判所民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月23日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 高知地方裁判所民事部個人再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係
<b>令和6年(再イ)第23号</b> 釧路市桜ヶ岡7丁目11番3号—4 再生債務者 坂田 亮輔 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月23日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月30日 釧路地方裁判所民事部	<b>令和6年(再イ)第10号</b> 三重県鳥羽市鳥羽5丁目7番2—205号 再生債務者 畑中 克之 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月30日 津地方裁判所伊勢支部再生係	<b>令和6年(再イ)第10号</b> 奈良県生駒市小平尾町52番地4 再生債務者 築地 昌仙 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月30日 奈良地方裁判所
<b>令和6年(再イ)第28号</b> 香川県丸亀市郡家町946番地5 再生債務者 増田 敏夫 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月23日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月30日 高松地方裁判所丸亀支部	<b>令和6年(再イ)第129号</b> 京都府城陽市富野北垣内37番地の2 プラム ヴィレッジ18 202号 再生債務者 坂本 隆史 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月30日 京都地方裁判所第5民事部再生係	<b>令和6年(再イ)第42号</b> 奈良県天理市合場町38番地11 再生債務者 竹本 幸平 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 奈良地方裁判所
<b>令和6年(再イ)第29号</b> 香川県丸亀市風袋町153—1日建住宅マン ション306 (住民票上の住所) 愛媛県西条 市石田855番地14 再生債務者 谷内 良輔 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月23日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月30日 高松地方裁判所丸亀支部	<b>令和7年(再イ)第15号</b> 大阪府高槻市辻子1丁目28番11号 再生債務者 柳邊 悠介 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和7年(再イ)第2号</b> 福島県郡山市富久山町福原字陣場208番地の 1 ガーデン・スクエアB202号 再生債務者 佐藤 めい 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月30日 福島地方裁判所郡山支部再生係
<b>令和6年(再イ)第37号</b> 高知市口細山6番地63 再生債務者 藤原 靖久	<b>令和6年(再イ)第128号</b> 堺市北区東浅香山町3丁145番地1 浅香山 住宅9棟406号、(住民票上の住所) 大阪府松 原市岡2丁目3番14号 再生債務者 上田 和史	<b>令和6年(再イ)第67号</b> 埼玉県深谷市柳挽31番地5 再生債務者 松島 拓斗 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 さいたま地方裁判所熊谷支部
		<b>令和6年(再イ)第506号</b> 大阪府枚方市磯島茶屋町25番1号 再生債務者 村田 圭吾 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月28日 大阪地方裁判所第6民事部
		<b>令和6年(再イ)第20号</b> 北海道小樽市高島2丁目19番3号 本間方 再生債務者 菊地 和也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月30日 札幌地方裁判所小樽支部
		<b>令和6年(再イ)第37号</b> 金沢市神田1丁目9番16号 再生債務者 林 陽子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月30日 金沢地方裁判所民事部
		<b>令和6年(再イ)第17号</b> 愛媛県西条市喜多川787番地1 フォブル 喜多川A103号 再生債務者 猪川 渉 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月30日 松山地方裁判所西条支部

## 地方公務員共済組合連合会公告

## 令和7年度事業計画及び予算の要旨

地方公務員共済組合連合会定款第25条の規定に基づき令和7年度事業計画及び予算の要旨を公告する。

令和7年5月16日

地方公務員共済組合連合会  
理事長 池田 憲治

経理単位名	概要
総括	<p>1 連合会を組織する組合の数及び組合員の数            (1) 組合の数 64組合            (2) 組合員の数 2,996千人</p> <p>2 連合会の役員及び職員の数            (1) 役員 理事長1人、理事8人、監事3人 計12人            (2) 職員 92人</p> <p>収支の予定</p> <p>1 収入 543,015,467千円            ア 国家公務員共済組合法第102条の2及び第102条の3の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金250,969,033千円を見込むものとする。            イ 地方公務員等共済組合法(以下「法」という。)第38条の8第2項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金37,861,619千円を見込むものとする。            ウ 資金の運用による信託の運用益254,184,815千円を見込むものとする。</p> <p>2 支出 259,968,733千円            ア 厚生年金保険法第84条の5の規定に基づき、当連合会が年金特別会計に対して拠出する厚生年金拠出金のうち当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金240,080,808千円を見込むものとする。            イ 法第38条の8第3項の規定に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金が不足すると認められる組合に対し交付する、組合交付金17,120,000千円を見込むものとする。            ウ 地方公務員等共済組合法施行規則(以下「施行規則」という。)第11条の5の2の規定に基づく業務経理への繰入金2,767,925千円を見込むものとする。</p> <p>3 収支損益            収入総額 543,015,467千円            支出総額 259,968,733千円            当期利益金 283,046,734千円            当期利益金は、期首厚生年金保険給付調整積立金見込額14,412,027,304千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す厚生年金保険給付調整積立金は、14,695,074,038千円となる見込みである。</p> <p>収支の予定</p> <p>1 収入 70,392,894千円            ア 国家公務員共済組合法第102条の2及び第102条の3の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金54,328,529千円を見込むものとする。</p>
厚生年金保険給付調整経理	
退職等年金給付調整経理	

経過的長期給付調整経理	イ 法第38条の8の2第2項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金14,383,896千円を見込むものとする。																		
	ウ 資金の運用による信託の運用益1,680,469千円を見込むものとする。																		
2 支出	596,571千円 施行規則第11条の5の2の規定に基づく業務経理への繰入金596,571千円を見込むものとする。																		
3 収支損益	<table> <tr> <td>収入総額</td><td>70,392,894千円</td></tr> <tr> <td>支出総額</td><td>596,571千円</td></tr> <tr> <td>当期利益金</td><td>69,796,323千円</td></tr> </table> <p>当期利益金は、期首退職等年金給付調整積立金見込額159,101,541千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す退職等年金給付調整積立金は228,897,864千円となる見込みである。</p>	収入総額	70,392,894千円	支出総額	596,571千円	当期利益金	69,796,323千円												
収入総額	70,392,894千円																		
支出総額	596,571千円																		
当期利益金	69,796,323千円																		
収支の予定	<table> <tr> <td>1 収入</td><td>250,358,133千円</td></tr> <tr> <td>ア 資金の運用による利息及び配当金280,639千円を見込むものとする。</td><td></td></tr> <tr> <td>イ 資金の運用による信託の運用益250,077,494千円を見込むものとする。</td><td></td></tr> <tr> <td>2 支出</td><td>235,961,894千円</td></tr> <tr> <td>ア 被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第76条の規定に基づく国家公務員共済組合連合会への拠出金172,498,300千円を見込むものとする。</td><td></td></tr> <tr> <td>イ 被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第75条の3において準用する法第38条の8の2第3項の規定に基づき、地方の組合の経過的長期給付に要する資金が不足していると認められる組合に対し交付する、組合交付金63,188,000千円を見込むものとする。</td><td></td></tr> <tr> <td>ウ 施行規則附則第4条の2第3項において準用する施行規則第11条の5の2の規定に基づく業務経理への繰入金275,594千円を見込むものとする。</td><td></td></tr> </table>	1 収入	250,358,133千円	ア 資金の運用による利息及び配当金280,639千円を見込むものとする。		イ 資金の運用による信託の運用益250,077,494千円を見込むものとする。		2 支出	235,961,894千円	ア 被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第76条の規定に基づく国家公務員共済組合連合会への拠出金172,498,300千円を見込むものとする。		イ 被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第75条の3において準用する法第38条の8の2第3項の規定に基づき、地方の組合の経過的長期給付に要する資金が不足していると認められる組合に対し交付する、組合交付金63,188,000千円を見込むものとする。		ウ 施行規則附則第4条の2第3項において準用する施行規則第11条の5の2の規定に基づく業務経理への繰入金275,594千円を見込むものとする。					
1 収入	250,358,133千円																		
ア 資金の運用による利息及び配当金280,639千円を見込むものとする。																			
イ 資金の運用による信託の運用益250,077,494千円を見込むものとする。																			
2 支出	235,961,894千円																		
ア 被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第76条の規定に基づく国家公務員共済組合連合会への拠出金172,498,300千円を見込むものとする。																			
イ 被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第75条の3において準用する法第38条の8の2第3項の規定に基づき、地方の組合の経過的長期給付に要する資金が不足していると認められる組合に対し交付する、組合交付金63,188,000千円を見込むものとする。																			
ウ 施行規則附則第4条の2第3項において準用する施行規則第11条の5の2の規定に基づく業務経理への繰入金275,594千円を見込むものとする。																			
3 収支損益	<table> <tr> <td>収入総額</td><td>250,358,133千円</td></tr> <tr> <td>支出総額</td><td>235,961,894千円</td></tr> <tr> <td>当期利益金</td><td>14,396,239千円</td></tr> </table> <p>当期利益金は、期首経過的長期給付調整積立金見込額14,165,925,783千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す経過的長期給付調整積立金は、14,180,322,022千円となる見込みである。</p>	収入総額	250,358,133千円	支出総額	235,961,894千円	当期利益金	14,396,239千円												
収入総額	250,358,133千円																		
支出総額	235,961,894千円																		
当期利益金	14,396,239千円																		
厚生年金拠出金経理	<p>収支の予定</p> <table> <tr> <td>1 収入</td><td>6,609,017,330千円</td></tr> <tr> <td>ア 厚生年金拠出金負担金</td><td>3,112,008,212千円</td></tr> <tr> <td>イ 厚生年金交付金</td><td>3,497,009,118千円</td></tr> <tr> <td>2 支出</td><td>6,609,017,330千円</td></tr> <tr> <td>ア 厚生年金拠出金</td><td>3,112,008,212千円</td></tr> <tr> <td>イ 厚生年金交付金支払金</td><td>3,497,009,118千円</td></tr> <tr> <td>3 収支損益</td><td> <table> <tr> <td>収入総額</td><td>6,609,017,330千円</td></tr> <tr> <td>支出総額</td><td>6,609,017,330千円</td></tr> </table> <p>収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。</p> </td></tr> </table>	1 収入	6,609,017,330千円	ア 厚生年金拠出金負担金	3,112,008,212千円	イ 厚生年金交付金	3,497,009,118千円	2 支出	6,609,017,330千円	ア 厚生年金拠出金	3,112,008,212千円	イ 厚生年金交付金支払金	3,497,009,118千円	3 収支損益	<table> <tr> <td>収入総額</td><td>6,609,017,330千円</td></tr> <tr> <td>支出総額</td><td>6,609,017,330千円</td></tr> </table> <p>収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。</p>	収入総額	6,609,017,330千円	支出総額	6,609,017,330千円
1 収入	6,609,017,330千円																		
ア 厚生年金拠出金負担金	3,112,008,212千円																		
イ 厚生年金交付金	3,497,009,118千円																		
2 支出	6,609,017,330千円																		
ア 厚生年金拠出金	3,112,008,212千円																		
イ 厚生年金交付金支払金	3,497,009,118千円																		
3 収支損益	<table> <tr> <td>収入総額</td><td>6,609,017,330千円</td></tr> <tr> <td>支出総額</td><td>6,609,017,330千円</td></tr> </table> <p>収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。</p>	収入総額	6,609,017,330千円	支出総額	6,609,017,330千円														
収入総額	6,609,017,330千円																		
支出総額	6,609,017,330千円																		

基礎年金 拠出金経理	収支の予定		国保民 健經理	収支の予定	
	1 収入	1,640,123,884千円		1 収入	38,014千円
	ア 基礎年金拠出金負担金	1,617,954,566千円		国民健康保険料(税) 納入金	38,014千円
	イ 基礎年金交付金	22,169,318千円		2 支出	38,014千円
	2 支出	1,640,123,884千円		国民健康保険料(税)	38,014千円
	ア 基礎年金拠出金	1,617,954,566千円		3 収支損益	
	イ 基礎年金交付金支払金	22,169,318千円		収入総額	38,014千円
	3 収支損益			支出総額	38,014千円
	収入総額	1,640,123,884千円		収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。	
	支出総額	1,640,123,884千円			
厚生年金保険 預託経理	収支の予定		後期高 齢者 医療 経理	収支の予定	
	1 収入	2,098,007千円		1 収入	3,358,043千円
	信託の運用益	2,098,007千円		後期高齢者医療保険料納入金	3,358,043千円
	2 支出	2,098,007千円		2 支出	3,358,043千円
	支 払 利 息	2,098,007千円		後期高齢者医療保険料	3,358,043千円
	3 収支損益			3 収支損益	
	収入総額	2,098,007千円		収入総額	3,358,043千円
	支出総額	2,098,007千円		支出総額	3,358,043千円
	収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。			収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。	
退職等年金 預託経理	収支の予定		個人住民税 経理	収支の予定	
	1 収入	2,175,688千円		1 収入	955,834千円
	信託の運用益	2,175,688千円		個人住民税納入金	955,834千円
	2 支出	2,175,688千円		2 支出	955,834千円
	支 払 利 息	2,175,688千円		個人住民税	955,834千円
	3 収支損益			3 収支損益	
	収入総額	2,175,688千円		収入総額	955,834千円
	支出総額	2,175,688千円		支出総額	955,834千円
	収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。			収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。	
経過的長期 預託経理	収支の予定		業務 経理	収支の予定	
	1 収入	2,175,688千円		1 収入	8,133,475千円
	信託の運用益	2,175,688千円		(1) 組合分担金	4,493,385千円
	2 支出	2,175,688千円		(組合員1人当たり 1,500円)	
	支 払 利 息	2,175,688千円		(2) 厚生年金保険給付調整経理より繰入金	2,767,925千円
	3 収支損益			(3) 退職等年金給付調整経理より繰入金	596,571千円
	収入総額	2,175,688千円		(4) 経過的長期給付調整経理より繰入金	275,594千円
	支出総額	2,175,688千円		2 支出	9,137,871千円
	収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。			ア 一般事業関係	2,308,360千円
				イ 年金事務機械処理等委託事業関係	6,829,511千円
介護保険経理	収支の予定			3 収支損益	
	1 収入	2,542,538千円		収入総額	8,133,475千円
	介護保険料納入金	2,542,538千円		支出総額	9,137,871千円
	2 支出	2,542,538千円		当期損失金	1,004,396千円
	介護保険料	2,542,538千円			
	3 収支損益				
	収入総額	2,542,538千円			
	支出総額	2,542,538千円			
	収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。				

## 教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号) 第11条第3項の規定により次の免許状の取上げ処分を行った。

令和7年5月16日 愛知県教育委員会

1 取上げ処分を行った免許状

(1) 氏名及び本籍地 長谷山峻之、秋田県

(2) 免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者

ア 高等学校教諭1種免許状 農業、平25高

育委員会

1 第1208号、平成26年3月19日、愛知県教

育委員会

2 処分年月日 令和7年3月28日

3 処分事由 教育職員免許法第11条第3項

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50~70歳位の男性、身長181cm、体格中肉、頭髪白髪混じりの短髪、黒色ウェットスーツ、青色海水パンツ、黒色靴下、黒色フィン

上記の者は、令和7年3月6日午後3時30分頃、和歌山県田辺市新庄町3067番地の21マリンガーデンズ北方50メートル先砂浜において発見され、身元不明のため火葬に付し遺骨は高山寺に納骨しています。心当たりの方は、当市福祉課まで申し出ください。

令和7年5月16日

和歌山県 田辺市長 真砂 充敏

## 解散公報

当社は、令和7年4月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれ除斥します。

令和7年5月十六日

北海道石狩市花川南四条二丁目七五番地

有限会社石尾土質調査 清算人 石尾 政男

## 解散公報

当社は、令和7年4月二十九日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がなしだら除斥します。

令和7年5月十六日 北海道江別市豊幌美咲町五一番地の九

○一四〇七号 札幌市中央区南二十六条西十三丁目一番一

令和7年五月十六日 北海道江別市豊幌美咲町五一番地の九

○一四〇七号 札幌市中央区南二十六条西十三丁目一番一

令和7年5月十六日 岩手県大船渡市立根町字猫足二〇番地四七

有限会社シード 代表清算人 中田 博 清算人 西山 修司

## 解散公報

当社は、令和7年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれ除斥します。

令和7年5月十六日 北海道標津郡中標津町東一条南一丁目六番地

北海道標津郡中標津町東一条南一丁目六番地 有限会社メンズハウス 清算人 土田 剛

## 解散公報

当社は、令和7年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれ除斥します。

令和7年5月十六日 北海道檜山郡厚沢部町館町一〇一番地

北海道檜山郡厚沢部町館町一〇一番地 株式会社只野塗工所 清算人 土田 剛

## 解散公報

当社は、令和7年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれ除斥します。

令和7年5月十六日 北海道北見市広郷三七一番地一

北海道北見市広郷三七一番地一 株式会社インフィニティ・プラス 代表清算人 野村 憲央

## 解散公報

当社は、令和7年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれ除斥します。

令和7年5月十六日 北海道北見市広郷三七一番地一

北海道北見市広郷三七一番地一 合同会社ヨコイオン 清算人 須田 峻介

## 解散公報

当社は、令和7年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算かれ除斥します。

令和7年5月十六日 岩手県北上市和賀町横川目一地割一二六番地三 有限会社和賀観光タクシー 清算人 八重樫守民

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

仙台市宮城野区岩切字羽黒前二四番地の一

有限会社光ナシヨナルワーネクス

清算人 小野 正光

## 解散公告

当社は、令和七年四月八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

宮城県栗原市若柳字川北並柳五番地の六

有限会社後藤技研

清算人 後藤 泰信

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

宮城県石巻市新栄一丁目一三番地七

株式会社Y'S企画

代表清算人 境 裕成

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台一丁目一番五号

株式会社 plaza グループ

代表清算人 千葉 正行

## 解散公告

当社は、令和七年四月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

栃木県宇都宮市白沢町九二八番地六

有限会社アースマネジメント

清算人 福富 順子

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

埼玉県所沢市旭町一四番一四号

株式会社鈴木工務店

代表清算人 鈴木 成和

## 解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬四六二七番地二

株式会社やまみず

代表清算人 若林 定之

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県成田市加良部一丁目一六番地

有限会社福島

清算人 福島 賢二

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県松戸市西馬橋一一八一〇

エム・アイ・ジェイ有限会社

清算人 佐藤 成子

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県市川市大野町四丁目三一九〇番地

有限会社義徳興業

清算人 渡辺 知行

## 解散公告

当社は、令和七年四月五日、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十六日

埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目四一〇

有限会社セヤスクリーン工業

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県大網白里市仏島五六番地三

有限会社みづき不動産鑑定所

清算人 石井 恒徳

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県市川市大野町四丁目三一九〇番地

有限会社義徳興業

清算人 渡辺 知行

## 解散公告

当社は、令和七年四月五日、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十六日

千葉県我孫子市我孫子二丁目一番地

株式会社サクセッショングループ

## 解散公告

当社は、令和七年四月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県柏市ひばりが丘五番一号

株式会社日本キヤリア・リンクス

代表清算人 田中 秀和

## 解散公告

当社は、令和七年四月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県柏市ひばりが丘五番一号

株式会社日本ビジネス・アライアンス

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県柏市ひばりが丘五番一号

株式会社日本キヤリア・リンクス

代表清算人 田中 秀和

## 解散公告

当社は、令和七年四月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県我孫子市我孫子二丁目一番地

株式会社サクセッショングループ

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県柏市ひばりが丘五番一号

株式会社日本キヤリア・リンクス

代表清算人 田中 秀和

## 解散公告

当社は、令和七年四月五日、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十六日

千葉県我孫子市我孫子二丁目一番地

株式会社サクセッショングループ

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県柏市ひばりが丘五番一号

株式会社日本キヤリア・リンクス

代表清算人 田中 秀和

## 解散公告

当社は、令和七年四月五日、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十六日

千葉県我孫子市我孫子二丁目一番地

株式会社サクセッショングループ

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

千葉県我孫子市我孫子二丁目一番地

株式会社日本キヤリア・リンクス

代表清算人 田中 秀和

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都武藏村山市大南一丁目二〇番地の一  
有限会社村山バッティングセンター

代表清算人 高橋 浩

## 解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都文京区白山二丁目一八番一〇号

株式会社三水舎  
代表清算人 町田 晓

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都文京区白山二丁目一八番一〇号

株式会社三水舎  
代表清算人 町田 晓

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号

J 税理士法人内  
一般社団法人 H a r i

代表清算人 出澤 貴人

## 解散公告

当社は、令和七年四月二十五日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号 A O  
J 税理士法人内  
合同会社 H a r i

清算人 出澤 貴人

## 解散公告

当法人は、令和七年四月二十五日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都中央区銀座二丁目一〇番八号マニエ  
ラ銀座ビル四階一般社団法人 O m o r i M M 2  
代表清算人 丸尾 知弘

## 解散公告

当社は、令和七年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都中央区銀座二丁目一〇番八号マニエ  
ラ銀座ビル四階一般社団法人 O m o r i M M 2  
代表清算人 丸尾 知弘

## 解散公告

当社は、令和七年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都多摩市永山五丁目二五番地の一  
合同会社つばさ

清算人 嶺 萬里子

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都渋谷区代々木五丁目五〇番八号 N 一  
○一合同会社モズ  
清算人 村上 聰宏

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都渋谷区神南一丁目一四番七号ワイヤ  
神南ビル二FD a O 株式会社  
代表清算人 村上 誠大

## 解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都墨田区業平一丁目一八番七号

株式会社かんつばき

## 解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年四月十日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都新宿区百人町一丁目一一番二五号  
有限会社コウテイ

清算人 中里 雅博

## 解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年四月十日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都新宿区百人町一丁目一一番二五号  
合同会社 K A M I K A Z E

清算人 中里 雅博

## 解散公告

当社は、令和七年四月七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都杉並区阿佐谷南三丁目四〇番四号  
集合住宅再生合同会社

清算人 小林 章浩

## 解散公告

当法人は、令和五年五月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

東京都港区南青山三丁目一一番三六号青山丸  
竹ビル六 F

代表清算人 岡本 義寅

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当法人は、令和七年三月三十一日付社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か  
ら除斥します。

解散公告  
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
職務執行者 陳 鋒  
ン・エナジー株式会社

**解散公告**  
清算人 多田 佳三  
当社は、令和七年三月三十日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

解散公告  
当法人は、令和七年四月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

釋文

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

株式会社セブン・オール・ストアーズ  
代表 清算人 前田 充伸

解散公告  
当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
よろしくお願いいたします。

特定非営利活動法人東日本自警団  
解散公告  
清算人 正田 均  
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会  
の決議により解散いたしましたので、当社に債権  
を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内  
にお申し出下さい。

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

**解散公告**  
当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

**解散公告**  
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
なお、右期間内にお申し出がないときは清算か  
**清算人 鈴木 洋介**

解散公告  
当社は、令和七年四月九日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

東京都千代田区麹町二丁目一〇番地三工ヰ  
スパートオフィス麹町一階

令和七年五月十六日

令和七年五月十六日  
東京都板橋区若木三丁目六番一七号

令和七年五月十六日

有限会社テイク・アソシエ

東京音楽出版社

三京工業株式会社

東京梨庵株式会社ビル二階



解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年五月十五日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

**解散公告**  
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日  
京都府宇治市楳島町十一 一七三番地の一  
一般社団法人マキシマネットワーク  
代表清算人 林 義彦

令和七年五月十六日  
大阪府吹田市岸部南二丁目三八番三号  
株式会社河北  
代表清算人 吉田 正則  
解散公告  
当社は令和七年四月三十日解散いたしました

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
なお、右期間内にお申し出がないときは清算か  
ら除斥します。  
令和七年五月十六日

解散公告

株式会社京都ユニコン  
代表清算人 岩本 嘉芳

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

解散公告  
当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

六月廿四日正午開會  
解散公告  
當社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の  
清算人 水島 正信  
有限会社紀北商運

## 解散公告

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

いときには清算から除外します  
令和七年五月十六日  
愛知県愛知郡東郷町大字春木字市場屋敷一  
二四六一三 クールケイマックス合同会社  
清算人 木南 浩司  
解散公告  
当法人は、解散いたしましたので、当法人に債

大阪市阿倍野区天王寺北  
二丁目二番二号  
**解散公告**  
当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の  
決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する  
方は、本へ皆電の翌日から二箇月以内に  
代表清算人 浜田 売一  
葵機工株式会社

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除しします。

清算人 小林恵美子

内にお申し出下さい。  
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

お申し出下さい  
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除します。

兵庫県宝塚市元町一丁目五番一二号  
株式会社日本ダイボーデ  
代表清算人 坂本由紀子

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和 7 年 5 月 16 日

兵庫県三田市対中町二番一七号

有限会社北撰公栄社  
清算人 中西 亜衣

## 解散公告

当社は、令和 7 年 2 月 28 日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 5 月 16 日

兵庫県尼崎市上坂部二丁目二〇番七号

株式会社弘栄建設  
代表清算人 大下 美枝

## 解散公告

当社は、令和 7 年 4 月 20 日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 5 月 16 日

神戸市西区池上四一二一〇リバーサイド  
岡田二〇二

合同会社大福  
清算人 山岸砂知子

## 解散公告

当社は、令和 7 年 4 月 28 日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和 7 年 5 月 16 日

○三 合同会社 W i t h i t  
清算人 荒井 晴貴

## 解散公告

当社は、令和 7 年 3 月 31 日開催の株主総会決議で解散しました。当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に申し出下さい。尚、右期間内に申し出がない時は清算から除斥します。

令和 7 年 5 月 16 日

岡山県倉敷市松江三丁目一四番二五号

合同会社クオーレ  
清算人 岡野 啓子

## 令和 7 年 5 月 16 日

兵庫県川西市美山台三一一四三

株式会社ケイツ  
代表清算人 片山 栄子

## 解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和 7 年 5 月 16 日

和歌山県西牟婁郡白浜町三〇三一一番地の一  
白浜特産品協同組合  
清算人 野村 健

## 解散公告

当社は、令和 7 年 4 月 1 日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 5 月 16 日

株式会社ローカル・モビリティーズ  
代表清算人 猪田 敦子

## 解散公告

当社は、令和 7 年 4 月 16 日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 5 月 16 日

島根県出雲市大塚町八一二番地八  
有限会社アイエス設計  
清算人 黒田 修弘

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 5 月 16 日

岡山県倉敷市北畠三丁目一五番二号  
有限会社ハマモト塗装  
清算人 濱本千代子

## 解散公告

当社は、令和 7 年 4 月 30 日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 5 月 16 日

岡山市南区浜野三丁目八番二〇号  
株式会社尾端組  
代表清算人 尾端 昭吾

## 解散公告

当社は、令和 7 年 4 月 30 日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 5 月 16 日

香川県高松市庵治町五二〇〇番地  
株式会社土谷工業  
代表清算人 土谷 一弘

## 解散公告

当社は、令和 7 年 4 月 30 日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 5 月 16 日

愛媛県南宇和郡愛南町家串一二二七番地  
株式会社ナンスイ  
代表清算人 三原 英人

## 解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和 7 年 5 月 16 日

岡山県英田郡西粟倉村大字影石五八〇番一  
a m o c a 白棟 C 号室  
合同会社ローカル・モビリティーズ  
代表清算人 猪田 敦子

## 解散公告

当社は、令和 7 年 4 月 16 日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 5 月 16 日

岡山県倉敷市松神子三丁目一番八号  
株式会社宮機械  
代表清算人 村上由利子

## 解散公告

当社は、令和 7 年 4 月 30 日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 5 月 16 日

愛媛県新居浜市松神子三丁目一番八号  
株式会社宮機械  
代表清算人 村上由利子

## 解散公告

当社は、令和 7 年 4 月 30 日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 5 月 16 日

高知県香美市土佐山田町楠目九七二番地一  
株式会社つながりデザイン・ラボ  
代表清算人 宮原 宏和

## 解散公告

当社は、令和 7 年 4 月 30 日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和 7 年 5 月 16 日

高知市南はりまや町一丁目二番二〇号  
株式会社エスアール商事  
代表清算人 濱口 幸作

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

福岡市博多区諸岡五丁目二番二六号

有限会社康貴測量事務所  
清算人 野田 憲康

## 解散公告

当法人は、令和七年三月二十六日開催の評議員会の決議並びに鹿島市長の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

佐賀県鹿島市大字音成甲八十五番地二  
代表清算人 樋口 文夫

## 解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

長崎市光町一六番二六号  
代表清算人 川内 亞弥

## 解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

長崎県長崎市愛宕三丁目四番一四号

代表清算人 一般社団法人遊後藤 哲治

## 解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年四月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

熊本県八代市千反町二丁目一八号五番地

株式会社きもの蔵  
代表清算人 木本 高広

## 解散公告

当社は、令和七年五月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野五一九番九  
NOTAM 合同会社  
代表清算人 前園 卓也

## 解散公告

当社は、令和七年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十六日

沖縄県中頭郡北谷町美浜二丁目五番地二三  
ホークタウンⅡ四〇一  
株式会社ドリームプラネットインターナ  
ショナルスクール  
代表清算人 稲田満里花

## 解散公告 (第一回)

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

青森県上北郡七戸町字蛇坂五七番地三

職業訓練法人七戸職業能力開発協会  
清算人 野田頭義美

## 解散公告 (第一回)

当組合は、令和七年四月二十三日小田原市長の認可により、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

神奈川県小田原市城山三丁目一一番一四号  
小田原駅前分譲共同ビルマンション建替  
組合  
清算人 高橋 真己

## 解散公告 (第一回)

当組合は、令和七年三月二十一日豊橋市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目五五番サーラ  
タワー四階サーラ不動産内  
豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合  
代表清算人 石黒 功

## 解散公告 (第一回)

当社は、令和七年四月八日熊本地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

熊本市西区城山上代町一一〇〇番地  
宗教法人寂照院  
清算人 弁護士 榎 崇文

## 解散公告 (第一回)

当法人は、令和七年四月八日熊本地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

宮崎県都城市都原町一四番地五  
医療法人社団敬頼会  
清算人 潑ノ口頼久

## 解散公告 (第二回)

当法人は、社員総会の決議により、令和七年三月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

宮崎市大字田吉八二〇番地一  
医療法人裕仁会  
清算人 近藤 裕行

## 解散公告 (第三回)

当法人は、令和六年十二月十八日農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第六十四条の二第一項の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

北海道斜里郡斜里町字朱円東三五番地二  
農事組合法人知床牧場トラクター利用組合  
清算人 鶴巻 國男

## 解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年三月七日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

札幌市南区石山一条六丁目一番一八号  
医療法人社団小林胃腸科内科クリニック  
清算人 小林多加志

## 解散公告 (第三回)

当法人は、令和六年十二月五日開催の社員総会の決議並びに徳島県知事の認可により、令和七年三月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十六日

徳島県阿南市津乃峰町長浜三七六番地一  
医療法人井坂クリニック  
清算人 井坂 寿一





## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県柳井市中央三丁目三二一番地、最後の住所山口県柳井市柳井四九一五番地九  
被相続人 亡 重村 輝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十六日

山口県岩国市南岩国町四丁目五六番二二号  
相続財産清算人 司法書士 白木 裕二  
相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍徳島県板野郡板野町矢武字鏡松六九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 藤田津由子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十六日

山口県吉野川市鴨島町鴨島二八〇昌栄ビル  
二階  
相続財産清算人 弁護士 西 拓也  
相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍香川県東かがわ市三本松二六四番地一、最後の住所香川県東かがわ市三本松一九八九番地三三  
被相続人 亡 横井 裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十六日

徳島県吉野川市鴨島町鴨島二八〇昌栄ビル  
二階  
相続財産清算人 弁護士 西 拓也  
相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍香川県東かがわ市三本松二六四番地一、最後の住所香川県東かがわ市三本松一九八九番地三三  
被相続人 亡 横井 裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十六日

高松市錦町一丁目二三番二三号  
相続財産清算人 大平 昇  
相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲四六四番地、最後の住所愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良三七六八番地三  
被相続人 亡 藤堂 美幸  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十六日

長崎県長崎市風頭町二七番三七号  
相続財産清算人 大平 昇  
相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍長崎県長崎市風頭町二七番、最後の住所長崎県長崎市風頭町二七番三七号  
被相続人 亡 入井 恒子  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十六日

長崎県長崎市万才町六番一一号 三井ビル  
四階黒岩法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 黒岩 英一

令和七年五月十六日  
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲三八八一一番地

相続財産清算人 司法書士 増本 園  
相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍高知県室戸市羽根町乙一二〇六番地、最後の住所高知市南金田九番八号 高知ハーモニーホテル  
被相続人 亡 森 律雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十六日

山口県岩国市南岩国町四丁目五六番二二号  
相続財産清算人 司法書士 白木 裕二  
相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍高知県室戸市羽根町乙一二〇六番地、最後の住所高知市南金田九番八号 高知ハーモニーホテル  
被相続人 亡 森 律雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十六日

相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍福岡県糟屋郡久山町大字久原一八四三番地二七、最後の住所福岡県糟屋郡久山町大字久原一一五七番地二八  
被相続人 亡 進藤 英樹  
相続財産清算人 司法書士 細田 長司  
相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍福岡県糟屋郡久山町大字久原一八四三番地二七、最後の住所福岡県糟屋郡久山町大字久原一一五七番地二八  
被相続人 亡 進藤 英樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十六日

相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍福岡県赤坂一丁目七番二三号  
赤坂弁護士ビル四〇二号南赤坂法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 宮田陽太郎  
相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍長崎県長崎市風頭町二七番、最後の住所長崎県長崎市風頭町二七番三七号  
被相続人 亡 入井 恒子  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十六日

相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍長崎県長崎市風頭町二七番三七号  
被相続人 亡 入井 恒子  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十六日

相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍長崎県長崎市風頭町二七番三七号  
被相続人 亡 入井 恒子  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十六日

相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍長崎県長崎市風頭町二七番三七号  
被相続人 亡 入井 恒子  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十六日

相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍長崎県長崎市風頭町二七番三七号  
被相続人 亡 入井 恒子  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十六日

相続債権者受遺者への請求申出の催告  
本籍長崎県長崎市万才町六番一一号 三井ビル  
四階黒岩法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 黒岩 英一

所有者不明土地管理人による供託公告  
非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、  
次の通り供託しました。

一 対象土地  
所在 隠岐郡海士町大字福井  
地番 三四七番  
地目 雜種地  
地積 二六七平方メートル

所在 隠岐郡海士町大字福井  
地番 三四八番  
地目 雜種地  
地積 一八六平方メートル

所在 隠岐郡海士町大字福井  
地番 三四八番一  
地目 雜種地  
地積 二一一平方メートル

所在 隠岐郡海士町大字福井  
地番 三四八番一  
地目 雜種地  
地積 二一一平方メートル

所在 隠岐郡海士町大字福井  
地番 三四八番一  
地目 雜種地  
地積 一八六平方メートル

第11期決算公告 令和7年5月16日 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 カイクリーシング株式会社 代表取締役 栗山 幸浩 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動 資 産	2,540,903
固 定 資 産	521,299
合 计	3,062,203
負純 資 産	
流動 資 産	914,035
固 定 資 産	2,872,514
合 计	3,379
資本 金	6,000
負債 本 金	△2,620
資本 余 金	(△2,620)
負債 余 金	△727,726
合 计	△727,726
資本 金	3,062,203
負債 本 金	△727,726
資本 余 金	(△727,726)
負債 余 金	△727,726
合 计	△727,726
資の 産 部	
流動 資 産	316
固 定 資 産	316
合 计	316
負純 資 産	
流動 資 産	3,000
固 定 資 産	△2,683
合 计	△2,683
資本 金	316
負債 本 金	316
資本 余 金	△2,683
負債 余 金	(△2,683)
合 计	△2,683
資本 金	316
負債 本 金	316
資本 余 金	△2,683
負債 余 金	(△2,683)
合 计	△2,683
資の 産 部	
流動 資 産	208千円
固 定 資 産	208千円
合 计	208千円

第11期決算公告 令和7年5月16日 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 イリスリーシング株式会社 代表取締役 栗山 幸浩 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動 資 産	316
固 定 資 産	316
合 计	316
負純 資 産	
流動 資 産	3,000
固 定 資 産	△2,683
合 计	△2,683
資本 金	316
負債 本 金	316
資本 余 金	△2,683
負債 余 金	(△2,683)
合 计	△2,683
資の 産 部	
流動 資 産	257千円
固 定 資 産	257千円
合 计	257千円

第11期決算公告 令和7年5月16日 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 ノトスリーシング株式会社 代表取締役 栗山 幸浩 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動 資 産	533,076
固 定 資 産	205,591
合 计	738,667
負純 資 産	
流動 資 産	738,470
固 定 資 産	197
合 计	738,667
資本 金	3,000
負債 本 金	△2,802
資本 余 金	(△2,802)
負債 余 金	△2,802
合 计	738,667
(注) 当期純損失	257千円



**第19期決算公告** 令和7年5月16日  
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
株式会社フラッグシップ  
アセットマネジメント  
代表取締役 馬場 勝也

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	602,537
固定資産	36,771
合 計	639,308
負純 資産 及の び部	
流動負債	589,007
株主資本	50,300
資本剰余金	10,000
資本準備金	2,500
利益剰余金	37,800
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	37,800
合 計	(936,867)

**第5期決算公告** 令和7年5月16日  
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
虎ノ門タワーズオフィス17階  
株式会社AP VI GP  
代表取締役 笹沼 泰助

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	2,149
合 計	2,149
負純 資産 及の び部	
流動負債	243
株主資本	1,905
資本剰余金	50
資本準備金	550
その他資本剰余金	50
利益剰余金	500
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,805
自己株式	1,805
合 計	(452)
	△500

**決算公告** 令和7年5月16日  
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
虎ノ門タワーズオフィス17階  
株式会社AP 3  
代表取締役 笹沼 泰助

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,117
固定資産	62
合 計	1,180
負純 資産 及の び部	
流動負債	341
株主資本	838
資本剰余金	10,000
資本準備金	△9,161
その他資本剰余金	△9,161
利益剰余金 (うち当期純損失)	(600)
自己株式	△500
合 計	1,180

**決算公告** 令和7年5月16日  
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
虎ノ門タワーズオフィス17階  
アドバンテッジアドバイザーズ株式会社  
代表取締役 笹沼 泰助

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	654,517
固定資産	9,769
合 計	664,287
負純 資産 及の び部	
流動負債	437,072
株主資本	227,215
資本剰余金	500
資本準備金	500
利益剰余金	226,215
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	226,215
合 計	(48,850)

**第10期決算公告** 令和7年5月16日  
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
虎ノ門タワーズオフィス17階  
株式会社AP V GP  
代表取締役 笹沼 泰助

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,809
合 計	1,809
負純 資産 及の び部	
流動負債	892
株主資本	917
資本剰余金	50
資本準備金	550
その他資本剰余金	50
利益剰余金	2,517
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	2,517
自己株式	(353)
合 計	△2,200

**第13期決算公告** 令和7年5月16日  
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
虎ノ門タワーズオフィス17階  
株式会社AP IV - S GP  
代表取締役 笹沼 泰助

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	9,679
固定資産	414
合 計	10,094
負純 資産 及の び部	
流動負債	84
株主資本	10,009
資本剰余金	2,750
資本準備金	2,750
利益剰余金	4,509
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	4,509
自己株式	(1,890)
合 計	10,094

**第14期決算公告** 令和7年3月28日  
東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号  
N L バリューキャピタル株式会社  
代表取締役 角田 善紀

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	139,949
合 計	139,949
負純 資産 及の び部	
流動負債	950
株主資本	138,999
資本剰余金	10,000
資本準備金	136,151
その他資本剰余金	387
利益剰余金	135,763
その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△7,152
合 計	(1,135)

**第9期決算公告** 令和7年5月16日  
東京都港区新橋五丁目25番3号  
株式会社ビジタクス・コンサルティング  
代表取締役 石崎 洋人

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	56,332
固定資産	32,890
有形固定資産	611
投資その他の資産	32,279
合 計	89,222
負純 資産 及の び部	
流動負債	46,720
固定負債	1,521
株主資本	40,981
資本剰余金	3,000
資本準備金	37,981
利益剰余金	37,981
その他利益剰余金 (うち当期純損失)	(12,599)
負債・純資産合計	89,222

**第33期決算公告** 令和7年5月16日  
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
虎ノ門タワーズオフィス17階  
株式会社アドバンテッジパートナーズ  
代表取締役 笹沼 泰助

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	4,455,782
固定資産	1,596,714
合 計	6,052,497
負純 資産 及の び部	
流動負債	3,334,902
固定負債	1,223,567
株主資本	1,494,027
資本剰余金	48,875
資本準備金	28,875
利益剰余金	1,416,277
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,416,277
自己株式	(376,679)
合 計	6,052,497

**第22期決算公告** 2025年5月16日  
東京都新宿区下落合一丁目4番10号  
日本かおり研究所株式会社  
代表取締役 奥平 壮臨

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	16,793
固定資産	4,579
合 計	21,373
負純 資産 及の び部	
流動負債	8,339
株主資本	13,033
資本剰余金	10,000
資本準備金	3,033
その他資本剰余金	3,033
利益剰余金	(7,839)
合 計	21,373

**第20期決算公告** 2025年5月16日  
東京都新宿区下落合一丁目4番10号  
エステーピーロ株式会社  
代表取締役 辻 幹夫

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	441,221
固定資産	7,182
合 計	448,404
負純 資産 及の び部	
流動負債	144,920
株主資本	303,483
資本剰余金	10,000
資本準備金	293,483
利益剰余金	400
その他利益剰余金	293,083
利益準備金	(38,322)
合 計	448,404

**第32期決算公告** 令和7年5月16日  
東京都新宿区下落合1-4-10  
エステーピーロ株式会社  
代表取締役 霜阪 裕和

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	1,719,909
固定資産	16,092
合 計	1,736,001
負純 資産 及の び部	
流動負債	659,421
株主資本	1,076,580
資本剰余金	70,000
資本準備金	5,000
利益剰余金	5,000
その他資本剰余金	1,001,580
利益準備金	20,000
その他利益剰余金	981,580
利益純利益	(198,657)
合 計	1,736,001



第17期決算公告		令和7年5月16日
		茨城県坂東市菅谷2230番地
		株式会社MGS
代表取締役		宮澤 勝良
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産 部		
流動資産	1,290,716	
固定資産	1,021,782	
合 計	2,312,499	
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	627,711	
固定負債	49,859	
株主資本	1,634,928	
資本準備金	80,000	
資本剰余金	915,000	
資本利益	405,500	
その他資本剰余金	509,500	
利益剰余金	639,928	
その他利益剰余金	639,928	
(うち当期純利益)	(205,205)	
合 計	2,312,499	

第67期決算公告		令和7年5月16日
		長崎市光町5番20号
		重松HD株式会社
(旧商号 有限会社重松工業所)		
代表取締役 重松 恒明		
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産 部		
流動資産	45,225	
固定資産	262,272	
合 計	307,497	
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	11,860	
固定負債	98,907	
株主資本	196,730	
資本準備金	3,000	
資本剰余金	195,216	
資本利益	750	
その他資本剰余金	194,466	
利益剰余金	(18,912)	
その他利益剰余金	1,486	
(うち当期純利益)		
自己株式	△	
合 計	307,497	

第31期決算公告		令和7年5月16日
		福岡県北九州市若松区ひびきの南一丁目1番1号
		株式会社カーニバル
代表取締役 骨田 寛		
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産 部		
流動資産	137,098	
固定資産	119,791	
合 計	256,890	
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	67,364	
固定負債	40,798	
株主資本	148,727	
資本準備金	30,000	
資本剰余金	118,727	
資本利益	600	
その他資本剰余金	118,127	
利益剰余金	(14,363)	
その他利益剰余金	1,486	
(うち当期純利益)		
自己株式	△	
合 計	256,890	

第1期決算公告		令和7年2月28日
		東京都港区新橋6丁目11-8
		PORTONESHIMBASHI 3F
A' alda X株式会社		
代表取締役 田中 健太		
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)		
科 目	金額(円)	
資の 産 部		
流動資産	90,726,173	
固定資産	2,272,984,404	
合 計	2,363,710,577	
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	74,937,457	
固定負債	70,378,545	
株主資本	2,218,394,575	
資本準備金	2,000,000	
資本剰余金	2,254,841,180	
その他資本剰余金	2,254,841,180	
利益剰余金	△38,446,605	
その他利益剰余金	△38,446,605	
(うち当期純損失)	(38,446,605)	
負債・純資産合計	2,363,710,577	

第48期決算公告		令和7年5月16日
		千葉県柏市逆井431番地の10
		カタオカプラセス株式会社
代表取締役 林 秀幸		
貸借対照表の要旨		
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)		
科 目	金額	
資の 産 部		
流動資産	82,840	
固定資産	144,852	
合 計	227,693	
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	20,959	
固定負債	206,733	
株主資本	80,000	
資本準備金	126,733	
資本剰余金	6,490	
資本利益	120,243	
その他資本剰余金	(4,092)	
利益剰余金		
その他利益剰余金		
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
合 計	227,693	

第10期決算公告		令和7年5月16日
		埼玉県飯能市大字上名栗3193番地1
		鳥居観光株式会社
代表取締役 平沼 康生		
貸借対照表の要旨		
(令和6年3月31日現在) (単位:千円)		
科 目	金額	
資の 産 部		
流動資産	130,246	
固定資産	62,553	
合 計	192,799	
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	24,338	
固定負債	19,622	
株主資本	148,838	
資本準備金	100	
資本剰余金	148,738	
資本利益	148,738	
その他資本剰余金	(30,410)	
利益剰余金		
その他利益剰余金		
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
合 計	192,799	

第45期決算公告		令和7年5月16日
		和歌山市中島185番地の3
		株式会社オークフーズ
代表取締役 濱田 哲矢		
貸借対照表の要旨(令和7年2月20日現在) (単位:百万円)		
資 産 の 部	負 債 及 し 純 資 産 の 部	
流動資産	275	445
固定資産	412	60
	(うち退職給付引当)	(32)
株主資本		173
資本準備金		10
資本剰余金		4
その他資本剰余金		4
利益剰余金		159
その他利益剰余金		159
(うち当期純利益)		(54)
評価・換算差額等		8
その他有価証券評価差額金		8
合 計	687	687
負債・純資産合計		

第65期決算公告		令和7年5月15日
		大阪市北区梅田一丁目3番1-700号
		東宝ビル管理株式会社
代表取締役社長 持田 幸彦		
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在) (単位:百万円)		
科 目	金額	
資の 産 部		
流動資産	9,065	891
固定資産	2,459	122
合 計	11,524	10,203
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	400	400
固定負債	2	2
株主資本	9,801	9,801
資本準備金	100	100
資本剰余金	(9,701)	(9,701)
資本利益	306	306
その他資本剰余金	(492)	(492)
利益剰余金	306	306
その他利益剰余金		
評価・換算差額金		
合 計	11,524	11,524
負債・純資産合計		

第3期決算公告		令和7年2月28日
		東京都港区新橋6丁目11番8号
		PORTONESHIMBASHI 3F
株式会社A' alda Animal Hospital SPC 1号		
代表取締役 長尾 拓真		
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在) (単位:円)		
科 目	金額	
資の 産 部		
流動資産	31,779,884	155,543,806
固定資産	2,438,916,443	1,087,500,000
合 計	2,470,696,327	2,535,030,829
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	1,227,652,521	1,227,652,521
固定負債	100,000,000	100,000,000
株主資本	1,215,260,000	1,215,260,000
資本準備金	△87,607,479	△87,607,479
資本剰余金	△87,607,479	△87,607,479
資本利益	(17,252,295)	
その他資本剰余金		
利益剰余金		
その他利益剰余金		
評価・換算差額金		
合 計	2,470,696,327	2,470,696,327
負債・純資産合計		

第5期決算公告		令和7年2月28日
		東京都港区新橋6丁目11-8
		PORTONESHIMBASHI 3F
A' alda Japan株式会社		
代表取締役 奥田 昌道		
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在) (単位:円)		
科 目	金額	
資の 産 部		
流動資産	475,030,829	35,873,852
固定資産	2,352,094,223	1,788,963,805
合 計	2,827,125,052	2,122,827,395
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	1,000,287,395	1,000,287,395
固定負債	1,000,000,000	1,000,000,000
株主資本	1,671,725,250	1,671,725,250
資本準備金	1,729,895,963	1,729,895,963
資本剰余金	458,170,713	458,170,713
資本利益	△769,437,855	△769,437,855
その他資本剰余金	△769,437,855	△769,437,855
利益剰余金	(497,867,973)	(497,867,973)
その他利益剰余金		
評価・換算差額金		
合 計	2,827,125,052	2,827,125,052
負債・純資産合計		

## 第1期決算公告

令和7年2月28日 東京都港区新橋六丁目11番8号  
PORTONESHIMBASHI 3F

株式会社A' alda Animal Hospital SPC 3号  
代表取締役 長尾 拓真

貸借対照表の要旨 (令和6年11月30日現在) (単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	59,718,506	流动負債	5,113,954
固定資産	700,116,177	固定負債	600,000,000
資本		株主資本	154,720,729
資本剰余金		資本金	1,000,000
その他資本剰余金		資本剰余金	171,166,177
利益剰余金		資本準備金	171,166,177
△17,445,448		利益剰余金	△17,445,448
△17,445,448		その他利益剰余金	△17,445,448
(うち当期純損失)		(うち当期純損失)	(17,445,448)
資産合計	759,834,683	負債・純資産合計	759,834,683

## 第2期決算公告

令和7年2月28日 東京都港区新橋六丁目11番8号  
PORTONESHIMBASHI 3F

株式会社A' alda Animal Hospital SPC 2号  
代表取締役 長尾 拓真

貸借対照表の要旨 (令和6年11月30日現在) (単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	41,101,514	流动負債	66,007,534
固定資産	1,518,082,000	固定負債	814,285,716
資本		株主資本	678,890,264
資本剰余金		資本金	100,000,000
その他資本剰余金		資本剰余金	615,200,000
△17,445,448		資本準備金	615,200,000
△17,445,448		△36,309,736	△36,309,736
(うち当期純損失)		その他利益剰余金	(36,094,886)
△17,445,448		(うち当期純損失)	(36,094,886)
資産合計	1,559,183,514	負債・純資産合計	1,559,183,514

## 第38期決算公告

令和7年4月22日 東京都豊島区東池袋一丁目14番3号  
佐々木総合管理株式会社  
代表取締役 佐々木武彦

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,724	流动負債	768
固定資産	5,385	固定負債	505
繰延資産	7	株主資本	9,842
		資本金	50
		資本剰余金	50
		その他資本剰余金	50
		利益剰余金	9,742
		利益準備金	19
		その他利益剰余金	9,723
		(うち当期純利益)	(507)
資産合計	11,117	負債・純資産合計	11,117

## 第54期決算公告

令和7年5月16日 東京都台東区亀戸六丁目1番10号  
株式会社リングストン  
代表取締役 鈴木 健一

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	593,024
固定資産	1,308,923
	流动負債
	固定負債
	株主資本
	資本金
	資本剰余金
	その他資本剰余金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
	評価・換算差額等
	有価証券評価差額金
合 計	1,901,947
	合 計
	1,901,947

## 第11期決算公告

令和7年5月16日 東京都品川区大崎一丁目2番2号  
ファインディ株式会社  
代表取締役 山田裕一朗

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,210	流动負債	1,588
固定資産	94	賞与引当金	82
		固定負債	18
		負債合計	1,606
		株主資本	1,696
		資本金	100
		資本剰余金	2,653
		資本準備金	2,653
		△1,056	△1,056
		△1,056	△1,056
		(1,056)	(1,056)
		新株予約権	1
		純資産合計	1,698
資産合計	3,305	負債・純資産合計	3,305

## 第8期決算公告

令和7年5月16日 東京都渋谷区神宮前六丁目12番18号WeWorkアイスバーグ  
バイレードジャパン株式会社  
代表取締役社長 イングリッド・トリアス  
(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	742,821,260	流动負債	477,904,051
固定資産	149,107,493	賞与引当金	15,022,448
		有給休暇引当金	2,847,913
		その他流動負債	460,033,690
		固定負債	1,125,000,000
		長期リスク引当金	15,000,000
		その他固定負債	1,110,000,000
		株主資本	△710,975,298
		資本金	5,000,000
		資本剰余金	△715,975,298
		その他利益剰余金	△715,975,298
		(うち当期純損失)	(178,692,190)
資産合計	891,928,753	負債・純資産合計	891,928,753

## 第29期決算公告

令和7年3月31日 東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番1号  
リアルネットワークス株式会社  
代表取締役 ク里斯・ウィートン

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	148,172	流动負債	21,737
固定資産	36,791	固定負債	31,350
		退職給付引当金	31,350
		株主資本	131,875
		資本金	50,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	9,000
		その他資本剰余金	1,000
		利益剰余金	71,875
		利益準備金	3,100
		その他利益剰余金	68,775
		(うち当期純利益)	(1,469)
資産合計	184,964	負債・純資産合計	184,964

## 第17期決算公告

令和7年5月16日 東京都港区港南二丁目17番1号  
株式会社電通総研セキュアソリューション  
代表取締役社長 中川 雅昭

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,553	流动負債	4,203
固定資産	1,308	固定負債	539
		負債合計	4,743
		株主資本	3,118
		資本金	300
		資本剰余金	300
		資本準備金	300
		△2,518	△2,518
		△2,518	(777)
		△2,518	(777)
資産合計	7,862	負債・純資産合計	7,862

## 第6期決算公告

令和7年4月23日  
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢738番地  
**株式会社浅野屋**  
代表取締役 佐々木一郎

貸借対照表の要旨 (令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	537,024	流動負債	1,507,138
固定資産	1,710,831	(賞与引当金)	(17,679)
		固定負債	118,874
		(退職給付引当金)	(12,204)
		株主資本	621,843
		資本金	20,000
		資本剰余金	1,011,250
		資本準備金	499,950
		その他資本剰余金	511,300
		利益剰余金	△409,407
		その他利益剰余金	△409,407
		(うち当期純損失)	(13,222)
資産合計	2,247,856	負債・純資産合計	2,247,856

## 第50期決算公告

令和7年5月16日  
東京都港区港南一丁目8番27号  
**大和ハウスバーキング株式会社**  
代表取締役社長 酒井 太

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流动資産	4,697,424	流动負債	3,986,406
固定資産	11,172,878	賞与引当金	192,846
		役員賞与引当金	37,760
		その他の負債	3,755,799
		固定負債	3,910,919
		株主資本	7,972,976
		資本金	100,000
		資本剰余金	615,665
		資本準備金	251,025
		その他資本剰余金	364,640
		利益剰余金	7,257,310
		その他利益剰余金	7,257,310
		(うち当期純利益)	(687,263)
資産合計	15,870,303	負債・純資産合計	15,870,303

## 第42期決算公告

令和7年5月16日  
京都市下京区五条通堺町東入塙竈町371番地  
**京都府民共済生活協同組合**

理事長 分校 信雄  
貸借対照表の要旨 (令和7年1月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,768,224	流動負債	255,529
固定資産	4,466,481	固定負債	58,842
		引当金	247,412
		負債合計	561,783
		組合員資本	10,672,922
		組合員出資金	5,517,597
		剰余金	5,155,325
		純資産合計	10,672,922
資産合計	11,234,705	負債・純資産合計	11,234,705

損益計算書の要旨  
(自令和6年2月1日)  
(至令和7年1月31日)  
(単位:千円)

科目	金額
事業収入	885,858
事業経費	724,678
事業剰余金	161,180
経常剰余金	183,756
税引前当期剰余金	183,756
当期剰余金	135,615

## 第3期決算公告

令和7年4月21日  
東京都千代田区飯田橋四丁目7番1号結和税理士法人内  
**ディエイチ・ディベロップメント・フォー特定目的会社**

取締役 中津 正憲

貸借対照表の要旨 (令和7年1月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産		流動負債	72,378
固定資産	30,410,246	固定負債	30,160,364
特定資産合計	30,410,246	負債合計	30,232,743
その他の資産		社員資本	524,965
流動資産	346,362	特定資本金	100
繰延資産	1,100	優先資本金	950,000
		剰余金	△425,134
		当期末処理損失	425,134
その他の資産合計	347,462	純資産合計	524,965
資産合計	30,757,708	負債・純資産合計	30,757,708

損益計算書の要旨  
(自令和6年2月1日)  
(至令和7年1月31日)  
(単位:千円)

科目	金額
営業費用	164,408
営業損失	164,408
営業外収益	340
営業外費用	500
経常損失	164,567
税引前当期純損失	164,567
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	164,857
前期繰越損失	260,276
当期末処理損失	425,134

## 第4期決算公告

令和7年4月21日  
東京都千代田区飯田橋四丁目7番1号結和税理士法人内  
**久喜開発特定目的会社**

取締役 中津 正憲

貸借対照表の要旨 (令和7年1月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産		流動負債	121,267
固定資産	17,718,565	固定負債	18,592,492
特定資産合計	17,718,565	負債合計	18,713,760
その他の資産		社員資本	297,934
流動資産	1,290,790	特定資本金	100
固定資産	165	優先資本金	1,500,000
繰延資産	2,173	剰余金	△1,202,165
		当期末処理損失	1,202,165
その他の資産合計	1,293,129	純資産合計	297,934
資産合計	19,011,694	負債・純資産合計	19,011,694

損益計算書の要旨  
(自令和6年2月1日)  
(至令和7年1月31日)  
(単位:千円)

科目	金額
営業収益	1,342,065
営業費用	1,493,945
営業損失	151,880
営業外収益	145
営業外費用	458
経常損失	152,193
税引前当期純損失	152,193
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	153,143
前期繰越損失	1,049,022
当期末処理損失	1,202,165

## 第2期決算公告 令和6年9月24日

東京都豊島区東池袋一丁目14番3号

**株式会社ディノスシネマ**

代表取締役 佐々木伸一

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科目	金額(千円)
流動資産	165,938
固定資産	95,156
資産合計	261,095
負純資産及のび部	
流動負債	61,076
固定負債	50,000
株主資本	150,019
資本剰余金	86,500
資本準備金	86,500
利益剰余金	△22,980
その他利益剰余金	△22,980
当期純損失	(14,920)
負債・純資産合計	261,095

**第2期決算公告** 令和7年5月16日  
 東京都渋谷区神宮前六丁目12番18号  
 WeWorkアイスバーグ  
**ブーチ・ジャパン株式会社**  
 代表取締役  
 ヴィエオ・マンソ・アドリアーナ

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	流動資産 630,231,828 固定資産 122,941,383
資 産 合 計	753,173,211
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 187,916,691 固定资本 660,000,000 株主資本 △94,743,480 资本准备金 10,000,000 利益剰余金 △104,743,480 その他利益剰余金 △104,743,480 (うち当期純損失) (47,808,862)
負債・純資産合計	753,173,211

**第3期決算公告** 令和7年4月21日  
 東京都千代田区飯田橋四丁目7番1号結和税理士法人内  
**舞洲開発特定目的会社**  
 取締役 中津 正憲

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
特 定 資 産	流動負債 10,469,683
固 定 資 産	固定負債 16,110,984
特 定 資 產 合 計	23,943,205
負 債 合 計	26,580,667
その他の資産	社員資本金 76,959
流動資産	特定資本金 100
固定資産	優先資本金 900,000
緑延資産	剩余金 △ 823,140
当期末処理損失	823,140
その他の資産合計	純資産合計 76,959
資 産 合 計	負債・純資産合計 26,657,626

損益計算書の要旨  
 (自 令和6年2月1日)  
 (至 令和7年1月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	43,517
営業費用	811,925
営業外収益	768,407
営業外費用	209
営業外収益	3,500
営業外費用	771,697
営業外収益	771,697
税引前当期純損失	290
法人税、住民税及び事業税	771,987
当期純損失	51,153
当期処理損失	823,140

**第6期決算公告** 令和7年2月27日  
 東京都品川区北品川三丁目6番地  
 43-502号  
**株式会社L ux on us**  
 代表取締役 相磯 貞和

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 126,666 固定資産 23,589
資 産 合 計	150,255
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 89,602 资本准备金 60,653 资本剩余金 84,750 资本准备金 678,195 资本准备金 354,933 其他资本剩余金 323,262 利益剩余金 △702,292 其他利益剩余金 △702,292 (うち当期純損失) 150,255
合 計	150,255

**第8期決算公告** 2025年3月28日 大阪府大阪市港区弁天1丁目2番1号  
**株式会社りくら**  
 代表取締役 青木 正太

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額
流動資産	2,617
固定資産	27,812
負債合計	27,850
株主資本金	2,569
資本準備金	5
資本剩余金	15,895
其他資本剩余金	15,895
利益剩余金	△ 13,331
新株予約権	11
純資産合計	2,580
負債・純資産合計	30,430

損益計算書の要旨  
 (自 2024年1月1日)  
 (至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	7,261
原価	92
上級一般管理費	7,169
販売費	9,319
営業外損失	2,150
経常特別損失	△ 965
税引前当期純損失	3,114
法人税、住民税及び事業税	△ 51
当期純損失	3,166
法人事業税等調整額	24
当期純損失	△ 10
合計	3,181

**第4期決算公告** 令和7年5月16日  
 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号  
**Roca Capital株式会社**  
 代表取締役 キム・ヒョンデ

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 318,385 固定資産 426,379
資 産 合 計	744,765
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 63,785 资本准备金 680,979 资本剩余金 100,000 资本准备金 14,600,040 其他资本剩余金 20 资本准备金 14,600,020 利益剩余金 △14,019,060 其他利益剩余金 △14,019,060 (うち当期純損失) 10,151,019
合 計	744,765

**第59期決算公告** 令和7年5月16日  
 山形県天童市蔵増字長沼4252番地3  
**三芝工業株式会社**  
 代表取締役 奥澤 洋志

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	流動資産 712
固定資産 462	13
合 計	1,189
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 2,034 资本准备金 683 资本剩余金 △ 1,529 利息剩余金 72 △ 1,601 △ 1,601 (227)
合 計	1,189

(甲) 三芝工業承継準備株式会社  
 (乙) 三芝工業承継準備株式会社  
 代表取締役 奥澤 洋志

吸収分割公告  
 左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。左記のとおりです。左記のとおりです。左記のとおりです。

**第2期決算公告** 2025年5月16日  
 東京都新宿区揚場町1番18号  
**MIRARTHグリーンテック株式会社**  
 代表取締役社長 谷口健太郎

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産部	流動資産 374,272,929 固定資産 85,404,000
資 産 合 計	459,676,929
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 403,700,292 资本准备金 55,976,637 资本剩余金 50,500,000 资本准备金 49,500,000 资本准备金 49,500,000 利益剩余金 △44,023,363 其他利益剩余金 △44,023,363 (うち当期純損失) (42,857,166)
合 計	459,676,929

**第6期決算公告** 令和7年5月16日  
 千葉県柏市柏の葉五丁目4番6号  
**株式会社アルガルバイオ**  
 代表取締役 木村 周

貸借対照表の要旨(令和6年2月29日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 477,438 固定資産 235,933
資 産 合 計	713,372
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 178,943 资本准备金 48,995 资本剩余金 485,433 资本准备金 93,580 资本准备金 987,477 资本准备金 987,477 △ 595,623 △ 595,623 (361,706)
合 計	713,372

資本及び準備金の額の減少公告  
 当社は、資本金の額を四千三百五十八万円、資本準備金の額を九億八千七百四十七万七千三百七円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。



**第10期決算公告** 2025年5月16日  
東京都町田市中町一丁目4-2  
株式会社アジラ  
代表取締役 尾上 剛  
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	276,303
固定資産	213,056
合 計	489,359
負純 資産 及び部	
流動負債	117,676
固定負債	300,000
株主資本	71,683
資本剰余金	100,000
資本準備金	555,148
利益剰余金	555,148
その他利益剰余金	△570,865
自己株式	△12,600
合 計	489,359

**第16期決算公告**

令和7年5月16日 香川県高松市三谷町3234番地10

**株式会社テンセイジャパン**

代表取締役 高畑 洋輔

## 貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	53,309,921
合 計	53,309,921
負純 資産 及び部	
流動負債	957,800
株主資本	52,352,121
資本剰余金	50,000,000
資本準備金	2,352,121
利益剰余金	2,352,121
その他利益剰余金	(3,383,897)
合 計	53,309,921

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を四千九百九十万円減少し、少しひ十万円とすることにいたしました。効力発生日は令和7年6月20日であり、株主総会の決議は、令和7年4月18日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

**第12期決算公告** 令和7年4月25日

東京都千代田区麹町一丁目7番地25

**株式会社IP Bridge**

代表取締役 藤木 実

## 貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,388,701
固定資産	73,531
資産合計	1,462,232
負純 資産 及び部	
流動負債	151,168
株主資本	1,311,064
資本剰余金	100,000
資本準備金	25,000
その他利益剰余金	1,186,064
(うち当期純利益)	(254,573)
負債・純資産合計	1,462,232

**第19期決算公告**

令和7年5月16日 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号

**Macan特定目的会社**

取締役 長尾 誠

## 貸借対照表の要旨(令和7年2月1日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	11	流动負債	0
投資その他の資産	11	負債合計	0
その他の資産	637	社員資本	648
流动資産	637	特定資本金	674
		剩余資金	△26
		当期末処理損失	26
		純資産合計	648
		負債・純資産合計	648
資産合計	648		

科 目	金額
営業費用	28
営業外損益	28
常勤社員引当期純損失	0
税引前当期純損失	28
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等還付税額	2
当期純損失	26

**第5期決算公告** 令和7年4月25日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

**リホールディングス株式会社**

代表取締役 藤木 実

## 貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	4,704
固定資産	707,655
資産合計	712,359
負純 資産 及び部	
流動負債	356
株主資本	712,003
資本剰余金	100,000
資本準備金	419,000
その他資本剰余金	259,000
利益剰余金	160,000
その他利益剰余金	207,503
(うち当期純利益)	207,503
自己株式	(4,223)
負債・純資産合計	712,359

**第63期決算公告**

令和7年5月16日 名古屋市天白区中砂町185番地

**京楽産業 株式会社**

代表取締役 横木 善紀

## 貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	26,385	流動負債	31,127
固定資産	39,033	貯金	54
		固定負債	6,525
		退職給付引当金	149
		株主資本	27,116
		資本剰余金	45
		利益剰余金	46,893
		準備金	11
資産合計	65,419	自己株式	46,882
		評価・換算差額等	△19,822
		その他の有価証券評価差額金	651
		当期純損失	651
		引当税金	2
		当期純損失	14,594
負債・純資産合計	65,419	負債・純資産合計	65,419

科 目	金額
売上原価	27,985
売上総利益	24,152
一般管理費	3,832
販売費	17,009
営業外収益	13,176
営業外費用	634
常勤社員引当期純損失	309
税引前当期純損失	12,850
法人税、住民税及び事業税	1,970
法人税等還付税額	3,712
当期純損失	14,591
引当税金	2
当期純損失	14,594

**第1期決算公告**

令和7年5月16日 東京都港区赤坂五丁目3番1号

**Kホールディングス株式会社**

代表取締役 清水 俊孝

## 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	10,412
固定資産	2,856,666
資産合計	2,867,078
負純 資産 及び部	
流動負債	1,010
株主資本	2,866,068
資本剰余金	5
その他資本剰余金	2,856,661
利益剰余金	9,402
(うち当期純利益)	(9,402)
合 計	2,867,078

**第10期決算公告**

令和7年5月16日 千葉県千葉市若葉区松原町531-578

**株式会社愛慈**

代表取締役 深山 英貴

## 貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	46,045
固定資産	1,212
資産合計	47,257
負純 資産 及び部	
流動負債	4,241
固定負債	31,144
株主資本	11,872
資本剰余金	11,000
繰越利益剰余金	872
(うち当期純利益)	(10,370)
合 計	47,257

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を百万円減少し、一千円とするにいたしました。効力発生日は令和7年7月31日であります。この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第 46 期 決 算 公 告

令和7年5月16日 東京都八王子市大和田町四丁目7番23号

祥和開発株式会社

代表取締役 外崎 敏子

## 貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	2,900
固定 資産	3,500
資 産 合 計	6,400
負純 資産 及び 部	
流動 負債	199
固定 資本	65,676
株主 資本	△59,474
資本 余金	20,000
その他の利益 余金	△79,474
(うち当期純利益)	△79,474
負債・純資産合計	6,400

## 資本金の額の減少公 告

当社は、資本金の額を一千千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年5月16日

東京都八王子市大和田町四丁目7番23号

三号

祥和開発株式会社  
代表取締役 外崎 敏子

## 第 3 期 決 算 公 告

2025年5月16日

東京都新宿区四谷一丁目22番地5

WEST ALL 四谷ビル2階

KKday Holdings 株式会社

代表取締役 陳 明 明

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動 資産	78,598
固定 資産	1,133,223
資 産 合 計	1,211,821
負純 資産 及び 部	
流動 負債	3,721,289
固定 資本	392,019
株主 資本	△2,901,487
資本 余金	907
資本 準備金	907
その他の利益 余金	907
(うち当期純損失)	△2,903,301
負債・純資産合計	△2,903,301
	(508,330)
	合 計
	1,211,821

## 第 1 期 決 算 公 告

令和7年5月16日 東京都千代田区紀尾井町1番3号

株式会社 B U Z M A

代表取締役 中森 慶

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動 資産	36,192
固定 資産	6,101
総 資産	208
資 産 合 計	42,502
負純 資産 及び 部	
流動 負債	27,792
固定 資本	40,000
株主 資本	△25,289
資本 余金	1,000
その他の利益 余金	△26,289
(うち当期純損失)	△26,289
合 計	(26,289)
	42,502

## 合併 公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年5月16日

東京都千代田区紀尾井町1番3号

三号

株式会社 B U Z M A  
代表取締役 中森 慶

## 第 1 期 決 算 公 告

令和7年5月16日 東京都港区赤坂五丁目3番1号

赤坂 Bi z タワー29階

Mホールディングス株式会社

代表取締役 清水 俊孝

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	3
固定 資産	2,975,000
資 産 合 計	2,975,003
負純 資産 及び 部	
流動 負債	246
固定 資本	2,974,757
株主 資本	5
資本 余金	2,974,995
その他の利益 余金	△242
(うち当期純損失)	(242)
合 計	2,975,003

## 第 26 期 決 算 公 告

令和7年5月16日 東京都中央区日本橋浜町三丁目35番6号

ロジボン株式会社

代表取締役 黒沼 広樹

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産部	
流動 資産	203,518,925
固定 資産	86,158,350
総 資産	51,355,076
資 産 合 計	341,032,351
負純 資産 及び 部	
流動 負債	107,221,092
固定 資本	194,759,000
株主 資本	39,052,259
資本 余金	80,000,000
資本 準備金	40,000,000
その他の利益 余金	40,000,000
(うち当期純損失)	△80,947,741
負債・純資産合計	341,032,351

## 資本金及び準備金の額の減少公 告

当社は、資本金の額を四千万円、資本準備金の額を二千万円減少し、それぞれ四千万円、二千万円とするにいたしました。

株主総会の決議は、令和7年6月16日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月16日

東京都中央区日本橋浜町三丁目35番6号

六号

ロジボン株式会社  
代表取締役 黒沼 広樹

## 第 5 期 決 算 公 告

令和7年5月16日 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号

東京俱楽部ビルディング11階

Kino Japan株式会社

代表取締役 デニー

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	696
固定 資産	696
資 産 合 計	696
負純 資産 及び 部	
流動 負債	129
固定 資本	567
株主 資本	14,750
資本 余金	△14,182
その他の利益 余金	△14,182
(うち当期純損失)	(3,270)
合 計	696

## 第 37 期 決 算 公 告

令和7年5月16日 東京都江東区塩浜二丁目14番2号

A R S 株 式 会 社

代表取締役 新井 英希

貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	10,548
固定 資産	163,794
資 産 合 計	174,343
負純 資産 及び 部	
流動 負債	41,622
固定 資本	85,325
株主 資本	47,395
資本 余金	10,000
資本 準備金	37,395
その他の利益 余金	37,395
(うち当期純利益)	(5,305)
合 計	174,343

## 資本金の額の減少公 告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少して一千万博円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月16日

東京都江東区塩浜二丁目14番2号

ARS 株式会社  
代表取締役 新井 英希

## 第 54 期 決 算 公 告

令和7年5月16日 神奈川県川崎市川崎区白石町6-1

株式会社ボンテ

代表取締役 荻原 正明

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動 資産	134,903
固定 資産	56,340
資 産 合 計	191,243
負純 資産 及び 部	
流動 負債	5,830,612
固定 資本	5,397
株主 資本	454,840
資本 余金	138,297
その他の利益 余金	△6,094,209
(うち当期純損失)	100,000
負債・純資産合計	△6,194,209
	(306,670)
	負債・純資産合計
	191,243

**第8期決算公告** 令和7年4月22日  
京都市中京区下妙覚寺町195  
**株式会社ランプ**  
代表取締役 河野 匠  
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	101,599
	固定資産	4,318
	合計	105,917
負純 債資 産及 び部	流动負債	80,707
	固定負債	117,836
	株主資本	△92,626
	資本剰余金	131,998
	資本準備金	127,998
	資本準備金	127,998
	利益剰余金	△352,622
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△352,622 (43,017)
	合計	105,917

第 58 期 決 算 公 告  
令和 7 年 5 月 16 日  
新潟県三条市西本成寺二丁目24番26号  
**株式会社フタバ**  
代表取締役 江口 晃  
貸借対照表の要旨(令和 6 年 3 月 31 日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,942,505
	固定資産	1,363,306
	資産合計	3,305,811
負純 債資產 及の び部	流动負債	996,195
	固定負債	899,778
	定主資本	1,409,838
	利益剰余金	98,000
	利息準備金	1,311,838
	その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	22,519 1,289,318 (185,903)
負債・純資産合計		3,305,811

**第3期決算公告** 令和7年5月16日  
新潟県三条市川通中町477番地  
**株式会社フタバホールディングス**  
代表取締役 江口 晃  
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,321
	固定資産	1,537,554
	資産合計	1,538,875
負純 資産 及の び部	流動負債	290
	固定負債	81,822
	株主資本	1,456,763
	資本剰余金	2,000
	その他の資本	1,428,458
	利剰余金	1,428,458
	その他の利益剰余金	26,305
	(うち当期純利益)	26,305
	負債・純資産合計	(27,743)
負債・純資産合計		1,538,875

第41期決算公告  
令和7年5月16日  
京都市西京区上桂東ノ口町199  
カザマ電気工業株式会社  
代表取締役 高橋 範寿  
貸借対照表の要旨

(令和6年9月20日現在)		(単位:千円)
科	目	金額
資の 産部	流動資産	76,801
	固定資産	27,120
	合計	103,921
負純 債資 産及 のび 部	流动負債	62,976
	固定負債	82,312
	株主資本	△41,368
資利 益の 他利 益の うち当 期純利 益)	資本剰余	25,000
	その他利益	△66,368
	△66,368 (6,575)	
合計		103,921

第38期 決算公告  
令和7年5月16日 静岡県富士市依田橋770番地の1  
株式会社富士ホンダ  
代表取締役 増田憲一郎  
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

資本信照表の要目(令和6年9月30日現在)		金額(百万円)
資産部	流動資産	1,013
	固定資産	860
合計		1,873
負純資産及のび部	流動負債	780
	固定負債	185
	株主資本	907
	資本剰余金	10
	益益準備金	897
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	894
	(うち当期純利益)	(6)
	合計	1,873

第2期決算公告  
令和7年5月16日  
神奈川県川崎市多摩区長沢四丁目32番地  
14-4号  
T&Tホールディングス株式会社

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	8,051
	固定資産	70,962
	合計	79,013
負純 資產 及の び部	流動負債	607
	固定負債	20,001
	株主資本	58,404
	資本剰余	1,000
	利益剰余	57,404
	その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	57,404 (58,498)
	合計	79,013

第2期決算公告  
令和7年5月16日 札幌市北区北九条西三丁目10番1号小田ビル3F  
株式会社S.I 代表取締役 森永 敬和  
貸借対照表の要旨 (令和6年8月31日現在) (単位:円)

負債対照表の要旨		(令和〇年〇月〇日現在)	(単位：円)
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	774,295,560	流动負債	483,232,630
固定資産	487,319,501	固定負債	150,000,000
業延資産	30,715,818	負債合計	<b>633,232,630</b>
		株主資本	659,098,249
		資本剰余金	10,001,100
		資本準備金	1,148,490,746
		その他資本剰余金	1,100
		利益剰余金	1,148,489,646
		△ その他の利益剰余金	△ 499,393,597
		△ その他の利益剰余金(うち当期損失)	△ 499,393,597
		純資産合計	<b>659,098,249</b>
資産合計	1,292,330,879	負債・純資産合計	1,292,330,879

「官報」は電子化されました。  
平成7年4月1日から  
「官報の発行に関する法律」の施行により

內閣府

**第63期決算公告** 令和7年5月16日  
福井県小浜市小浜酒井1番地の51  
**株式会社ふじたや**  
代表取締役 村宮 正啓  
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	14,167
固定資産	21,972
<b>資産合計</b>	<b>36,139</b>
負純 資産 及の び部	
流动負債	21,119
<b>負債合計</b>	<b>21,119</b>
株主資本	15,020
資本剰余金	24,000
△8,980	
利益準備金	610
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△9,590 (20)
<b>純資産合計</b>	<b>15,020</b>
負債・純資産合計	36,139

**資本金の額の減少公告**  
当会社は、資本金の額を一千九百二十万円減少し、減少する資本金の額の全額を利益剰余金に組み入れることにいたしました。  
この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月16日

福井県小浜市小浜酒井1番地の51  
株式会社ふじたや  
代表取締役 村宮 正啓

**第66期決算公告** 令和7年5月16日  
兵庫県芦屋市東山町12番6号  
**株式会社大松**  
代表取締役 松田 有可  
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	227,349
固定資産	618,538
△36	
<b>合計</b>	<b>845,923</b>
負純 資産 及の び部	
流动負債	37,877
固定負債	792,394
株主資本	15,651
資本剰余金	16,000
△348	
利益準備金	4,480
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△4,828 (8,328)
<b>合計</b>	<b>845,923</b>

**組織変更公告**  
当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。  
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月16日

兵庫県芦屋市東山町一二番六号  
株式会社大松  
代表取締役 松田 有可

**第32期決算公告** 令和7年5月16日  
大阪市天王寺区清水谷町3番1号  
**株式会社エターナリー・ブレイズ**  
代表取締役 近藤 英子  
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	402,247
固定資産	205,317
<b>資産合計</b>	<b>607,565</b>
負純 資産 及の び部	
流动負債	127,430
固定負債	667,711
<b>負債合計</b>	<b>795,142</b>
株主資本	△187,577
資本剰余金	30,000
△217,577	
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△217,577 (10,900)
<b>純資産合計</b>	<b>△187,577</b>
負債・純資産合計	607,565

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を二〇〇〇万円減少し、一〇〇〇万円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月16日

大阪市天王寺区清水谷町三番一号  
株式会社エターナリー・ブレイズ  
代表取締役 近藤 英子**乙の貸借対照表の要旨**

(令和7年2月28日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	130
固定資産	1,934
基本財産	1,854
その他の固定資産	80
<b>合計</b>	<b>2,064</b>
負純 資産 及の び部	
流动負債	90
固定負債	51
基本本金	326
国庫補助金等特別積立金	1,405
次期繰越活動増減差額	192
(うち当期活動増減差額)	(△43)
<b>合計</b>	<b>2,064</b>

**甲の貸借対照表の要旨**

(令和7年2月28日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	981
固定資産	2,958
基本財産	2,702
その他の固定資産	256
<b>合計</b>	<b>3,939</b>
負純 資産 及の び部	
流动負債	95
固定負債	1,676
基本本金	172
国庫補助金等特別積立金	692
次期繰越活動増減差額	1,304
(うち当期活動増減差額)	(94)
<b>合計</b>	<b>3,939</b>

**合併公告**  
左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月16日  
東京都東村山市秋津一丁目三番一號  
(乙) 社会福祉法人愛和会  
理事長 德山 滋久

**第55期決算公告**

令和7年5月16日  
神戸市中央区港島南町四丁目7番地の8  
**株式会社ニチジョー**  
代表取締役 上西 誠人  
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	521,821
固定資産	160,594
<b>資産合計</b>	<b>682,415</b>
負純 資産 及の び部	
流动負債	287,202
固定負債	2,918
株主資本	392,294
資本剰余金	100,000
利益準備金	292,294
その他利益剰余金(うち当期純利益)	25,000
<b>負債・純資産合計</b>	<b>682,415</b>

**第67期決算公告** 令和7年5月16日  
大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号  
**近畿配送サービス株式会社**  
取締役社長 家村 洋  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	833,504
固定資産	362,193
<b>資産合計</b>	<b>1,195,697</b>
負純 資産 及の び部	
流动負債	278,964
(賞与引当金)	(37,620)
固定負債	282,913
(退職給付引当金)	(282,913)
株主資本	633,820
資本剰余金	30,000
利益準備金	603,820
その他利益剰余金(うち当期純利益)	7,500
<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,195,697</b>

**第26期決算公告** 令和7年2月28日  
大阪府岸和田市藤井町1-12-13  
**A' alda X 3株式会社**  
代表取締役 田中 健太  
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	207,795,918
固定資産	234,149,977
<b>資産合計</b>	<b>441,945,895</b>
負純 資産 及の び部	
流动負債	230,788,789
固定負債	186,475,554
株主資本	24,681,552
資本剰余金	3,500,000
その他資本剰余金	11,000,000
利益剰余金	11,000,000
その他利益剰余金(うち当期純損失)	10,181,552
<b>負債・純資産合計</b>	<b>441,945,895</b>

## 第 25 期 決 算 公 告

令和7年5月16日  
熊本市東区尾ノ上四丁目20番19号  
**株式会社シータ**  
代表取締役 宇都宮宏聰  
貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	52,338
固定 資産	228,991
合 計	281,330
負純 資産 及の び部	
流動 負債	24,193
固定 負債	101,681
株主資本	155,455
利益	3,000
剩余金	152,455
その他利益 剩余金	152,455
(うち当期純利益)	(12,571)
合 計	281,330

## 第 21 期 決 算 公 告

令和7年5月16日  
熊本市北区龍田二丁目19番1号  
**株式会社アイシー企画**  
(旧商号 有限会社アイシー企画)  
代表取締役 濱田庄太郎  
貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	27,412
固定 資産	13,070
合 計	40,482
負純 資産 及の び部	
流動 負債	16,901
固定 負債	26,314
株主資本	△2,733
利益	50
剩余金	△2,783
その他利益 剩余金	△2,783
(うち当期純利益)	(1,984)
合 計	40,482

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日

熊本市北区龍田二丁目一九番一号  
**株式会社アイシー企画**  
(旧商号 有限会社アイシー企画)  
代表取締役 濱田庄太郎熊本市東区尾ノ上四丁目二〇番一九号  
**株式会社シータ**  
代表取締役 宇都宮宏聰

## 第 52 期 決 算 公 告

令和7年5月16日  
岡山県倉敷市片島町15番地の2  
**株式会社山陽エレベーター製作所**  
代表取締役 小林 輝久  
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動 資産	50,081
固定 資産	41,043
合 計	91,124
負純 資産 及の び部	
流動 負債	25,374
固定 負債	52,554
株主資本	13,196
利益	10,000
剩余金	4,196
その他利益 剩余金	2,000
(うち当期純損失)	2,196
自己 株式	△ 1,000
合 計	91,124

## 第 50 期 決 算 公 告

令和7年5月16日  
広島県尾道市栗原東一丁目6番29号  
**新和ビル・サービス株式会社**  
代表取締役 小林 輝久  
貸借対照表の要旨

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	269,201
固定 資産	151,126
合 計	420,328
負純 資産 及の び部	
流動 負債	96,941
固定 負債	57,763
株主資本	265,622
利益	40,000
剩余金	225,622
利 準	1,200
その他の利益 剩余金	224,422
(うち当期純利益)	(20,941)
合 計	420,328

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日

広島県尾道市栗原東一丁目六番二九号  
**新和ビル・サービス株式会社**  
(甲) 新和ビル・サービス株式会社  
代表取締役 小林 輝久岡山県倉敷市片島町一五番地の二  
**株式会社山陽エレベーター製作所**  
代表取締役 小林 輝久

合 計

## 第 11 期 決 算 公 告

令和7年5月16日  
神戸市中央区八幡通三丁目2番5号  
IN 東洋ビル602  
**株式会社社交洋フーズ**  
代表取締役 服部 敏洋  
貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	1,500
固定 資産	1
合 計	1,502
負純 資産 及の び部	
流動 負債	1,400
固定 負債	0
株主資本	102
利益	20
剩余金	82
その他利益 剩余金	82
(うち当期純損失)	(131)
負債・純資産合計	1,502

## 第 53 期 決 算 公 告

令和7年5月16日  
三重県四日市市新正五丁目4番19号  
**株式会社社交洋**  
代表取締役 服部 敏洋  
貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	26,671
固定 資産	2,454
合 計	29,125
負純 資産 及の び部	
流動 負債	14,025
固定 負債	0
株主資本	15,101
利益	98
剩余金	15,003
その他利益 剩余金	15,003
(うち当期純利益)	(718)
負債・純資産合計	29,125

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日

三重県四日市市新正五丁目四番一九号  
**株式会社社交洋**  
(甲) 株式会社社交洋  
代表取締役 服部 敏洋神戸市中央区八幡通三丁目二番五号  
**株式会社交洋フーズ**  
代表取締役 服部 敏洋

合 計

## 第 9 期 決 算 公 告

令和7年5月16日  
三重県松阪市大津町58番地53  
**株式会社耕建運輸**  
代表取締役 井川 朱美  
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動 資産	15,071
固定 資産	18
合 計	15,089
負純 資産 及の び部	
流動 負債	16,569
固定 負債	△1,480
株主資本	400
利益	△1,880
剩余金	△1,880
その他利益 剩余金	(5,757)
合 計	15,089

## 第 11 期 決 算 公 告

令和7年5月16日  
三重県松阪市大津町58番地49  
**株式会社井川工業**  
代表取締役 岡崎 征爾  
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動 資産	55,199
固定 資産	26,232
合 計	81,431
負純 資産 及の び部	
流動 負債	22,329
固定 負債	43,920
株主資本	15,182
利益	5,000
剩余金	10,181
その他利益 剩余金	10,181
(うち当期純利益)	(9,893)
合 計	81,431

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併の株主総会の承認決議は令和7年4月25日に終了しております。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公司の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日

三重県松阪市大津町五八番地四九  
**株式会社井川工業**  
(甲) 株式会社井川工業  
代表取締役 岡崎 征爾三重県松阪市大津町五八番地五三  
**株式会社耕建運輸**  
代表取締役 井川 朱美

合 計

決算公告 令和7年5月16日  
神奈川県横浜市都筑区中川八丁目3番27号  
株式会社シャンブル・ヴェール  
代表取締役 水口 進也  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目			金額(円)
資の 産部	流動資産	資産	5,638,781
	固定資産		96,396,320
資産合計			102,035,101
負純 資產 及の び部	流动負債	負債	7,702,740
	固定負債		64,403,228
負債合計			72,105,968
株主資本 益益 (うち当期純利益)	株主資本	本益	29,929,133
	資本利潤	剩余金	100,000
(うち当期純利益)		余利	29,829,133
			(15,428,572)
純資産合計			29,929,133
負債・純資産合計			102,035,101

決算公告 令和7年5月16日  
神奈川県川崎市高津区久本三丁目2番18号  
エムビルコーポ302

貸借対照表の要旨		（令和6年12月31現在）	
	科 目	金額(円)	
資の 産部	流動資産	435,282,226	
	固定資産	32,473,196	
	資産合計	467,755,422	
負純 債資 産及 の び部	流动負債	207,474,969	
	固定負債	177,250,722	
	負債合計	384,725,691	
資本 及の び部	株主資本	83,029,731	
	資本剰余金	10,000,000	
	利益(うち当期純利益)	73,029,731 (10,407,767)	
純資産合計		83,029,731	
負債・純資産合計		467,755,422	

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、存続して解散することにいたしました。効力発生日は令和七年六月三十日であります。両社の株主総会の承認決議は令和七年四月二十四日に終了しております。四月二十四日に別紙に掲載の合併案は、本公会社から一箇月以内にお申し出下さい。最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第 7 期 決 算 公 告

令和7年5月16日  
滋賀県草津市矢橋町54番地15  
**デザインラボ株式会社**  
代表取締役 石井 久和  
賃借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(円)	
資の 産部	流 動 資 產	65,659,853
	合 計	<b>65,659,853</b>
負純 債 資 産 及 び部	流 動 負債 株 主 資 本 金 資 本 本 利 余 金 資 本 剰 余 金 その他の資本 利 益 剰 余 金 その他の利益 利 益 剰 余 金 (うち当期純利益)	8,853,370 56,806,483 3,000,000 38,575 38,575 53,767,908 53,767,908 (14,477,836)
	合 計	<b>65,659,853</b>

令和七年五月十六日  
京都市下京区大宮

(左) http://www.d-rent.site/lr  
(中) 大福のアルファ。  
(右) http://www.keihan-jimukik

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

**第3期決算公告** 令和7年5月16日  
札幌市中央区南三条西五丁目1番地1  
**株式会社グラフィックラボ**

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)					
科 目					
資の 産部	流 總	動 延	資 資	産 産	
	合 計			60,823	
負純 債資 産及 び部	流 株	動 主	負 資	債 本	資 金
	資 利	主 益	資 剰	債 余	資 金
	益 利	益 剰	本 余	△23,522	△23,522
	の他	の他	金 金	△23,522	(2,063)
	△23,522	△23,522			
	(うち当期純損失)				
	合 計			60,823	

**第11期決算公告** 令和7年5月16日  
札幌市中央区南三条西五丁目1番地1  
ノルベサ4F

貸借対照表の要旨				代表取締役 鶴山 央男	令和6年6月30日現在
科	目	金額(千円)			
資の 産部	流動資産	312,657			
	固定資産	22,493			
	合計	335,151			
負純 債資 産及 び部	流动負債	110,995			
	貯金引当金	5,057			
	固定負債	183,891			
	株主資本	40,265			
	利益剰余金	5,000			
	その他利益剰余金	35,265			
	(うち当期利益)	35,265			
	(うち当期純利益)	(7,250)			
	合計	335,151			

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和七年五月十六日

第36期 決算公告  
令和7年5月16日  
兵庫県西宮市山口町名来1225番地1  
**株式会社ビーライン**  
代表取締役 有馬 洋一  
**貸借対照表の要旨**  
(令和6年8月31日現在) (単位:千円)

科 目		金 額
資の 産部	流 動 定 資 資 産 産	1,103 125
	合 計	1,228
負純 債 資 産 及 の び部	流 動 定 負 負 債 債 本 金 金	66,471 4,050
	固 株 主 本 利 益 余 金	△69,293 10,000 △79,292 △79,292 (うち当期純損失)
合 計		1,228

**第48期決算公告 令和7年5月16日**  
鹿児島県薩摩川内市平佐町4860番地  
**株式会社南九州自動車学校**  
代表取締役 有馬 洋一  
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

貞信対照表の要旨(令和6年6月30日現在)					
科	目	金	額	(千円)	
資の 産部	流動資産	115,843			
	固定資産	390,000			
	合計	505,843			
負純 債資 産及 び部	流动負債	79,662			
	動定負債	210,287			
	資本主	215,894			
	資本余剰	20,000			
	利益準備	241,592			
	利益準	5,000			
	その他利益	236,592			
	(うち当期純利益)	(18,410)			
	自己株式	△45,698			
合計		505,843			

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十六日

## 第30期決算公告

令和7年5月16日 東京都千代田区霞が関一丁目4番2号大同生命霞が関ビル11階

Extreme Networks株式会社  
代表取締役 瀧川 義一貸借対照表の要旨  
(令和4年6月30日現在) (単位:円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	171,876,492	固定負債	65,834,478
固定資産	102,252,036	有給休暇引当金	17,097,052
		流动負債	87,397,986
		退職給与引当金	47,583,907
		株主資本	120,896,064
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	813,700,000
		資本準備金	813,700,000
		利益剰余金	△792,803,936
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△792,803,936 (22,195,362)
資産合計	274,128,528	負債・純資産合計	274,128,528

## 第31期決算公告

令和7年5月16日 東京都千代田区霞が関一丁目4番2号大同生命霞が関ビル11階

Extreme Networks株式会社  
代表取締役 瀧川 義一貸借対照表の要旨  
(令和5年6月30日現在) (単位:円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	208,567,952	固定負債	76,302,599
固定資産	105,095,532	有給休暇引当金	12,640,019
		流动負債	93,526,751
		退職給与引当金	53,526,751
		株主資本	143,834,134
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	813,700,000
		資本準備金	813,700,000
		利益剰余金	△769,865,866
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△769,865,866 (22,195,362)
資産合計	313,663,484	負債・純資産合計	313,663,484

## 第96期決算公告

令和7年5月16日

兵庫県姫路市南町1番地  
株式会社山陽百貨店

代表取締役 高野 勝

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,139	流动負債	5,903
固定資産	7,555	固定負債	931
		株主資本	2,843
		資本金	100
		資本剰余金	294
		資本準備金	7
		その他資本剰余金	286
		利益剰余金	2,449
		利益準備金	101
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	2,348 (128)
合計	9,695	合計	9,695

## 第29期決算公告

令和7年5月16日

東京都千代田区霞が関一丁目4番2号大同生命霞が関ビル11階

Extreme Networks株式会社

代表取締役 瀧川 義一

貸借対照表の要旨 (令和3年6月30日現在) (単位:円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	112,718,528	固定負債	99,289,637
固定資産	166,363,128	有給休暇引当金	18,778,672
		流动負債	81,091,317
		退職給与引当金	41,048,613
		株主資本	98,700,702
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	813,700,000
		資本準備金	813,700,000
		利益剰余金	△814,999,298
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△814,999,298 (21,608,929)
資産合計	279,081,656	負債・純資産合計	279,081,656

## 第35期決算公告

2025年5月16日

東京都中央区新川一丁目27番7号

レジデンス・ビルディングマネジメント株式会社

代表取締役 酒井 政美

貸借対照表の要旨  
(2024年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,689	流动負債	8,754
固定資産	121,240	固定負債	62,488
		株主資本	58,447
		資本金	100
		資本剰余金	80
		資本準備金	80
		利益剰余金	62,228
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	62,220
		自己株式	3,961
		評価・換算差額等	240
		その他有価証券評価差額金	153
		繰延ヘッジ損益	86
資産合計	129,930	負債・純資産合計	129,930

## 損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日)  
(至 2024年12月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	10,523	経常利益	5,300
売上原価	4,762	特別損益	0
売上総利益	5,760	税引前当期純利益	5,300
販売費及び一般管理費	1,522	法人税住民税事業税	1,870
営業利益	4,238	法人税等調整額	4
営業外損益	1,062	当期純利益	3,433

## 第67期決算公告

令和7年5月16日

東京都千代田区神田錦町三丁目4番地

株式会社オリコプロダクトファイナンス

取締役社長 横山 嘉徳

貸借対照表の要旨  
(令和7年2月28日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	345,470	流动負債	252,434
固定資産	4,323	固定負債	83,836
有形固定資産	237	負債合計	336,271
無形固定資産	437	株主資本	13,523
投資その他の資産	3,648	資本金	9,910
		資本剰余金	8,016
		資本準備金	8,016
		利益剰余金	△4,403
		利益準備金	237
		その他利益剰余金	△4,640
資産合計	349,794	純資産合計	13,523
		負債・純資産合計	349,794

## 損益計算書の要旨

(自 令和6年3月1日)  
(至 令和7年2月28日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
営業収益	12,599	税引前当期純利益	△ 2,855
営業費用	15,282	法人税、住民税及び事業税	53
営業外収益	2,682	法人税等調整額	160
営業外損益	1	当期純利益	△ 3,068
営業経常利益	2,683		
	△ 171		



## 第 43 期 決 算 公 告

令和7年5月16日

北九州市小倉南区田原新町一丁目13番2号

スピードネットワーク株式会社

代表取締役 前田 健次

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	616,158
固定資産	1,822,842
合 計	2,439,001
負純 資 産 及 び の 部	
流動負債	923,447
固定負債	1,099,083
資本	416,470
利益	10,000
その他利益	406,470
金	406,470
(うち当期純利益)	(223,248)
合 計	2,439,001

番二号	北九州市小倉南区田原新町一丁目一三番二号	北九州市小倉南区田原新町一丁目一三番二号	北九州市小倉南区田原新町一丁目一三番二号	北九州市小倉南区田原新町一丁目一三番二号
代表 社員	スピードネットワーク株式会社	代表取締役 前田 健次	代表取締役 前田 健次	代表取締役 前田 健次
職務執行者	(丁)	(丙)	(乙)	(甲)
前田	K105	K105	K105	K105
健次	合同会社三次社	合同会社三次社	合同会社三次社	スピードネットワーク株式会社

合併左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。この合併に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。(甲)左記のとおりです。

令和7年5月16日

北九州市小倉南区田原新町一丁目一三番二号

(甲)スピードネットワーク株式会社

代表取締役 前田 健次

## 第 26 期 決 算 公 告

令和7年5月16日

愛媛県松山市三番町六丁目8番地7

株式会社パワーアップ

代表取締役 大西 直子

貸借対照表の要旨(令和6年2月29日現在)(単位:千円)

科 目	金 额	科 目	金 额
流動資産	648,822	流動負債	23,216
固定資産	187,369	固定負債	377,928
		役員退職慰労引当金	377,928
		株主資本	435,047
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	843,390
		その他資本剰余金	450,090
		利益剰余金	393,300
		利益準備金	157,499
		その他利益剰余金	2,025
		自己株式	155,474
			(46,775)
資産合計	836,192	負債・純資産合計	836,192

資本金及び準備金の額の減少公告 当社は、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を四億五千九百万円減少し、利益準備金の額を二百七百万円減少し、それぞれ一千円、〇円、〇円とするにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司の効力発生日は令和七年六月二十日であり、株主総会の決議は、令和七年五月七日に終了しております。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月16日

愛媛県松山市三番町六丁目八番地7

株式会社パワーアップ

代表取締役 大西 直子

## Public Notice of Financial Settlement for Twelfth Accounting Term

May 16, 2025

ARK Hills Sengokuyama Mori Tower 26F 1—9—10 Roppongi, Minato-ku, Tokyo

Fisher Investments Japan Limited

Representative in Japan : Jeremiah Martin

## Summary of Balance Sheet

(as of December 31, 2024)

(Unit : JPY 1,000)

ACCOUNT	AMOUNT	ACCOUNT	AMOUNT
ASSETS			
Cash and deposits	158,999	Accounts payable	4,041
Prepaid expenses	4,277	Accrued expenses	41,657
Accounts receivable	245,009	Operating Lease liabilities	26,013
Other current assets	180	Fixed liabilities	13,431
Tangible fixed Assets	4,575	Total Current liabilities	85,142
Long-term deferred tax asset	11,125	Equity	
Lease right-of-use assets, net	42,240	Stated capital	58,770
Other	27,410	Additional paid in capital	340,978
		Cumulative retained earnings	8,925
		(of which net income for the period)	(16,582)
		Total Equity	408,673
Total assets	493,815	Total liabilities and equity	493,815

## 第67期決算公告

令和7年5月16日

高知市中の島2番89号

入交トラストエナジー株式会社

代表取締役 成岡 祐輔

## 貸借対照表の要旨

(令和6年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	1,593,163
	固定資産	612,052
<b>資産合計</b>		<b>2,205,216</b>
<b>負債及び純資産の部</b>		
流动負債(うち事業改善引当)		632,380
固定負債(うち退職給付引当)		464,883
資本(うち役員慰労引当)		(119,000)
株主資本		(25,000)
資本剰余金		1,107,951
その他資本剰余金		40,000
利益剰余金		40,000
利益準備金		1,027,951
その他利益剰余金		10,000
(うち当期純利益)		1,017,951
<b>負債・純資産合計</b>		<b>2,205,216</b>

合併公告	
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。	この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。	す。令和7年5月16日
高知市仁井田四五六三番地一 (甲) 入交トラストエナジー株式会社 代表取締役 成岡 祐輔	高知市中の島二番八九号 (乙) 入交クリエイト株式会社 代表取締役 成岡 太郎

## 第18期決算公告

令和7年5月16日

高知市仁井田4563番地1

入交クリエイト株式会社

代表取締役 成岡 太郎

## 貸借対照表の要旨

(令和6年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	20,688
	固定資産	48,960
<b>資産合計</b>		<b>69,649</b>
<b>負債及び純資産の部</b>		
流動負債(うち退職給付引当)		10,896
固定負債(うち退職給付引当)		8,211
資本(うち役員慰労引当)		8,211
株主資本		50,541
資本剰余金		10,000
その他資本剰余金		40,541
利益剰余金		40,541
利益準備金		(3,610)
(うち当期純損失)		
<b>負債・純資産合計</b>		<b>69,649</b>

## 決算公告

令和7年5月16日  
大阪府高槻市城北町二丁目2番13号

株式会社オカダ

代表取締役 岡田 德治

## 貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	79,568
固定資産	21,876
<b>合 計</b>	<b>101,444</b>
負純 資 産 及 び 部	
流動負債	5,837
固定負債	30,000
資本	65,607
剰余金	20,000
利益	45,607
準備金	1,800
その他利益剰余金	43,807
(うち当期純利益)	(3,633)
<b>合 計</b>	<b>101,444</b>

## 令和6年決算公告

令和7年5月16日  
東京都千代田区平河町二丁目6番1号

平河町ビル

一般財団法人 国民政治協会

代表理事長 大橋 光夫

## 貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	248,657
	126,189
<b>合 計</b>	<b>374,846</b>
負 債 及 び 部	24,216
	80,497
<b>負債合計</b>	<b>104,713</b>
正 味 財 及 び 部	5,000
	265,133
<b>正味財産合計</b>	<b>270,133</b>
<b>合 計</b>	<b>374,846</b>

## 第19期決算公告

令和7年5月16日

福島県郡山市田村町金屋字下夕川原

167番地12

石英理研株式会社

代表取締役 阪東 徹夫

## 貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額	
資の 産部	流動資産	1,392,132
	固定資産	3,691,173
<b>合 計</b>		<b>5,083,305</b>
<b>負債及び純資産の部</b>		
流动負債(うち引当金)		1,556,201
固定負債(うち退職給付引当金)		2,697,488
資本(うち株主資本)		32,740
資本剰余金		829,428
その他資本剰余金		9,000
利益剰余金		820,428
評価・換算差額等		820,428
その他有価証券評価差額金		(257,761)
(うち当期純利益)		188
評価・換算差額等		188
<b>合 計</b>		<b>5,083,305</b>

合併公告	
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。	この合併に至り異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。	す。令和7年5月16日
福島県郡山市田村町金屋字下夕川原 (甲) 取締役会社 代表取締役 阪東 徹夫	横浜市都岡町5番地の1 株式会社横浜石英 代表取締役 阪東 徹夫

## 第33期決算公告

令和7年5月16日

横浜市都岡町5番地の1

株式会社横浜石英

代表取締役 阪東 徹夫

## 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	769,485
	1,699,021
<b>合 計</b>	<b>2,468,506</b>
負 債 及 び 部	1,314,849
	12,966
<b>負債合計</b>	<b>1,327,815</b>
負 債 及 び 純 資 産 の 部	516,880
	66,540
<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,844,255</b>
<b>合 計</b>	

## 第70期決算公告

令和7年5月16日

埼玉県さいたま市中央区本町西四丁目16番15号

田中産業株式会社

代表取締役 志賀 謙太

## 貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	2,494,771
	3,388,888
<b>合 計</b>	<b>5,883,660</b>
負 債 及 び 部	1,576,488
	221,528
<b>負債合計</b>	<b>1,800,016</b>
負 債 及 び 純 資 産 の 部	4,082,287
	80,000
<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,160,000</b>
<b>合 計</b>	